

## 庁議における審議要旨

### 日時

令和7年11月19日 午後2時00分～午後2時40分

### 場所

庁議室

### 出席者

区長、副区長、副区長、教育長、総務企画部長、管理部長、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、健康推進担当部長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長、土木担当部長、会計管理部長、教育部長、総務企画課長、企画担当課長、財政課長、広報課長

### 付議案件

- 1 「荒川区読書活動推進プラン」の素案について
- 2 荒川区地域福祉計画の素案について
- 3 重症心身障がい児童所支援事業者に対する補助事業の実施について

### 審議の要旨

- 1 「荒川区読書活動推進プラン」の素案について  
ゆいの森課長及び地域図書館課長から資料に基づき説明があり、了承。  
(主な意見・質疑)
  - 今回の庁議付議に至るまで、検討委員会も設置して意見をいただき、その内容をプランに反映しているという認識でよいか。
    - ・ 学識経験者や東京都書店商業組合荒川支部等の外部委員及び庁内関係部署で構成する荒川区読書活動推進プラン検討委員会を設置し、その様々な意見を盛り込んでプランの素案を作成している。
- 2 荒川区地域福祉計画の素案について  
福祉推進課長から資料に基づき説明があり、了承。  
(主な意見・質疑)
  - 策定委員会を設置して議論をし、それを素案に盛り込んでいるという認識でよいか?
    - ・ 庁内関係部署で構成する策定委員会を設置して議論するとともに、福祉団体等からも意見をいただき、その意見を盛り込んで素案を作成している。
  - 包括的な支援体制を整備する重層的支援体制整備事業が記載されているが、区民は既存の窓口でどのような相談をしてもよく、その窓口で解決できないものがあった場合には各窓口へつなげていくという認識でよいか。
    - ・ そのとおりである。これまでも、各窓口で相談を受けて他の窓口へつなぐ対応をしてきたところであるが、それを組織的に運用できるようにするものである。これまででは、各組織間・窓口間での個人情報の共有が難しかったが、今回の法改正により、組織間・窓口間での個人情報の共有ができるようになった。
- 3 重症心身障がい児童所支援事業者に対する補助事業の実施について  
障害者福祉課長から資料に基づき説明があり、了承。

## 配付資料

- 1 「荒川区読書活動推進プラン」の素案について
- 2 荒川区地域福祉計画の素案について
- 3 重症心身障がい児通所支援事業者に対する補助事業の実施について

**庁議付議予定案件**  
**(令和7年11月19日 午後 2時00分~)**

1 「荒川区読書活動推進プラン」の素案について

(説明者 ゆいの森課長・地域図書館課長)

2 荒川区地域福祉計画の素案について

(説明者 福祉推進課長)

3 重症心身障がい児通所支援事業者に対する補助事業の実施について

(説明者 障害者福祉課長)

○ 今後の庁議日程

12月 2日（火） 午後 4時00分~

12月12日（金） 午前 10時00分~



件名	「荒川区読書活動推進プラン」の素案について
ポイント	子どもの読書活動の推進に関する法律及び荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例に基づく「荒川区読書活動推進プラン」の素案を策定したので報告する。
内容	<p>区は、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、平成18年4月に荒川区子ども読書活動推進計画（第一次）を策定後、計画における成果と課題の点検及び評価を行い、地域の実情に合わせて5年ごとに策定してきた。</p> <p>令和5年4月に「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」（以下「読書のまち条例」という。）を施行してから初めての計画策定にあたり、あらゆる世代を対象とした「荒川区読書活動推進プラン」（以下「本プラン」という。）として新たに策定する。</p> <p>1 概要</p> <p>(1) 目的</p> <p>これまで学校図書館・区立図書館が中心になり推し進めてきた読書活動を、「読書のまち条例」の施行を経て、区民・区内事業者・区等、地域が一体となって行うことで、これまで以上に本に親しみ、分かち合い、豊かな心を育むまちづくりの実現を目的とする。</p> <p>なお、子ども（0歳から18歳まで）のみを対象とした「荒川区子ども読書活動推進計画（第五次）」については、本プランに内包する。</p> <p>(2) 本プランの位置づけ</p> <p>本プランの策定にあたり、読書のまち条例施行後初めての策定となるため、本プラン策定の根拠を子どもの読書活動の推進に関する法律に加え、読書のまち条例を区独自の根拠法令とし、図書館をはじめ、関連部署、区民、事業者を含めた地域全体で取り組むための、読書のまち条例の理念の具現化に向けた読書推進プランと位置付ける。</p> <p>(3) 基本目標</p> <p>「地域が一体となって読書活動を推進し、誰もが生涯にわたり豊かな心を育むことのできるまちづくり」</p> <p>(4) 本プランのポイント</p> <p>読書を愛するまち・あらかわ宣言で掲げられた理念と、読書のまち条例、及び荒川区子ども読書活動推進計画に基づき、区における読書の状況に関する課題を、区立図書館の現状やアンケート結果をもとに分析し、施策の柱を策定した。</p> <p>課題① 図書資料の充実および区民等に向けた取組</p> <p>令和6年度区政世論調査からは、図書館に行って良かったことは、「資料の充実」、「長時間ゆっくりくつろげること」、「小さい子どもと一緒に過ごすことができる」であった。引き続き図書館における蔵書の収集と充実（読書バリアフリーを含む）し、図書資料へのアクセス向上に取り</p>

組む。また、区立図書館が、滞在型の施設としての環境を整備し、子どもたちのサードプレイスとなる取組を重点的に実施していく。

#### 課題② 不読率の低減

区内の子どもやその保護者、成人を対象に、1か月の読書量を調査した結果、高校生の不読率（1か月に1冊も本を読まない割合）が6割以上で突出して高く、また、成人については約4割の不読率であった。学校等と連携し、乳幼児から中学生までの間に読書習慣を形成するとともに、高校生が読書に対し、興味や関心がもてるよう取組を強化する。また、引き続き、成人が本に触れる機会を創出するとともに、ボランティア活動や地域交流の場等として、まずは図書館に来館するきっかけとなるような取組を実施していく。

#### 課題③ 地域全体での読書活動

読書のまちづくりを目指していくためには、暮らしと読書がつながり、本が身近にある環境を整備する必要がある。そのため、区立図書館だけでなく、学校や地元書店、街なか図書館をはじめとした事業者等、あらゆる主体が読書活動を推進するための環境整備と、地域の子どもが主体となって事業を企画する等、よりニーズに合った事業を実施し、地域での読書活動及び地域のつながりとその循環を生む取組に努める。

#### 課題④ 区民等が読書体験を互いに共有する力の養成

アンケート調査結果によると、全世代で、本を紹介し合うことや、感想を共有する取組が大切だと回答が最多であった。読書のまちづくりの実現に向けて、引き続き家読（うちどく）を推進し、家族のコミュニケーションを図り、絆を深めていく。さらに、家庭という枠を超えて、読書の楽しさを発信し合い、人と人が共有できる機会を創出することで、あらゆる人が本を介して交流し、世代や地域間のつながりを作れるよう推進していく。併せて読書のまちづくりを地域一体で行うために、参加者の発言を促し、合意形成や問題解決を円滑に進める役割を担う「ファシリテーター」となる区職員の育成にも重点的に取り組む。

### （5） 施策の柱及び施策

基本目標の実現に向け、前述のポイントを踏まえて、次のとおり3つの「施策の柱」を定め、それぞれに3つの施策を整理した。

#### 【施策の柱1】

読書環境の整備および充実

～いつでもどこでも、誰もが自由にのびのびと

読書に親しめる環境を整備します～

#### 【施策の柱2】

全世代の読書啓発および体験の充実

～本が持つ無限の可能性と魅力的な読書体験を提供し、

読書と共に成長し暮らすことの喜びと豊かさを広めます～

### 【施策の柱3】

地域を読書でつなぐ取組

～読書の楽しさを分かち合い、地域と人、人と人がつながり、  
生き生きと活躍できるまちをつくります～

#### 【課題に対応する施策の柱について】

主要な課題	対応する主な施策の柱
課題① 図書資料の充実および区民等に向けた取組	柱1 読書環境の整備および充実
課題② 不読率の低減	柱2 全世代の読書啓発および体験の充実
課題③ 地域全体での読書活動	
課題④ 区民等が読書体験を互いに共有する力の養成	柱3 地域を読書でつなぐ取組の推進

#### (6) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

#### 2 検討体制・経過

本プランは、学識経験者、東京都書店商業組合荒川支部、担当副区長及び関係部署で組織する、荒川区読書活動推進プラン検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、読書推進プランの素案を検討した。

令和7年 7月25日 第1回検討委員会

9月22日 第2回検討委員会

10月17日 第3回検討委員会

令和7年 11月27日 文教・子育て支援委員会

11月28日 教育委員会定例会

12月 1日～12月21日 パブリック・コメント実施

令和8年 1月 第4回検討委員会

2月 教育委員会定例会

文教・子育て支援委員会

議会等報告

開示予定日

区報

HP

記者会見

11月27日

－

12月1日

12月1日

－

<主管部課> 地域文化スポーツ部ゆいの森課・地域図書館課

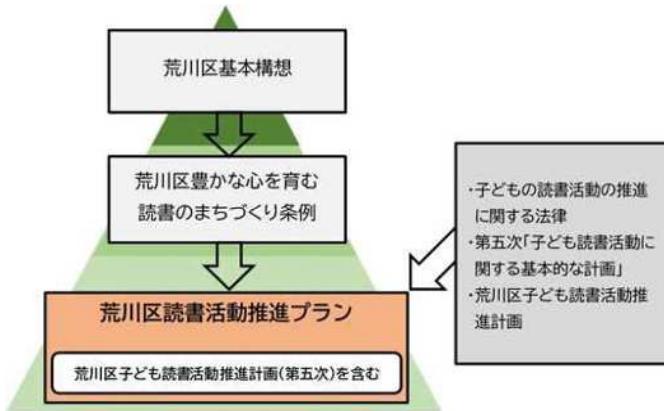


# 荒川区読書活動推進プラン（素案）【概要版】

## 1 荒川区読書活動推進プランの概要

- ◆ 本プランは「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」に基づいています。
- ◆ 「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例（読書のまち条例）」が掲げる目的を実現する際に必要な、読書活動推進のためのアクションプログラムです。
- ◆ 「荒川区子ども読書活動推進計画（第五次）」を内包し、子どもから大人まで、あらゆる人を対象にしています。

## 2 本プランの位置づけ



本プランは、区の基本構想との整合を図りながら、読書のまち条例の考え方の具現化を図るものであります。  
また、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、策定努力義務となつてゐる「子ども読書活動推進計画」については、本プランに内包します。

## 3 基本目標および施策の体系

### «基本目標»

地域が一体となって読書活動を推進し、  
誰もが生涯にわたり豊かな心を育むことのできるまちづくり

### «施策の体系»

<施策の柱1> 読書環境の整備および充実 ~いつでもどこでも、誰もがのびのびと 読書に親しめる環境を整備します~		重点	実施主体				
			図書館	学校等	事業者等	その他	
<b>施策1 読書環境の整備および充実</b>							
1 世代を問わず読書に親しめる環境の整備							
(1) 区立図書館資料の収集と充実		<input type="checkbox"/>					
(2) 区立図書館システムの利便性の向上とDX化の推進		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(3) 区立図書館のアクセシビリティの向上とサードプレイス化の推進		<input type="checkbox"/>					
(4) 区立図書館資料の図書館以外での活用による読書環境の整備		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
2 生涯にわたる読書習慣を身につけられる環境の整備							
(1) 児童施設等の読書環境の整備		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
(2) 学校図書館の蔵書の整備		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(3) 学校図書館の活用			<input type="checkbox"/>				
(4) 区立図書館における子どもを対象とした資料の収集と充実		<input type="checkbox"/>					
(5) 区立図書館の子どもにとって居心地のよい空間の整備		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(6) 学校図書館および区立図書館のデジタル社会に対応した読書環境と多様な子どもの読書機会の推進		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(7) 学校図書館と区立図書館の連携		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

## 施策2 読書バリアフリーの整備および充実

### 1 読書に困難のある人への取組

重点	図書館	学校等	事業者等	実施主体	
				区民・その他	
(1) 区立図書館における読書に困難のある人に配慮した取組の充実	<input type="checkbox"/>				
(2) 学校図書館と区立図書館の連携による障がいのある子どもに対する取組の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
(3) 地域全体で障がいのある人の読書を理解するための周知活動の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
(4) 障がいのある人への取組を強化するための研修等の実施	<input type="checkbox"/>				

### 2 日本語を母語としない人への取組

重点	図書館	学校等	事業者等	実施主体	
				区民・その他	
(1) 区立図書館における日本語を母語としない人へのサービスの充実	<input type="checkbox"/>				
(2) 学校図書館および区立図書館における子どもを対象とした外国語図書の収集と整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

## 施策3 読書活動の推進体制の整備および充実

### 1 身近な読書環境の周知および読書に対する関心の醸成

重点	図書館	学校等	事業者等	実施主体	
				区民・その他	
(1) 区立図書館の積極的な活用を促す取組	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>
(2) 宣言および読書のまち条例の周知による読書に対する関心の醸成	<input type="checkbox"/>				

### <施策の柱2> 全世代の読書啓発および体験の充実

~本がもつ無限の可能性と魅力的な読書体験を提供し、  
読書と共に成長し暮らすことの喜びと豊かさを広めます~

### 施策1 本を読む人を増やす事業の充実

#### 1 大人を対象とした読書啓発

重点	図書館	学校等	事業者等	実施主体	
				区民・その他	
(1) 読書の効果や魅力が実感できる事業の実施	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>

#### 2 子どもや若者を対象とした読書啓発

重点	図書館	学校等	事業者等	実施主体	
				区民・その他	
(1) 子どもや若者が読書を好きになる事業の充実	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>
(2) 子どもや若者と関連機関が連携して行う、子どもや若者の視点に立った読書活動の推進	<input type="checkbox"/>				
(3) 学校図書館の魅力的な書棚の充実				<input type="checkbox"/>	
(4) 不読率低減に向けた取組の強化	<input type="checkbox"/>				

#### 3 全世代を対象とした読書啓発

重点	図書館	学校等	事業者等	実施主体	
				区民・その他	
(1) 本を読まない読書機会の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>

### 施策2 読書活動を深める事業の充実

#### 1 大人の読書活動に関する事業

重点	図書館	学校等	事業者等	実施主体	
				区民・その他	
(1) 大人のニーズを意識した読書活動の支援	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>

#### 2 子どもや若者の読書活動に関する事業

重点	図書館	学校等	事業者等	実施主体	
				区民・その他	
(1) 子どもや若者の興味関心を喚起・育成し					

### 施策3 課題解決型読書活動を推進するための事業の充実

1 大人の課題解決型読書活動推進のための事業	重点	実施主体			
		図書館	学校等	事業者等	区民・その他
(1) 荒川区に関する地域資料と調査支援の充実	○	○			○
(2) ビジネス支援サービスの充実		○		○	○
(3) 区立図書館のレファレンス・情報提供・課題解決サービスの充実	○				
2 子どもや若者の課題解決型読書活動の推進のための事業					
(1) 学校図書館を活用した授業におけるプレゼンテーション能力の育成			○		
(2) 小論文コンテストや図書館を使った調べる学習コンクール等の実施		○	○		
(3) 区立図書館における中学生と高校生を対象とした文献調査方法の案内の充実	○	○			

<施策の柱3> 地域を読書でつなぐ取組の推進 ～読書の楽しさを分かち合い、地域と人、人と人がつながり、生き生きと活躍できるまちをつくります～					
施策1 自己実現および社会貢献のための取組	重点	実施主体			
		図書館	学校等	事業者等	区民・その他
1 ボランティア活動と協働に関する取組					
(1) 区立図書館のボランティアの育成	○	○		○	
(2) 読書活動に関連するボランティアとの協働事業の拡充		○		○	○
(3) 学校図書館におけるボランティアとの協働事業の実施			○	○	
2 民間事業者等との連携による読書活動に関する取組					
(1) あらかわ街なか図書館を地域資源として活用した取組の推進	○		○	○	
(2) 地元書店との協働事業の実施	○		○	○	
(3) 区内民間事業者の読書活動の支援および参画機会の拡充	○		○	○	
3 地域全体で行う読書活動に関する取組					
(1) 読書を地域に循環させる取組の推進		○	○	○	○
(2) 子どもや若者を主体とした地域をつなぐ読書事業の実施	○	○		○	
施策2 人々が交流するための取組					
1 読書体験を共有し分かち合うための取組					
(1) 読書体験を分かち合い、人と人とがつながるイベントの開催	○	○			
(2) 子どもや若者同士がつながり、読書体験を分かち合うスキルを身に付けるイベントの開催		○			
(3) 本を読む力・味わう力、読書体験を深める力・共有する力の養成	○			○	
施策3 読書活動と人をつなぐための取組					
1 地域が一体となって読書活動を推進するための取組					
(1) 地域と協働で読書のまちを実現するための区職員のスキルアップ	○	○			○
2 区内外に読書のまちを発信するための取組					
(1) 読書を愛するまちの文字・活字文化の推進によるシティプロモーションの一層の取組	○	○	○		○

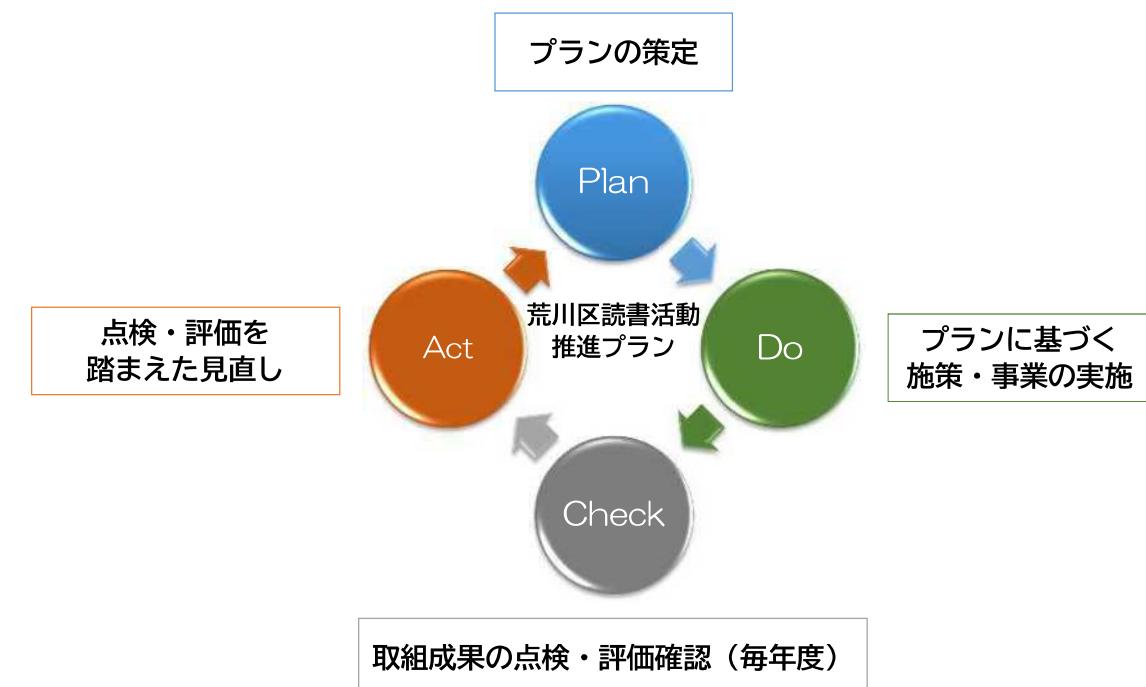
### 4 荒川区読書活動推進プランの実現に向けて

#### (1) 本プランの推進状況の把握

本プランに掲載した施策は、P D C A サイクルに基づいて、区民のニーズを捉えながら、具体的な読書活動推進事業内容を計画し、各年度で計画した内容と実際の取組状況や達成度等を、事業毎に設定した指標を基に点検・評価します。そして、乖離がある場合には軌道修正を行っていきます。大きな修正・変更が必要となる場合には、プランの見直しを行います。

点検や評価方法については、毎年度、読書活動推進事業を実施する関係部署により組織するプロジェクトチーム（P T）を発足し、各部署における柱ごとの取組を共有するとともに、組織横断的に連携を図ることで、効果的かつ効率的に事業の実施ができないか等を協議し、次年度に生かしていきます。

なお、毎年度P T等において、プランに沿って読書推進につながる事業を実施していきます。



#### (2) 家庭、学校、地元書店、区内事業者との連携

本プランに掲げた施策を着実に推進し、基本目標を達成するためには、図書館だけでなく、家庭、学校、地域、地元書店、区内事業者が「豊かな心を育む読書のまちづくり」の主体として、実現に向けて一体となって取り組んでいくことが必要です。

そのため、主体すべてが密接に連携・協働して荒川区の読書活動を推進していきます。

#### (3) 効果的な情報発信

本プランに掲げた施策を効果的に推進していくためには、区民の読書に関する興味・関心を高め、主体的な参画・利用を促していくことが不可欠です。また、本プランの趣旨や各施策について、家庭や地域に対して積極的かつ分かりやすく情報を発信していくことが必要です。

そのため、プランの趣旨や各施策について、区民に積極的かつ効果的に情報を発信していきます。また、情報発信に際しては、区立図書館内での周知に限らず、区立施設や街なか図書館等にも協力を得ながら、P T等でより良い周知方法を話し合い、対象者全員に情報が行きわたるよう工夫していきます。

# 荒川区読書活動推進プラン

素案(案)

## 「読書を愛するまち・あらかわ」宣言

読書は「心の栄養」です。

読書を通じて、言葉を学び、考える力を身につけ、感性を磨き、想像力を豊かにし、人生を自ら切り拓いていく力を育みます。

読書は「夢のタイムマシーン」です。

読書を通じて、あらゆる時代の人々の多様な生き方を知り、文明の歩みを知り、宇宙の広さ、未来の世界を知ります。

読書は「魔法の磁石」です。

読書を通じて、人とつながり、地域とつながり、世界中の人々の喜び、悲しみ、苦しみ、希望とつながります。

荒川区は、読書を心から愛し、読書の素晴らしさを未来社会の創造者であり守護者でもある子ども達に伝え続けるため、次のことを誓い、ここに「読書を愛するまち・あらかわ」を宣言します。

- 絵本の読み聞かせをはじめとする子どもの読書活動を推進します。
- 若者から高齢者まで生涯にわたる読書活動をサポートします。
- 本と人を結び、人と人がふれあう創造性豊かなコミュニティを醸成します。
- 図書館を文化活動の拠点とし、多彩な事業を展開します。
- ゆいの森あらかわを中心に、地域図書館、学校図書館、街なか図書館が連携し、本が身边にあるまちづくりを進めます。

平成30年5月27日 荒川区

起草委員会委員長 柳田 邦男

副委員長 小林 敦子

委員 錢谷 真美

山崎 一穎

藁谷 友紀

## 荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例

我がまち荒川区は、温かみのある下町らしい文化を受け継ぎ、古くからの歴史及び伝統を随所に残しつつ、新しさを幾重にも織り込んだ文化を形成し、発展してきた。

こうした中で、先人の知恵を学び、発展させ、次世代へ継承していくため、絵本の普及啓発、あらゆる世代を対象とした蔵書の充実、中央図書館の開館、学校図書館の整備等、様々な取組を展開してきた。その後、こうした取組及び精神を未来につなげていくために、「読書を愛するまち・あらかわ」宣言を行った。

この「読書を愛するまち・あらかわ」宣言を踏まえ、誰もが読書を楽しむとともに多世代が交流することができる図書館づくり、本に親しむきっかけとなる事業の充実等、読書活動に関する取組を進め、これにより、読書の意義及び重要性について、区民等の関心及び理解が着実に深まりつつある。

荒川区は、今後、これらの取組について更に発展及び充実をさせ、「読書を愛するまち・あらかわ」宣言の理念をより一層深めるとともに、区民等及び事業者の読書活動に関する取組を促進し、地域が一体となって、あらゆる世代の区民等が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、読書活動について基本理念を定め、区の責務並びに区民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、読書活動に関する取組の基本的な事項を定めることにより、あらゆる世代の区民等が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進し、幸福を実感することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は幼稚園、保育所等若しくは学校等に在籍する者をいう。
- (2) 事業者 区内において事業活動を行う全てのものをいう。
- (3) 幼稚園、保育所等 区内の幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)、保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。)その他これらに類する施設等をいう。
- (4) 学校等 区内の学校(学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)をいう。)、専修学校(同法第124条に規定する専修学校をいう。)、各種学校(同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。)その他これらに類する施設をいう。
- (5) 読書活動 読書、読書の支援その他読書に関するあらゆる活動をいう。

#### (基本理念)

第3条 読書活動は、読書が豊かな心を育むとともに、知識、教養、コミュニケーションの能力等を高め、人生を充実させる上で大切な役割を担うものであることに鑑み、地域が一体となって、誰もが読書に親しみ、学び、心豊かに暮らすことのできるまちを目指し、読書活動を推進するものとする。

#### (区の責務)

第4条 区は、前条に定める基本理念にのっとり、区民等が様々な機会において身近な場所で読書に親しむことができる環境の整備その他の区民等及び事業者の読書活動に資する施策を実施するものとする。

2 区は、前項の施策の実施に当たっては、区民等及び事業者と連携とともに、区民等及び事業者の相互の連携を促進するものとする。

#### (区民等の役割)

第5条 区民等は、日常生活において読書に親しみ、生涯にわたり学び続けるとともに、読書活動への参加及び協力を通じて相互に交流するよう努めるものとする。

2 区民等は、家庭において、本との出会いを大切にし、読書に親しみ、読書活動を通じて家族との一層のコミュニケーションを図り、読書の楽しさを共有するよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第6条 事業者は、その従業者、その事業の利用者等が日常生活において読書に親しみ、生涯にわたり学び続けるとともに、読書活動への参加及び協力を通じて相互に交流することができるよう、その事業の特性に応じて、その従業者、その事業の利用者等の読書活動の質の向上及び読書に親しむことができる環境の充実に努めるものとする。

2 事業者は、区民等、他の事業者及び区と連携し、地域が一体となって読書活動に関する取組を推進することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (幼稚園、保育所等における取組)

第7条 幼稚園、保育所等の運営等をする者は、その運営等に係る幼稚園、保育所等において、子どもの個性及び発達段階に応じ、絵本の読み聞かせ等を通じて子どもが本に親しむきっかけを作り、子どもの想像力及び感性が豊かになるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 幼稚園、保育所等の運営等をする者は、その運営等に係る幼稚園、保育所等にお

いて、保護者等に対し、絵本の読み聞かせ等を通じた家庭における家族とのコミュニケーションの大切さ等について周知するよう努めるものとする。

(学校等における取組)

第 8 条 学校等の運営等をする者は、その運営等に係る学校等において、児童、生徒、学生等(以下「児童等」という。)の個性及び発達段階に応じ、児童等が日常生活及びその授業等の中で読書活動に取り組むきっかけを作り、児童等が読書活動に取り組む意欲を高めることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 学校等の運営等をする者は、その運営等に係る学校等の教育活動において、児童等が主体的な読書活動を行い、豊かな心を育み、知識、教養、コミュニケーションの能力等を高め、生きる力及び人生を切り拓いていく力を身に付けることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(荒川区立図書館等における取組)

第 9 条 区は、荒川区立図書館(荒川区立図書館条例(昭和 25 年荒川区条例第 17 号)第 1 条に規定する荒川区立図書館をいう。以下同じ。)において、区民等が生涯にわたり読書活動に取り組むきっかけを作り、その読書活動の課題の解決を支援するため、図書その他の必要な資料の収集、読書に関わる人材の育成等を行うとともに、文化活動の拠点として、荒川区立図書館におけるサービスの充実を図り、多様な事業の展開に取り組むものとする。

2 事業者及び区は、地域において相互に連携し、荒川区立図書館その他の施設におけるそれぞれの読書活動に関する取組の質の向上及び読書に親しむことができる環境の充実に努めるものとする。

(障害等を有する区民等への支援)

第 10 条 区は、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害等の有無にかかわらず、全ての区民等が日常生活において等しく読書に親しむことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(読書活動推進月間)

第 11 条 区民等の間に広く読書活動についての関心及び理解を深めるとともに、区民等が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、読書活動推進月間を設ける。

2 読書活動推進月間は、11 月とする。

3 区は、読書活動推進月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、荒川区教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 目 次

<b>第1章 荒川区読書活動推進プラン策定の趣旨</b>	<b>1</b>
<b>第1節 荒川区読書活動推進プランの概要</b>	<b>2</b>
1 荒川区読書活動推進プランの目的	2
2 本プランの位置づけ	4
3 本プランの期間・対象・策定体制等	4
(1) 期間	4
(2) 対象	4
(3) 策定体制等	4
<b>第2章 読書活動の取組状況と課題</b>	<b>5</b>
<b>第1節 本プラン策定の取組状況</b>	<b>6</b>
1 区立図書館における取組	6
2 区立小・中学校における取組	8
3 読書環境整備における取組	9
4 協働に関する取組	13
5 バリアフリーに関する取組	16
6 文字・活字文化の推進における取組	17
7 地域全体での取組	19
8 読書活動推進のための取組	19
9 子ども読書活動に関する国と東京都等の動向	23
<b>第2節 荒川区における読書活動を取り巻く課題</b>	<b>27</b>
1 図書資料の充実および区民等に向けた取組	27
2 不読率の低減	30
3 地域全体での読書活動	32
4 区民等が読書体験を互いに共有する力の養成	33
<b>第3章 荒川区読書活動推進プランの展開</b>	<b>34</b>

第1節 基本目標および施策の体系	35
1 基本目標	35
2 本プランにおける施策の体系	36
第2節 施策について	37
1 施策体系図	37
2 施策内容	41
施策の柱1 読書環境の整備および充実	41
施策1 読書環境の整備および充実	41
施策2 読書バリアフリーの整備および充実	56
施策3 読書活動の推進体制の整備および充実	61
施策の柱2 全世代の読書啓発および体験の充実	63
施策1 本を読む人を増やす事業の充実	63
施策2 読書活動を深める事業の充実	68
施策3 課題解決型読書活動を推進するための事業の充実	73
施策の柱3 地域を読書でつなぐ取組の推進	78
施策1 自己実現および社会貢献のための取組	78
施策2 人々が交流するための取組	84
施策3 読書活動と人をつなぐための取組	86
<b>第4章 荒川区読書活動推進プランの実現に向けて</b>	<b>88</b>
第1節 本プラン推進の方策	89
第2節 本プランの推進状況の把握	91
第3節 家庭、学校、地元書店、区内事業者との連携	92
第4節 効果的な情報発信	92

## 資料編

- 1 荒川区読書活動推進プランの施策の柱および施策の体系·····〇〇
- 2 荒川区読書活動推進プラン案に対する有識者の意見·····〇〇
- 3 荒川区読書活動推進プラン案に対するパブリックコメント実施状況··〇〇
- 4 各種アンケート調査結果·····〇〇

5	子どもの読書活動の推進に関する法律	〇〇
6	文字・活字文化振興法	〇〇
7	視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律	〇〇
8	荒川区読書活動推進プラン検討委員会設置要綱	〇〇
9	荒川区読書活動推進プラン策定の経過	〇〇

**プラスオン**  
*plus on*

<「資料の充実」と「ゆっくりくつろげる滞在型図書館」>	29
<サードプレイスとフォースプレイスって?>	44
<乳幼児とのコミュニケーションツールとしての本の魅力とは?>	47
<学校図書館図書標準って?>	48
<レファレンス、課題解決サービスとは?>	74

## **第1章 荒川区読書活動推進プラン策定の趣旨**

## 第1章

## 荒川区読書活動推進プラン策定の趣旨

## 第1節 荒川区読書活動推進プランの概要

- ◆ 本プランは「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」に基づいています。
  - ◆ 「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」が掲げる理念を実現する際に必要な読書活動推進のためのアクションプログラムです。
  - ◆ 子ども読書活動推進計画（P 3参照）を内包し、子どもから大人まで、あらゆる人を対象にしています。
- ※ 「荒川区読書活動推進プラン」は、以下「本プラン」といいます。
- ※ 「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」は、以下「読書のまち条例」といいます。

## 1 荒川区読書活動推進プランの目的

本プランは、これまで学校図書館および区立図書館が中心となり推し進めてきた読書活動を、読書のまち条例に基づき、区民・区内事業者・区等、地域が一体となって行うことで、これまで以上に本に親しみ、分かち合い、豊かな心を育むまちづくりの実現を、区全体で目指すための具体的な行動を体系的にまとめたプランです。



なお、本プランにおいて、子ども（0歳から18歳まで）のみを対象とした部分については、「荒川区子ども読書活動推進計画（第五次）」に位置づけ、子どもたちが将来的に地域の読書活動の主体となり原動力となるような施策にすることで、豊かな心を育むまちづくりの実現を図ることを目標としました。

子ども読書活動推進計画は、これまでと同様に、区における成果と課題および国が定める第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、および東京都の「第四次東京都子供読書活動推進計画」を踏まえ作成しています。区の実情に応じ、区立図書館と学校の取組や連携、乳幼児のいる家庭への啓発や支援などを盛り込み、推進の具体的な内容を示しています。

#### 荒川区子ども読書活動推進計画

平成18年4月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき「荒川区子ども読書活動推進計画（第一次）」を策定後、国および都の方針を踏まえ、計画における成果と課題の点検および評価を行い、地域の実情に応じ5年ごとに策定してきました。

令和3年4月には「荒川区子ども読書活動推進計画（第四次）」を策定し、令和3年度から令和7年度までの5年間における、子どもの読書環境の充実を図るための取組を示し、区立図書館のみならず、学校や児童施設等と連携を図りながら、各学年に合わせた取組を行ってきました。また、4か月児健診に合わせて本をプレゼントする「ブックスタート」事業を開始するなど、乳幼児期から本が身近にある環境を支援するため、当該事業の実施に際しては、地域の人にボランティアとして関わってもらうなど、地域が一体となった読書のまちづくりを推進してきました。

#### 荒川区子ども読書活動推進計画（第五次）基本目標

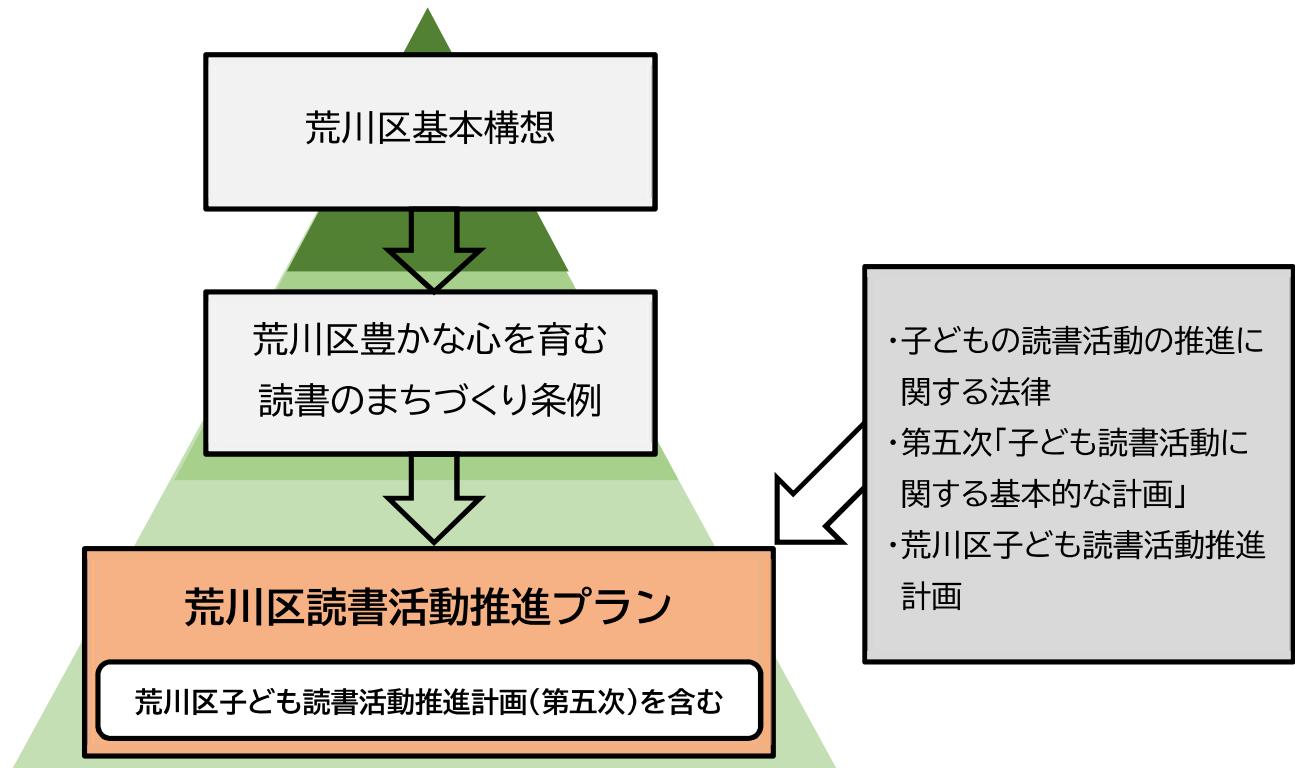
本プランに内包する「荒川区子ども読書活動推進計画（第五次）」については、子どもの自主的な読書活動を推進することで、生きる力を育むことを目指し、「地域一体となって読書活動を推進し、生涯にわたる読書習慣を形成する」を目標としました。

#### 子ども読書活動推進計画を本プランに内包することによる効果

- 生涯にわたる読書を念頭においた、長期的な視点および読書に困難のある人を含む、あらゆる人を対象にした視点を導入する。
- 地域ぐるみによる、全世代を対象とした取組の一環として、学校と地域の連携・協働に関する取組を掲げ、学校を核とした地域力の強化につなげる。
- 全世代を対象とした取組を一体的に推進することで、相乗効果を創出し、区独自の特色ある内容とすることが可能となる。

## 2 本プランの位置づけ

本プランは、区の基本構想との整合を図りながら、読書のまち条例の理念の具現化を図るものであります。また、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において策定が努力義務となつている「子ども読書活動推進計画」については、本プランに内包します。



## 3 本プランの期間・対象・策定体制等

### (1) 期間

期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

### (2) 対象

読書のまち条例第2条に挙げている、あらゆる世代の区民等（区内に住所がある人だけでなく、区内の事務所や事業所に勤務する人、幼稚園、保育所、学校等に在籍する人）を対象とします。

### (3) 策定体制等

本プランの策定にあたっては、学識経験者や地元書店、区関係部署職員で構成する「荒川区読書活動推進プラン検討委員会」を設置して検討しました。

## 第2章 読書活動の取組状況と課題

## 第1節 本プラン策定の背景

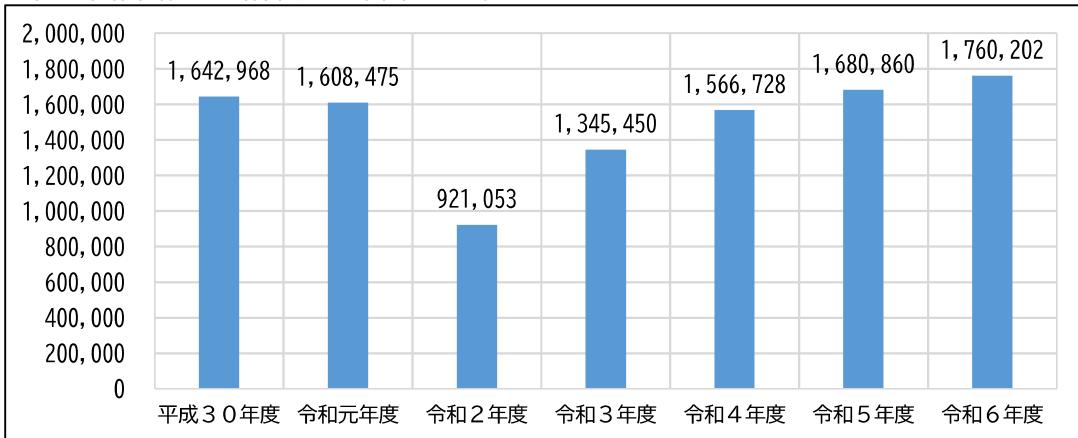
### 1 区立図書館における取組

区立図書館では「知の拠点」として、資料・情報の収集および提供や、読書活動推進のための事業を積極的に実施し、ビジネス支援といった課題解決型サービス等に取り組むとともに、より便利で使いやすいホームページの整備や、電子書籍の貸出・閲覧が可能な「荒川区電子図書館サービス」の導入等、DX（※）の推進によるデジタル社会の進展に伴う利用者の利便性向上にも積極的に取り組んできました。また、「荒川区子ども読書活動推進計画」の策定と実施により、子どもの自主的な読書活動を推進することで生きる力を育むという目的の実現を目指し、様々な事業を実施してきました。子どもたちのみならず、一般・シニア・障がい者向けのサービスの実施や、ビジネス支援等、様々な利用者に向け、多様なニーズに応える読書活動推進の取組を実施してきました。

平成28年度には「荒川区立図書館の運営に関する基本的な考え方」（平成29年3月策定）において、読書のまちあらかわを推進していくことを明らかにしました。「読書のまち・あらかわ」は、豊かな読書環境の整備を進めることで人と地域がつながり、さらに、子どもたちが成長し大人になって、次の世代を主体的な読書活動に導く役割を果たすといった、読書の好循環を生むまちであり、子どもから高齢者まで、誰もが読書に親しみ、学びながら心豊かに暮らすことができるまちであると定義しました。そして、区立図書館は、区民・学校・事業者やボランティア・その他の行政機関等と一体となり、「読書のまち・あらかわ」の実現に向けた取組をさらに推進するという目標を掲げました。

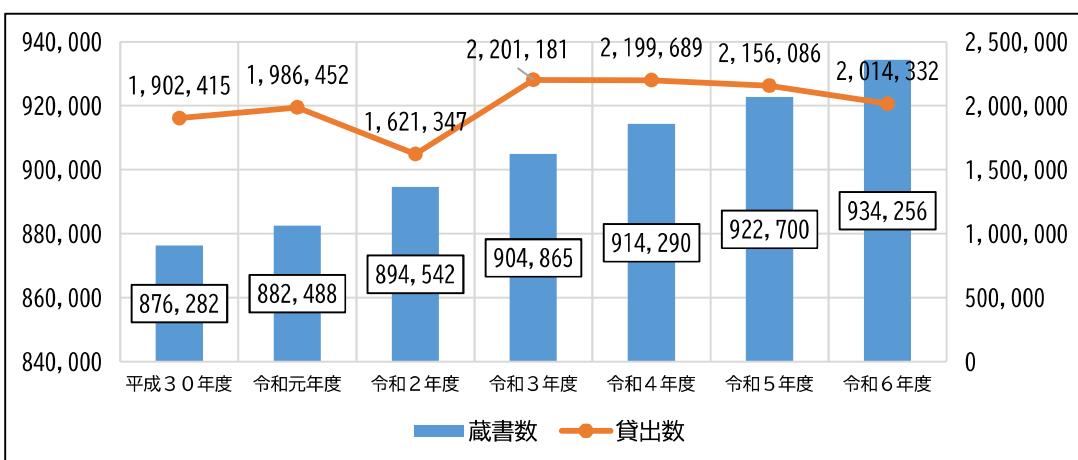
※ DX…Digital Transformation の略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

&lt;区立図書館の入館者数&gt;（単位：人）

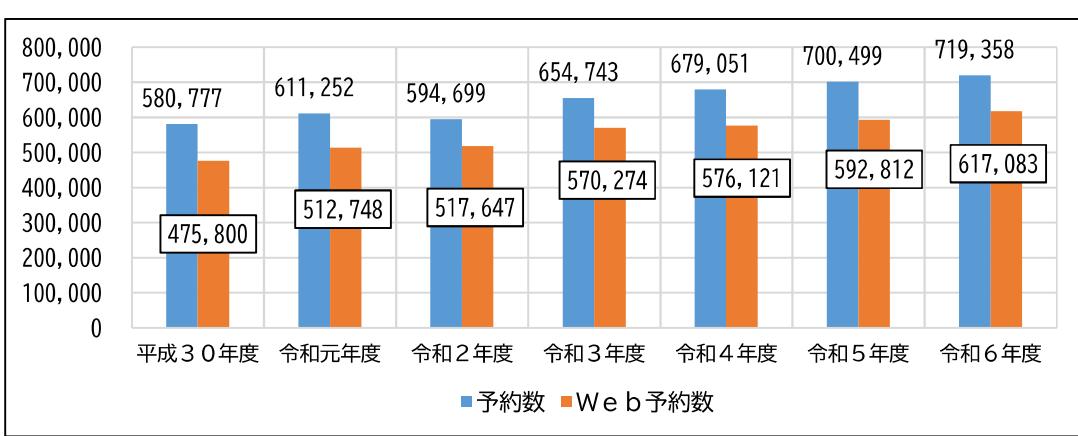


※ 令和2年度から4年度は、新型コロナウイルス感染症により休館・利用制限を実施。

&lt;蔵書数および貸出数の推移&gt;（単位：点）



&lt;資料の予約数とWeb予約の内数&gt;（単位：点）



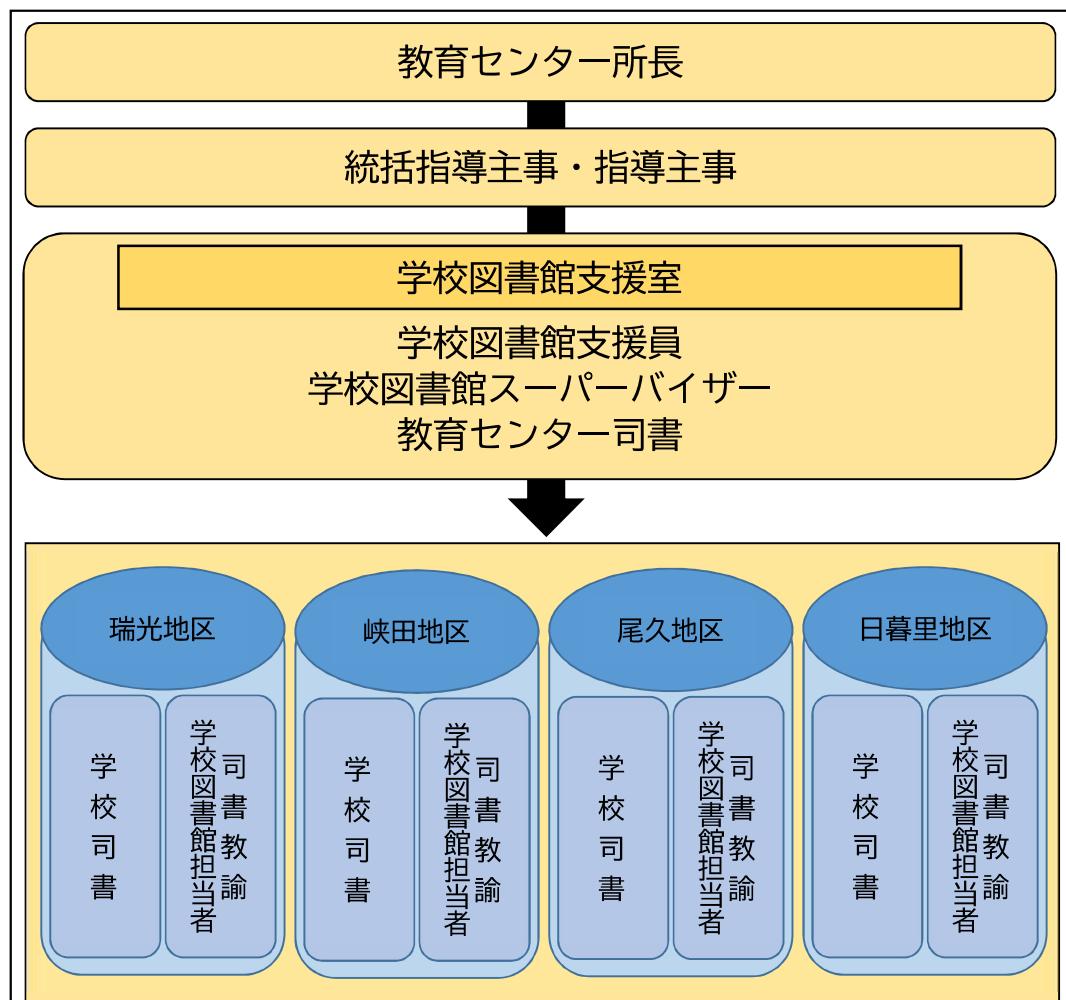
## 2 区立小・中学校における取組

学校図書館では、平成18年度、文部科学省の「学校図書館図書標準（※）」で定める蔵書数100%を満たす図書の配置を全校で達成し、高水準を維持してきました。令和6年度末現在、小学校では170%前後、中学校では140%強となっています。また、19年度には学校司書を全校配置し、21年度には週5日配置するなど、蔵書の充実、読書活動の推進を先駆的に実施してきました。

さらに、平成21年度には、学校図書館支援室を核とした、学校図書館支援体制を構築しました。令和2年度からは、学校図書館活用推進のため、学校図書館支援員・学校図書館スーパーバイザー・教育センター司書の3名構成としました。各校の学校図書館を訪問し、その活用方法についてアドバイスを行い、学校図書館活用に関する研究授業や協議会等に講師として指導、助言を行うこと等、各学校における子どもの読書の質と幅を広げる授業での活用支援を行っています。

※ 学校図書館図書標準…文部科学省が定めた学校図書館に整備すべき蔵書の標準（詳細は42ページを参照）

<荒川区学校図書館支援室の組織図>



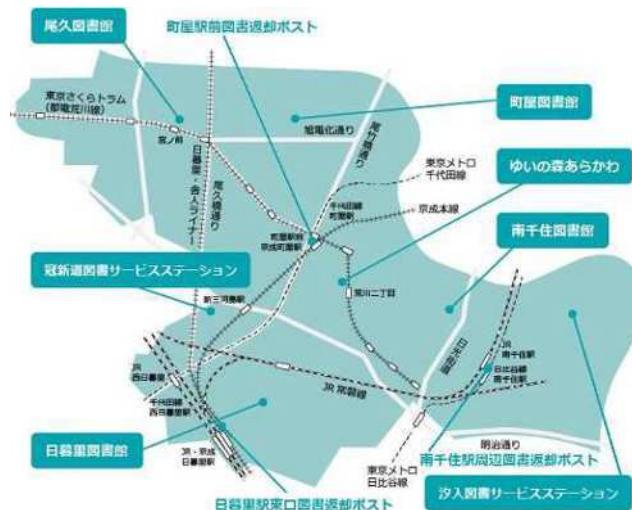
## ＜区内小・中学校における学校図書館の活用状況＞

<小学校>	令和4年度	令和5年度	令和6年度
蔵書の図書標準に対する割合 (%)	169	168	171
貸出冊数 (1人当たり/年)	87.1	92.1	119
授業での活用時数 (1学級当たり/年)	111.4	129.6	144.4

<中学校>	令和4年度	令和5年度	令和6年度
蔵書の図書標準に対する割合 (%)	140	142	145
貸出冊数 (1人当たり/年)	9.5	11.2	10.3
授業での活用時数 (1学級当たり/年)	88.9	103.5	108.1

### 3 読書環境整備における取組

区内には、5か所の区立図書館と2か所の図書サービスステーション（※）を設置しています。



区立図書館

中央図書館（ゆいの森あらかわ）

南千住図書館

尾久図書館

町屋図書館

日暮里図書館

汐入図書サービスステーション  
(南千住図書館分室)

冠新道図書サービスステーション  
(日暮里図書館分室)

この他に、区役所やふれあい館等の区立施設、および区内の病院や飲食店等の民間施設83か所(令和7年3月31日時点)に区立図書館のリサイクル本を活用した「あらかわ街なか図書館」を設置しています。

## ※ 図書サービスステーション…

近くに区立図書館がなく、サービスが十分に行き届きにくいと思われる地域において、図書の貸出や返却、予約等を実施するために設置する施設

### ① 区立図書館

区内5か所に設置している図書館については、平成29年3月26日に中央図書館・吉村昭記念文学館・子どもひろばが一体となった「ゆいの森あらかわ」を開館し、平成30年4月に日暮里図書館をリニューアルオープンしました。また、「荒川区立図書館の運営に関する基本的な考え方」に基づき、気軽に利用できて地域における生涯学習活動の拠点となるよう、令和3年2月20日に区立宮前公園内に尾久図書館を移転・開館し、あらゆる利用者がゆったりと快適に過ごせる滞在型図書館として整備しました。

また、南千住図書館では汐入地域に、日暮里図書館では西日暮里地域の区民に対する図書館サービスの充実のために、平成19年には汐入図書サービスステーション、平成21年には冠新道図書サービスステーションを設置しました。

さらに、図書返却ポストを地域に設置することや、図書サービスステーションを除く5館で開館する時間を午前9時に前倒しするなど、利便性の向上を図ってきました。

#### <区内の1km当たりの区立図書館数>

	図書サービスステーション等を除く	図書サービスステーション等を含む
荒川区	0. 49	0. 69
23区平均	0. 37	0. 46

23区平均と比較し、区では一定の範囲内に、より多くの図書館を配置していることで、図書の貸出や返却サービス等の利便性を高めています。

#### <近年開設した図書館>

##### ◆ゆいの森あらかわ

- 人と人、本と人、地域と人、文化と人が結びつく
- 知的好奇心を醸成、新たな発見や出会いを創造
- 乳幼児から高齢者まで、すべての世代が遊び・学び・楽しめる融合施設



ゆいの森あらかわは、図書館・文学館・子ども施設の機能をあわせもち、それぞれの機能が既成概念の枠を超えて有機的に結び付く「融合施設」であり、「課題解決型で体験型の施設」と定め、従来の図書館がもっている個人の読書活動、および知識の習得や学習の場といった空間だけでなく、本とワークショップ等を結び付けることによって、感性や想像力を刺激し、参加者相互の交流を図る空間として誕生しました。三つの特性を最大限に生かしつつ、それらを結び付けることにより、これまでにない事業展開を行い、施設全体を楽しみながら、遊びや学びを通して、子どもから大人まであらゆる世代が夢を育み、共感（ともに感じ）や交感（想いを分かち合い）し、表現を通じた他者とのコミュニケーションを図るなど、心をつなぎ合う施設を目指しています。

#### ◆尾久図書館

- 四季折々の花々やローズガーデンを一望して読書ができ、公園利用者もゆっくり休憩できる「飲食スペース」を設けた滞在型図書館
- 自然観察会等、公園と連携したイベントができる「多目的室」を設置
- 周囲に気兼ねなく、親子で読み聞かせや手遊びができる「おはなしコーナー」を設置



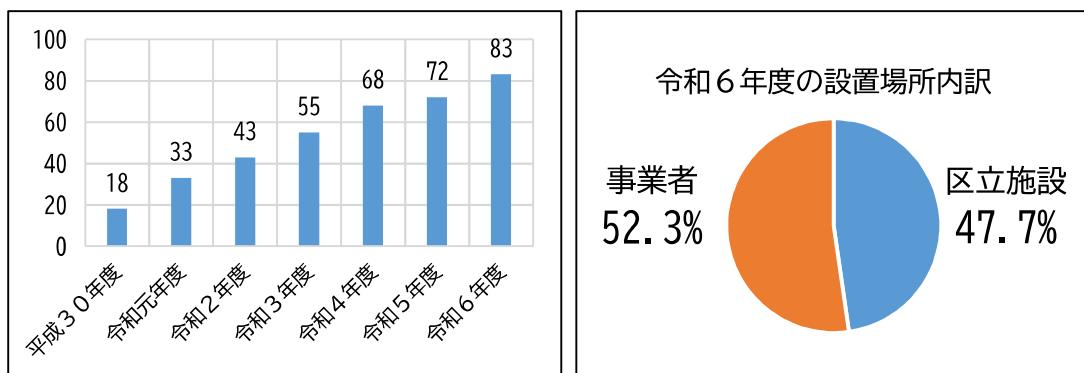
尾久図書館は、「学ぶ、集う、楽しむ」をテーマに、乳幼児から高齢者まで幅広い世代が快適に利用できる居心地の良い図書館を目指しています。

公園内にある図書館という魅力を最大限に生かし、館内はまるで自然の中にいるような木のぬくもりを感じられる設計になっています。また、館内には、全世代が集うことができる「ひろば」を整備し、新しい本や様々な人と出会う「世代間の交流」を推進しています。賑やかな図書館としてざわめきを許容し、読み聞かせや声を出しながら読書を楽しむことができる、誰もが気兼ねなく利用できる図書館です。

## ② 「あらかわ街なか図書館」の整備

本が身边にあるまちづくりを目指し、平成30年度から「あらかわ街なか図書館」の整備を行っています。区の施設および協力いただいた区内事業者等に区立図書館のリサイクル図書等を設置し、地域と区立図書館の連携を強化するとともに、「読書を愛するまち・あらかわ」の実現に向け、読書を通じた交流が生まれるような、本が身边にある環境づくりを推進しています。

<街なか図書館の設置件数> (単位:件)



## ③ 区立小・中学校における読書環境整備

学校図書館は、子どもの読書活動を促し、学習活動や情報活用能力を育成する「読書センター・学習センター・情報センター」の役割を担っています。

学校図書館の資料は、子どもたちの発達段階等を踏まえ、健全育成に寄与する構成と十分な規模を備えています。また、図書資料については日本十進分類法に分類して配架しています。さらに、「読書センター」だけでなく、「学習セ

ンター」、「情報センター」としても十分に機能するために、学校図書館運営組織で購入資料を選定しています。

さらに、蔵書の一層の活用促進と円滑な運営を目的に蔵書管理システムを全校に配置し、子どもたちへの本の貸出や蔵書管理を容易に行うことができる環境を整備しています。また、平成28年度からは各校連携型の蔵書管理システムを導入し、自校だけでなく他校の蔵書を横断的に検索できるようになり、図書資料（学校図書館資源）の共有化を図っています。また、子どもたちの自ら資料を探し出そうとする主体性を育み、「学習センター」等として、学校図書館の活動をさらに高めることを可能にしています。

#### ④ 乳幼児・児童施設等における読書環境の確保および充実

区立幼稚園や区立保育園では、各園における蔵書の充実を図るとともに、保護者や子どもへ絵本の貸出を行っています。

また、既存のひろば館・ふれあい館における図書の充実、書架等の環境整備を図っています。なお、ふれあい館を新設する際には、設計当初から図書コーナーの設置を想定するようにし、令和4年度には、読書も楽しめるサロンスペースを備えた、東尾久本町通りふれあい館とひぐらしふれあい館を開設しました。さらに、各施設では、配架している図書等を活用しておはなし会を開催する等、本に触れるきっかけとなる事業の充実に取り組んでいます。

### 4 協働に関する取組

#### ① 子どもたちとの協働

区立図書館では、読書活動の推進を目的に子どもたちと協働し、子どもの視点に立ったサービス展開を行ってきました。

令和4年度に開始した「子ども司書養成講座」では、区内の小学生（3年生以上）を対象に、司書の仕事体験等を通じて図書館のサービスを理解し、読書の楽しさを伝える方法等を学ぶプログラム（全7回程度）を実施しています。本講座の活動を通して、図書館職員と子どもたちが深く交流し、児童サービスへの気付きを得る機会となり、本の選定やイベント等の取組の充実につながっています。

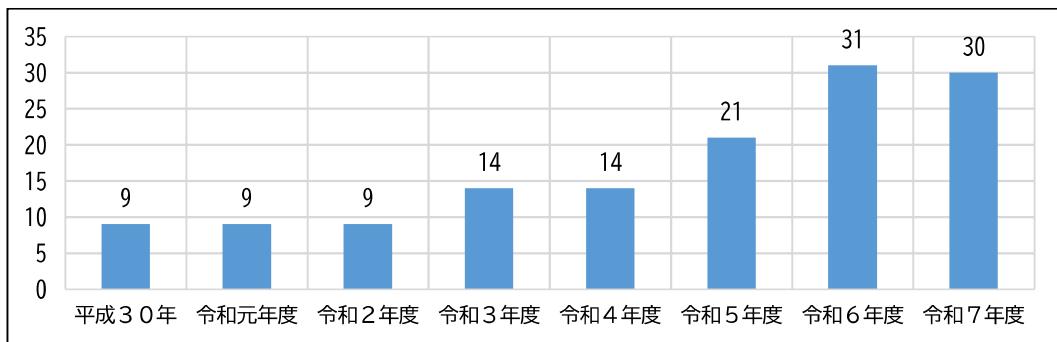
中学生以上の10代の子どもたちは「ティーンズスタッフ」事業を通じて、平成24年から協働を行ってきました。毎年メンバーを募集し、月に1回区立図書館内で活動し、自らの読書体験を広め、同年代や小学生等の読書活動を推進するための企画を実施してきました。

養成講座を修了した「子ども司書」とティーンズスタッフは、活動内容を自分たちで企画するなど、自主的な活動を行い、区立図書館と協働することで、図書館をより身近で魅力的な利用しやすい場所にし、読書活動の推進に力を発揮しています。

## &lt;子ども司書養成講座（令和7年度）&gt;

受講者数	10人（定員）
講座概要	<p>【目的】図書館の役割や司書の仕事を学び体験して、受講者自身が読書の楽しさや大切さを友達や家族に広く伝えることで、本と人との結びつきを手助けする子ども読書活動の推進リーダーの養成を図る。</p> <p>【内容】講座は、返却された本等をルールに従って本棚に並べる作業や、館内のPOPづくりのほか、カウンターでの貸出返却作業、読み聞かせ会等の内容で全7回実施する。</p>

## &lt;ティーンズスタッフの人数&gt;



## &lt;活動の様子&gt;



子ども司書養成講座



ティーンズスタッフ企画イベント

子ども司書の活動例  
特設コーナー制作の様子

子ども司書による特設コーナー

## ② ボランティアとの協働

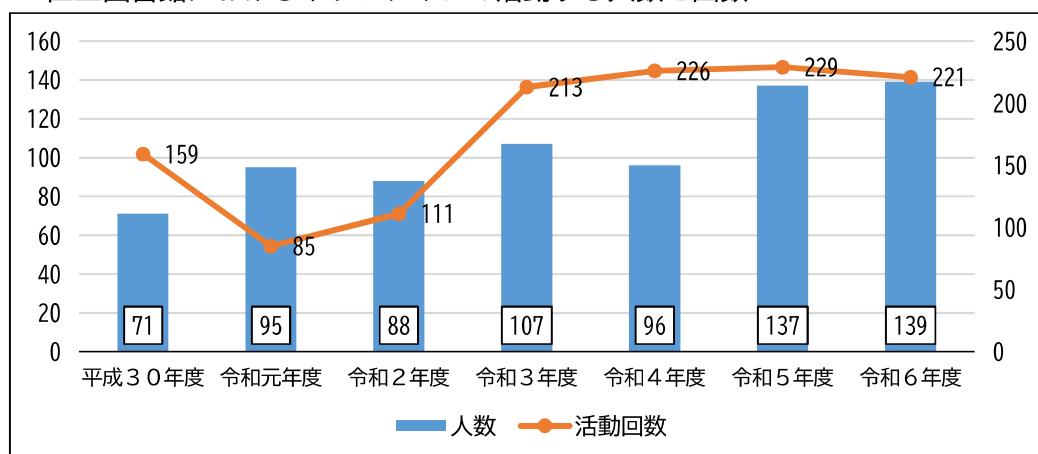
区立図書館では、優れた知識や技能・特技等を持った区民等に参加してもらい、図書館サービスの一層の向上と地域に根ざした運営を目指す目的で、ボランティアとの協働を実施しています。

区立図書館で実施する各種ボランティア養成講座において、図書館事業への理解と活動に必要な技能と知識を習得した後、各図書館での積極的な活動が行われています。具体的には、障がい者サービスにおける「音訳・点訳者ボランティア」、児童サービスにおける「絵本の読み聞かせ・ストーリーテリングボランティア」、様々な障がいのある子どもたちが楽しめる布の絵を作製する「布の絵本ボランティア」、区立図書館資料の修理を行う「本の修理ボランティア」など、多くの協働事業が長年にわたり実施されています。区の読書活動に多くの場面で力を発揮し、大きな推進力となっています。

<活動の様子>



<区立図書館におけるボランティアの活動する人数と回数>



### ③ 地域サークル等との協働

区立図書館は、地域で長く活動を続けている地域サークルの方々の活動拠点となっています。区民に読書活動や俳句活動に興味・関心を持ってもらうことを目的として、読書サークルで取り上げた作品の紹介POPや、俳句サークルで詠んだ句などを館内のコーナーに展示しているほか、当該サークルと連携した講演会などを開催しています。こうした事業は、地域の交流や繋がりを生みつつ、読書啓発になっています。

また、社会福祉協議会やボランティア団体等と連携し、認知症予防やフレイル予防のための活動場所となっているほか、縦・活サロンの開催など、読書だけでなく自由に過ごせる居場所となっています。



館内のコーナー展示



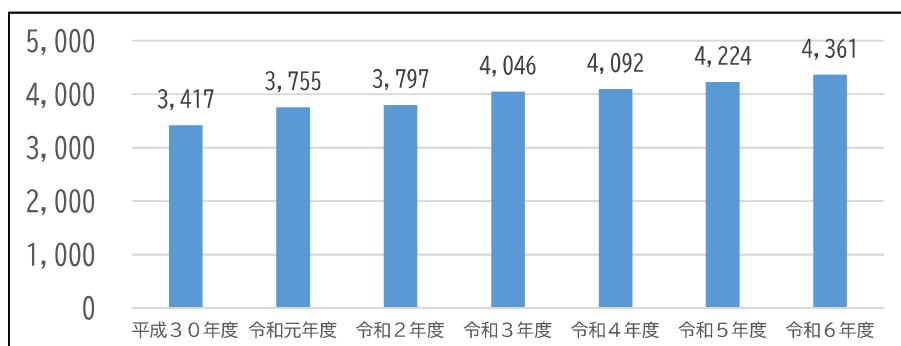
地域団体等との共催事業

## 5 バリアフリーに関する取組

区ではこれまで、誰もが読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるように、障がい者サービス資料の収集だけでなく、地域全体で障がいのある人の読書を理解するための周知活動を実施してきました。令和元年、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)が施行されたことを踏まえ、バリアフリー図書の展示やアクセシブルライブラリーの導入等、さらなる取組に努めています。



&lt;障がい者サービス資料所蔵点数&gt;（単位：点）



## 6 文字・活字文化の推進における取組

区ではこれまで、出版社や著作者、地元書店等、本に関わる人や団体と連携して、「文字・活字文化振興法」(※1)を背景とした事業を行ってきました。文化や知識を創造・普及し、これを次世代に継承するにあたり重要な役割を担う本を広めるよう取組を実施し、平成29年「ゆいの森あらかわ」の開館をきっかけに、より一層力を注いできました。

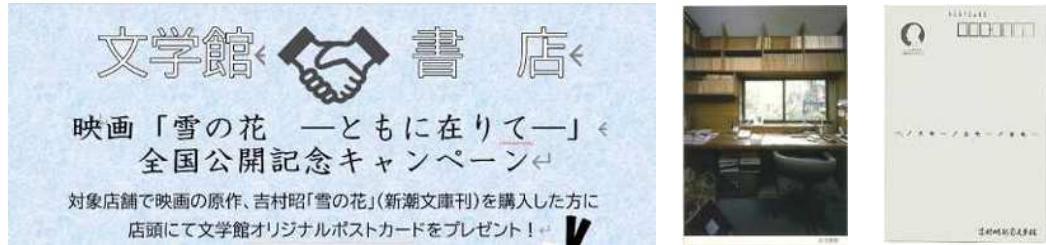
絵本の原画展や作家・編集者による講演会等を積極的に実施し、本の作り手と受け手、そして仲介者となる区立図書館が一体となって文字・活字文化を盛り上げていくことを目的に行ってきました。

例えば、ゆいの森あらかわで開催する講演会や原画展等の各種事業では、地元書店協力のもと、文字・活字文化事業の一環として書籍販売イベント「本の販売会」を実施しています。販売する本を選ぶ作業の中で、書店と図書館がそれぞれ感じる最近のトレンドや年齢層ごとの利用傾向、地域のニーズ等の情報を交換し、共有しています。そして、小規模の書店では実施が困難な、絵本作家のトークイベントやライブペインティングのようなイベント等も実施しています。また、各図書館では、地域への本の販売を通じて、事業に「つながり」や「ひろがり」を生むことで、読書活動を推進し、読書のまちづくりの土壌育成につながるよう努めてきました。

なお、地元書店は、「地域の重要な文化拠点」(※2)であり、その活性化を図ることは、文字・活字文化の振興もさることながら、地域住民の読書活動推進の大きな力になると考えています。区立図書館や乳幼児・児童施設においては、地元書店から書籍を購入し、また、その他区の事業においても積極的な利用をしています。

<取組例>

令和6年度 映画「雪の花」公開記念 吉村昭記念文学館と書店の連携企画



令和6年度 塚本やすし氏 ライブペインティングと「本の販売会」



※1 文字・活字文化振興法…

平成17年7月に、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることで、文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、知的で心豊かな国民生活および活力ある社会の実現に寄与することを目的に施行

※2 地域の重要な文化拠点…

令和7年6月10日公表の「書店活性化プラン」（経済産業省ほか）において、「街中にある書店は、地域住民にとって、多様な作品に触れることができる地域の重要な文化拠点であり、様々な考え方を吸収し、受け入れられる国民性と深く結びついており（以下、省略）」と示されている。

## 7 地域全体の取組

学校や区立図書館等だけでなく、読書のまちづくりを地域全体で推進するための事業を実施してきました。

昔なつかしい昭和の街頭紙芝居の上演や、平和に関する絵本の読み聞かせ、本を題材にしたイベントの実施等、本への親しみを醸成する事業を行ってきました。また、区立図書館を会場に、認知症月間認知症普及活動や里親普及、消防署の啓発イベント「区民安全安心講座」といった啓発事業を行い、区立図書館へ足を運ぶきっかけづくりや、関連する本と一緒に紹介する取組等を実施してきました。特に、イベント等で関連する本を提供・展示することは、本との出会いを創出するだけでなく、一層の理解が深められ、身近で役に立つ本の有用性を実感できると考え、積極的な実施に努めてきました。



あらかわ遊園での街頭紙芝居

さつき会館での読み聞かせ

図書館での安全安心教室

## 8 読書活動推進のための取組

### ① 「読書を愛するまち・あらかわ」宣言とその後の取組

平成30年5月27日、学校図書館の充実やゆいの森あらかわの開館等、読書のまち、絵本のまちとして行ってきた読書活動推進の取組や事業、精神を未来につなげていくために、「読書を愛するまち・あらかわ」宣言（以下、「宣言」といいます。）を行いました。

宣言文は起草委員会の協議により策定し、委員会では、以下のようなご意見をいただき、宣言文案に生かしました。

#### ◆ 読書に関すること

- ・子どもの読書は重要なワードである。体験力や言語能力を身につけさせるべきである。
- ・人にとって、考える力、読解力の養成が非常に重要である。
- ・絵本の読み聞かせにより、子どもは感性や創造力が磨かれ、それが知識に育つ
- ・知識と教養に加え、情報も大切な要素である。
- ・読書の目的は豊かな人格の形成にある。
- ・知識として蓄えるだけでなく、利活用することが重要である。

- ・美しい日本語をきちんと読め、話せる力や感性の育成が求められる。
- ・読書しないと心が痩せていく。
- ・読書は人間として生きる上、人間らしさの形成において必要である。

◆ 図書館に関すること

- ・知の創造拠点、文化活動の拠点、コミュニティの核として醸成を図るべきである。
- ・地域創造、地域の経済に持つ重要な役割がある。
- ・情報のメディアネットワークセンターである。
- ・学校図書館と区立図書館、現在と過去未来、多世代間等の「つながり」が重要である。
- ・図書の整備、区立図書館と学校図書館の充実を進める決意表明を入れるべきである。
- ・読書空間を図書館だけではなく、街の中に広げる視点が重要である。また、それがつながることも大切である。

◆ 宣言の策定方針に関すること

- ・ユニークで個性的で荒川区らしいものがよい。
- ・事業につながるもののがよい。

宣言後、あらかわ街なか図書館事業の開始、駅への図書返却ポスト（ブックポスト）の設置、都市計画公園内への尾久図書館の移転整備、図書サービスステーションを除く全館で開館する時間の前倒し、区立図書館・ゆいの森あらかわ公式X（旧Twitter）の開設等、誰もがいつでも身近な場所で本に触れられる環境と、新たなコミュニティ形成に取り組み、読書の楽しさや大切さ、本への親しみを感じることができる風土を醸成してきました。

<宣言後に実施した主な絵本原画展>

	作者	関連イベント
令和元年度	いせひでこ氏	講演会「絵本一とくべつな一日、とくべつな路」・ギャラリートーク 他
令和2年度	堀内誠一氏	「ぜんぶ、堀内誠一」ことこんスペシャルおはなし会



いせひでこ原画展  
本の販売会イベント



堀内誠一原画展

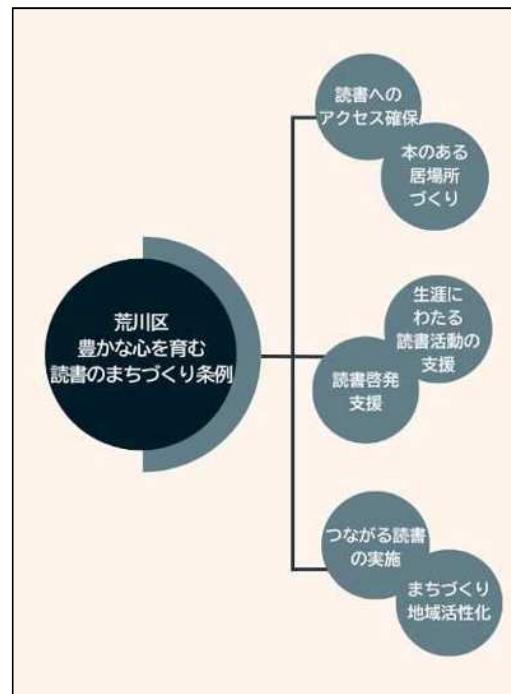
## ② 「読書のまち条例」の施行とその後の取組

区において「読書を愛するまち・あらかわ」を更に推進していくためには、宣言の理念の理解をより一層深め、区民や区内事業者等も含めた「地域」が一体となり、これまで以上に意識を高めていく必要があるとの声が高まり、令和5年4月1日に「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」を施行しました。

読書のまち条例では、地域の各主体が取り組むべき事項等を定め、あらゆる世代の区民等が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進し、幸福を実感することができる地域社会の実現に寄与することを目指しています。

読書のまち条例施行後は、これまでの取組を一層強化するとともに、毎年11月を読書活動推進月間と定め、著名な人による読書に関連した講演会の開催等、本に親しみがもて、読書の裾野を広げるための取組を実施してきました。また、「子ども司書養成講座」を修了した子どもたちとの協働事業や、「ブックスタート」事業の開始およびそれに伴うボランティア活動の場の拡充等に取り組んできました。

令和7年8月には、まちの文化をつくってきた区内の印刷事業者と区とが連携し、地域が一体となって読書活動に関する取組を推進することで、文字・活字文化の発展に繋げつつ紙の本の良さを伝えられるよう、本が製造される製作過程を



読書のまち条例の概略図

知ることのできる印刷・製本工場の見学会を実施しました。

また、令和6年10月には、場所や時間にとらわれず、便利な読書環境の提供するため「荒川区電子図書館サービス」を導入しました。パソコンやスマートフォン、タブレット等を使って電子書籍を読む新たな読書法は、文字の拡大・音声読み上げ・背景色の変更等の電子ならではの機能を活用することで、従来の「紙」の本ではできなかった読書が可能となります。

あわせて、視覚障がい者専用の電子図書館サービスも開始し、より多くの人の読書機会の充実を図ってきました。



印刷・製本工場見学

荒川区電子図書館サービス  
(トップページ)

<読書のまち条例施行後に実施した原画展>

	作者	関連イベント
令和5年度	石川えりこ氏	講演会 「絵本の森を歩こうinゆいの森」
令和6年度	しもかわらゆみ氏	しもかわらゆみ氏による 「おはなし会」「ギャラリートーク」他
令和7年度	吉田遠志氏	トークイベント「父・吉田遠志を語る」・ 「”2つの響き” アイリッシュハープ& 読み聞かせ」



吉田遠志原画展



しもかわらゆみ原画展

石川えりこ原画展

## &lt;読書のまち条例施行後に実施した講演会&gt;

	講演名	講演者
令和5年度	『本と私 ～アスリート視点から～』	栗原恵氏 (バレーボール女子元日本代表)
令和6年度	安藤玉恵が語る 「お芝居のこと、本のこと」	安藤玉恵氏 (俳優)
令和7年度	あんびるやすこさん講演会 「とっておきのおはなし」	あんびるやすこ氏 (絵本・児童書作家)
	「直木賞作家 朱川湊人と 下町の魅力と読書」	朱川湊人氏 (作家)

**9 子どもの読書活動に関する国と東京都等の動向**

## ① 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」&lt;国&gt;

子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的として、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。子ども読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国および地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子ども読書活動の推進に関する必要な事項が定められました。

この法律に基づき、国は、平成14年8月に第一次「子どもの読書活動に関する基本的な計画」を、平成20年3月に第二次、平成25年5月には第三次、平成30年4月に第四次、令和5年3月に第五次の基本計画を策定してきました。

そして、この間、子どもの読書活動に関連する法律の改正や関連する整備、学習指導要領の改訂等が実施されています。

令和4年6月には、「こども家庭庁設置法」や「こども基本法」等が成立し、国全体の子どもに対する取組の中で、読書活動の推進にあたっても、子どもが、それぞれ好きな本を選択し、好きな時間に好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等の様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保することが求められました。また、多様な子どもの意見を取り組に反映させるなど、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うことを重視し、取組に反映させることも求められました。

## ◆ 子どもの読書に関するこれまでの主な動き

## 第一次計画の期間中（平成18年4月～）

- ・文字・活字文化振興法の制定（平成17年7月（計画制定前））
- ・教育基本法の改正（平成18年12月）
- ・幼稚園教育要領、小学校および中学校学習指導要領の改訂（各教科における言語活動の充実）（平成20年3月）

- ・社会教育法および図書館法等の改正（平成20年6月）
- ・平成22年を「国民読書年」と定める。

**第二次計画の期間中（平成23年10月～）**

- ・著作権法の改正（平成24年6月）
- ・子どもの読書活動に関する法制上の整備（図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正）（平成24年12月）
- ・学校図書館法の改正および改定に伴う学校司書の規定（学校司書を専ら学校図書館の職務に従事する職員と規定）（平成27年4月）

**第三次計画の期間中（平成28年4月～）**

- ・学校指導要領等（幼稚園教育要領、小学校および中学校）の改訂（平成29年3月）
- ・高等学校学習指導要領の改訂（平成30年3月）
- ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の成立（令和元年6月）

**第四次計画の期間中（令和3年4月～）**

- ・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定（令和4年3月）

◆ 国 第五次基本計画 基本方針

- ・不読率（1か月に本を1冊も読まない人の割合）の低減
- ・多様な子どもたちの読書機会の確保
- ・デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ・子どもの視点に立った読書活動の推進

**② 「第四次東京都子供読書活動推進計画」<東京都>**

東京都においても、国の動きに伴い、平成15年3月に「第一次東京都子供読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示し、区市町村が計画を策定・更新する際や読書活動を推進していく際の基本となるものとして位置づけました。

東京都は、平成21年3月に第二次、平成27年2月に第三次、令和3年3月に「第四次東京都子供読書活動推進計画」を策定しました。

第二次計画では、第一次計画の取組の成果を踏まえて、学校における読書活動と乳幼児期の家庭を対象とした取組の必要性が重点的取組とされ、第三次計画では、第二次計画を基本に国の第三次計画を加味し、学校や図書館、家庭・地域、行政が連携して都内の子どもの読書環境を整え読書活動を推進することと、読書の質の向上を重点的取組としました。基本方針には、不読率の改善、読書の質の向上、読書環境の整備が具体的に示されました。第四次計画は、第三次計画の考え方を基本とし、学校、図書館、家庭・地域、行政が連携して子どもの読書環境

を整え、主体的・自発的な読書活動を発達段階に応じて推進することとしています。

◆ 都 第四次推進計画 基本方針

- ・乳幼児期からの読書習慣の形成
- ・学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進
- ・特別な配慮を必要とする子どもの読書環境整備の推進
- ・読書の質の向上

③ 「荒川区子ども読書活動推進計画（第四次）」に基づく取組

令和3年4月の「荒川区子ども読書活動推進計画（第四次）」の策定では、宣言の趣旨を十分に踏まえ、子どもたちが主体的に質の高い読書活動を実現できるよう、発達段階に応じて読書習慣を身に付ける取組を重点的に進めることとした。また、家庭における読書活動の推進に向けた家読（うちどく）（※）の推進や障がいのある人への読書支援の充実等の新たな取組を加え、子どもたちの読書活動を地域社会全体で支える「読書を愛するまち・あらかわ」を更に展開するものとしました。

※ 家読（うちどく）…

「家族ふれあい読書」の意味で、読書を通じて、コミュニケーションを図り、家族の絆をつくる取組

**<第四次計画期間中の成果>**

(1) 家庭、地域、身近な場所での読書活動の推進

◆ 家庭や地域での読書活動に関する啓発や働きかけ、環境整備

- ・ブックスタート事業の開始（令和5年8月から）

参加割合は、令和5年度は65.8%、令和6年度は57.3%

- ・家読（うちどく）リストの作成（毎年異なるテーマを決めて発行。現在6種類）

(2) 小・中学校における読書活動の推進

◆ 学校図書館の蔵書等の充実

- ・図書標準達成率 小学校171%、中学校145%

◆ 課題解決のための学校図書館の活用

- ・図書館を使った調べる学習コンクール応募数 8,736点

◆ 学校図書館と区立図書館の連携

- ・団体貸出点数 小中学校・高校17,878点

(3) 区立図書館における読書活動の推進

◆ 発達段階に応じた区立図書館の蔵書の充実

- ・マルチメディアDAYS図書 187点

◆ 読みたい本と出会えるきっかけの提供

- ・オーダーメイドブックサービスの開始（令和6年度48件）

◆ 様々な障がいに対応した読書環境づくりと更なる周知

- ・障がい者向け図書資料の展示会

◆ 来館せずに資料提供が行える仕組み

- ・電子図書館サービスの開始（令和6年度10月から）

## 第2節 荒川区における読書活動を取り巻く課題

宣言で掲げられた理念と、読書のまち条例、荒川区子ども読書活動推進計画に基づき、区における読書に関する課題を、区立図書館の現状やアンケート結果をもとに分析しました。

現状を分析した結果、以下4つの主要な課題が明らかになりました。

- 1 図書資料の充実および区民等に向けた取組
- 2 不読率の低減
- 3 地域全体での読書活動
- 4 区民等が読書体験を互いに共有する力の養成

これらの課題に対応するためには、読書人口を増やすとともに、読書意欲を喚起するような「本との出会い」を一つでも多く創出し、この両者を相対的に増やす必要があります。また、(3)・(4)の課題に対応するためには、本と人だけでなく、地域と人、人と人を結び付ける取組が必要です。

なお、本プラン策定に向けて、令和6年度に実施した区内の成人を対象にした区政世論調査において、読書活動状況に関する項目を設け、現況の確認を行うとともに、令和7年度には、区内の未就学児や小中学生とその保護者、区内都立高校に通学する高校生、特別支援学級を設置している学校（教員）、特別支援学校に通学する子どもの保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。アンケート調査等の結果全文については、本冊子の資料編に記載しています。

### 1 図書資料の充実および区民等に向けた取組

令和6年度に実施した区政世論調査によると、区立図書館に行って最も良かったことは「資料の充実」でした。区立図書館においては、蔵書数は増加傾向にはあります BUT、引き続き資料の充実を図る必要があります。また、整備した資料へのアクセス向上のため、これまで以上に利用者が、図書資料にアクセスしやすくなるよう工夫していきます。そして、その資料を使い、読書から学びと楽しみを得られるように、紙媒体と電子書籍（電子図書館サービス）の両方を情報源として、柔軟に選択できる環境を整備するとともに、レファレンスサービス（※）の活用促進や、読書バリアフリーに向けた取組等の充実と周知を徹底していく必要があります。また、子どもに対しては、区立図書館と学校等が連携し、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に資する読書環境」を整備して、読書機会の確保に努める必要があります。

加えて、同調査において、区立図書館に行って良かったことは、「長時間ゆっくりくつろげること」や、「小さい子どもと一緒に過ごすことができる」という意見が上位に挙がっていました。区立図書館において、誰もがゆっくりと過ごせる環境整

備や、小さい子と一緒に過ごすことのできる児童コーナーを中心とした環境の整備に努めていく必要があります。

さらに、地域が一体となって読書推進をしていくために、その要所である区立図書館を中心に、行政機関全体で取組を実施できるような支援をしていく必要があります。

※ レファレンスサービス…

図書館職員が、利用者の調べたいことに対して、図書館にある資料や情報源を用いて、情報提供や資料検索を支援するサービス

<区立図書館に行って良かったこと（上位3つ）>（区政世論調査 N=1, 345）

本・雑誌が充実していること	69.6%
飲食や会話も楽しめ、長時間ゆっくりくつろいで過ごすことができること	24.8%
小さい子どもと一緒に楽しく過ごすことができること	18.2%



### < 「資料の充実」と「ゆっくりくつろげる滞在型図書館」 >

令和6年度の区立図書館の蔵書数は、約93万冊です。大規模な蔵書はまさに情報の宝庫であり、多様で充実した資料は、図書館の「知の拠点」としての存在意義を高めています。図書館は区民と地域の新たな発見につながる情報源であり、悩みや問題解決を支援する場所として、多くの方に利用されています。

これまで図書館は、個人の知識の吸収や学習の場といった、いわゆる「静」の空間として利用されてきました。しかし、ゆいの森あらかわでは、本とワークショップ等を結び付けることにより、感性や想像力を刺激し、参加者同士の交流を図るなど「動」の空間としての新たな機能を付け加えました。こうした考えの下に、随所で本と触れ合えるような本棚や座席を館内各所に設け、また、誰もが利用しやすい環境と閲覧スペースを確保することにより、居心地のよいゆったりと過ごせる滞在型空間となっています。そして、図書館・文学館・子ども施設の三つの施設機能が有機的に結びつくことで、多面的なアプローチによる事業展開を可能にし、また多世代の交流を可能にする、今までにない発想の「融合施設」であり、核となる図書館の充実した蔵書とサービスをもとにした課題解決型図書館です。

利用者の知的好奇心を刺激し、さらに滞在型の読書空間を創出することで、何度も訪れたくなる図書館という設計思想は、その後にリニューアルオープンした尾久図書館にも反映しています。尾久図書館は、誰もが気軽に来られる親しみやすく安心感のある環境を整備し、さらに、あらゆる世代のそれぞれの特性に合わせた居場所づくり等を行っています。公園内図書館ならではのつくりを發揮し、普段図書館を利用しない人でも、公園からふらっと館内に立ち寄ることで様々な本との出会いを体験できる施設です。

いずれの施設も「知の拠点」であると同時に、利用する人と人がつながり、活力が溢れだす「発信拠点」であり、地域で読書の輪が広がることが特徴です。

また、その他の図書館も、それぞれの地域に根差した取組を実施し、本から知識を吸収するとともに読書の奥深さを知ってもらうことや、読書の楽しみとともに信頼と温もりのあるサービス提供の場となることを目指しています。

## 2 不読率の低減

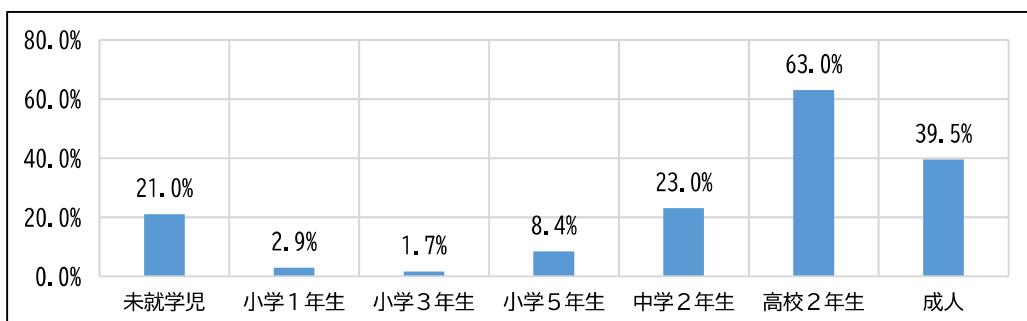
区における読書活動状況を分析するために、1か月の読書量について調査した結果、1か月に1冊も本を読まない人の割合（不読率）は、全世代の中で、高校生が突出して高くなっています。また、国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」においても、全国的に高校生の不読率が高いことが課題に挙げられています。一方、小学生に関しては、調査数や方法が異なることに留意が必要ですが、国や東京都の平均と比較して、小学1・3年生の不読率が大幅に下回るなど、これまでの学校や区立図書館による家読（うちどく）の推進等、区独自の読書活動の推進の効果が一定表れる結果となりました。

これらを踏まえ、区では、引き続き家読（うちどく）推進事業を学校等と連携して実施することで、乳幼児期から中学生までの間に読書習慣を形成するとともに、高校生が読書の必要性を感じ、読書に対して興味・関心をもてるよう取組を強化する必要があります。

また、令和6年度に実施した区政世論調査においては、約6割の成人が、1か月に1冊以上読書しているとの結果でした。また、区立図書館の利用カードの年代別登録率では、30歳代と40歳代は30%後半となっている一方で、50歳代以上の各年代では20%台に落ち込む状況となっています。

以上のことから、引き続き成人が本に触れる機会を創出するとともに、50歳代以上の世代に対しては、読書を推進するだけでなく、ボランティア活動や地域交流の場等として、まずは区立図書館に来館するきっかけとなるような取組を実施していく必要があります。また、読書バリアフリーの観点から、紙媒体だけでなく、電子書籍（電子図書館サービス）による非来館型のサービスを充実させることで、読書を気軽に親しめる環境を整備していく必要があります。

<区における各世代の不読率>



※ 「成人」の数値は、令和6年度に実施した世論調査における調査結果  
(18歳以上の成人を対象)

## &lt;未成人の国と都の不読率&gt;

	小学1年生	小学3年生	小学5年生	中学2年生	高校2年生
全国(※1)	—	—	8.5%	23.4%	48.3%
東京都(※2)	7.6%	7.4%	7.4%	11.6%	36.3%

※1 全国の数値は、全国学校図書館協議会（令和6年度）から引用。「小学5年生」の数値は、小学4～6年生を対象とした調査結果、「中学2年生」の数値は、中学1～3年生を対象とした調査結果、「高校2年生」の数値は、高校1～3年生を対象とした調査結果

※2 東京都の数値は、「令和6年度子供読書活動に関する調査の集計」（令和7年3月東京都教育委員会）から引用した結果を記載

## &lt;区内居住者における成年の年齢別図書館利用カード登録者数（令和6年4月1日時点）&gt;

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
29.9%	36.7%	36.2%	26.3%	24.9%	20.6%

### 3 地域全体での読書活動

読書のまちづくりを目指していくためには、暮らしと読書がつながり、本が身近にある環境を整備する必要があります。その実現に向けて、区立図書館だけでなく学校や地元書店、街なか図書館をはじめとした区内事業者等、あらゆる主体が読書活動を推進していくことのできる環境が必要です。また、イベントの開催にあたっては、地域の子どもが主体となり、子どもが自ら事業を企画することで、よりニーズに合った事業を実施し、地域での読書活動および地域のつながりとその循環を生む取組に努めます。さらに、公益財団法人全国出版協会出版科学研究所（2025年1～6月）によると、紙の出版物推定販売金額が年々減少しており、全国的に消えゆく書店が課題となっている中、令和7年度に国では「書店活性化プラン」を公表し、「書店活性化プラン」内において、「地域に根ざした読書環境醸成のためには、書店と図書館の連携が図られることが重要である」とされています。また、国では、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）内の6（2）安全・安心で心豊かな国民生活の実現において、「書籍を含む文字・活字文化の振興（書店と図書館等との連携促進及び読書バリアフリーの推進を含む。）や書店の活性化を図る」ことが盛り込まれています。こうした現状を踏まえ、継続して地域密着型の読書推進を図っていくために、地元書店との協働事業を実施していくことが必要です。



また、読書のまちづくりを地域一体となって進めていくためには、読書のまち条例の内容を区民等に理解してもらう必要があります。

区はこれまで、区立施設にのぼり旗を立てることや、ロゴマークを区の封筒等に掲載することで周知をしてきましたが、アンケート調査における条例の認知度は、約半数といった結果となっています。そのため、効果的な周知方法を検討し、周知力を強化する必要があります。



地元書店の店頭の様子

#### <令和6年度図書館アンケート>

令和6年7月20日～8月25日まで、区立図書館の来館者に対して任意にアンケート調査を実施しました。

読書のまち条例の認知度	48.6%
-------------	-------

#### 4 区民等が読書体験を互いに共有する力の養成

区はこれまで、家読（うちどく）リストの作成や、出産を迎える人に向けた読書活動の啓発、ブックスタート事業の開始等、家読（うちどく）推進につながる事業を通じて、家族内における読書の楽しさや感想等の共有を図り、家族の絆を深めていけるよう事業を進めてきました。アンケート調査結果によると、全ての世代において、本を紹介し合うことや、感想を共有する取組が大切だと回答した割合が最も多くなっています。そのため、読書のまちづくりの実現に向けて、引き続き家読（うちどく）を推進するとともに、家族のコミュニケーションを図り、絆を深めていく必要があります。また、家庭という枠を超えて、読書の楽しさを発信し合い、人と人が共有できる機会を設けることで、あらゆる人が本を介して交流し、世代や地域間のつながりを作っていく必要があります。

そのためには、読書の楽しさや自らの読書体験を伝える力を養成し、あらゆる人が自主的に共有しあえるきっかけとなる事業に取り組む必要があります。地域と人、人と人がつながることでもたらされる力を、将来的には区内の事業者や各種団体と協働し、読書の楽しさや経験を伝え合うことができる場の一つとなつてもらい、豊かな心を育むまちづくりにつなげていく必要があります。

<本を紹介し合ったり、感想を共有する取組が大切だと思う割合>

未就学児の保護者	小学生の保護者	中学2年生の保護者	高校2年生
76. 1%	63. 2%	70. 6%	47. 0%

### **第3章 荒川区読書活動推進プランの展開**

## 第3章

## 荒川区読書活動推進プランの展開

## 第1節 基本目標および施策の体系

## 1 基本目標

地域が一体となって読書活動を推進し、  
誰もが生涯にわたり豊かな心を育むことのできるまちづくり

本プランでは、読書のまち条例の理念や取組の実現に向け、「地域が一体となって読書活動を推進し、誰もが生涯にわたり豊かな心を育むことのできるまちづくり」を基本目標とし、目指すべき姿とします。

目指すべき姿の実現のため、本プランに、読書のまち条例の区民が心豊かで実りのある人生を送ることのできる読書のまちづくりの実現と、荒川区子ども読書活動推進計画における子どもの自主的な読書活動を推進することで生きる力を育むという二つの目的をもたせ、これまでの課題を解決しながら、両者の関連性や「読書を愛するまち・あらかわ」の将来像を思考して実行していきます。

なお、本プランにおける「読書」の定義を、「豊かな心を育むとともに、知識、教養、コミュニケーションの能力等を高め、人生を充実させる上で大切な役割を担うもの（読書のまち条例第3条）」とします。

「読書」でのまちづくりを達成するために、地域が一体となって、誰もが生涯にわたって読書に親しみ、学ぶことを推進します。本プランを策定・実行するにあたっては、長期的な観点をもち、区立図書館や学校が中心となって推し進めてきた読書のまちづくりを、やがては区に関係する人、一人ひとりが自ら行えるような展開を目指していきます。

また、本プランを具体的にイメージさせ、様々な場面で活用できるスローガンとして「いつでも どこでも だれでも 読書に親しみ わかちあう」を設定し、より多くの人が当事者となり得るよう取り組みます。スローガンの「いつでも」は、生涯のあらゆる場面で読書に親しめることを、「どこでも」は、街のあちこちで、本に出会い、読める環境を整備し、暮らしの中に読書が根ざすことを、「だれでも」は、本を読むことに困難のある人も含めたすべての人が読書できることを、「わかちあう」は、個人の体験である読書を誰かと共有・共感し取り交わすことや、読書活動を協働することで、地域と人、人と人をつなぐことを表し、読書のまちづくりへと結実させることを目指します（スローガンについての詳細は、本プランの第4章に記載しています）。

## 2 本プランにおける施策の体系

本プランでは、第2章第2節の課題を踏まえ、「地域が一体となって読書活動を推進し、誰もが生涯にわたり豊かな心を育むことのできるまちづくり」を実現するために、以下の3つの施策の柱を掲げます。さらに、課題を本プランに対応させることで、課題の解決につなげるとともに、読書のまち条例の具現化を目的とした本プランの推進力を高めることとしました。大局的な視点で各課題に対する施策の柱を設け、各施策は単体で効果を発揮するだけでなく、重層的に取り組むことで、それぞれの内容や成果が相互に作用し、影響を及ぼし合うことをねらいとしました。

主要な課題	対応する主な施策の柱
(1) 図書資料の充実および区民等に向けた取組	柱1 読書環境の整備および充実
(2) 不読率の低減	柱2 全世代の読書啓発および体験の充実
(3) 地域全体での読書活動	柱3 地域を読書でつなぐ取組の推進
(4) 区民等が読書体験を互いに共有する力の養成	

柱は、対象ごと、もしくは区立図書館や学校（学校図書館を含む）等の実施主体別ではなく、環境整備等の取組別とし、区の読書活動を全体的に捉え、つながりをもたせることに留意しました。行政機関と区内事業者等を含む区民等が主体となり施策を実行していくことで、豊かな心を育むまちづくりを推進していきます。

### 施策の柱1

#### 読書環境の整備および充実

～いつでもどこでも、誰もがのびのびと読書に親しめる環境を整備します～

### 施策の柱2

#### 全世代の読書体験の充実

～本がもつ無限の可能性と魅力的な読書体験を提供し、読書と共に成長し暮らすことの喜びと豊かさを広めます～

### 施策の柱3

#### 地域を読書でつなぐ取組の推進

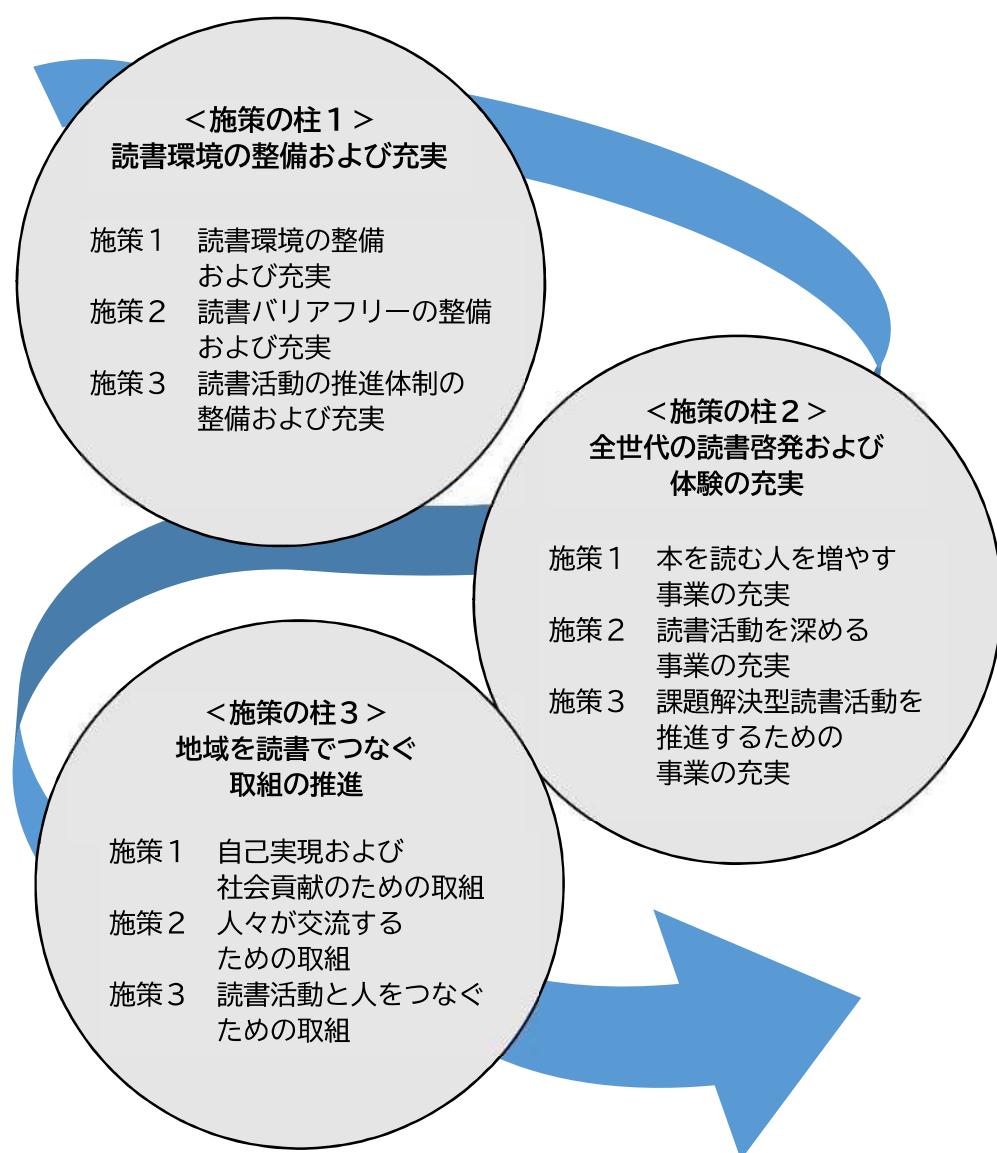
～読書の楽しさを分かち合い、地域と人、人と人がつながり、生き生きと活躍できるまちをつくります～

## 第2節 施策について

### 1 施策体系図

本プランの施策における実施主体は、以下のとおりです。

- ・図書館（荒川区立図書館および図書サービスステーション）
- ・学校等（読書のまち条例第2条（3）幼稚園、保育所等（4）学校等）
- ・区民・事業者等  
(読書のまち条例第2条（1）区民等（2）事業者・荒川区役所以外の官公庁)
- ・その他（荒川区役所（図書館および学校等を除く。））



<施策の柱1> 読書環境の整備および充実 ～いつでもどこでも、誰もがのびのびと 読書に親しめる環境を整備します～	重点	実施主体				
		図書館	学校等	事業者等	その他	
<b>施策1 読書環境の整備および充実</b>						
<b>1 世代を問わず読書に親しめる環境の整備</b>						
(1) 区立図書館資料の収集と充実		○				
(2) 区立図書館システムの利便性の向上とDX化の推進	○	○				
(3) 区立図書館のアクセシビリティの向上とサードプレイス化の推進	○					
(4) 区立図書館資料の図書館以外での活用による読書環境の整備	○	○	○	○	○	
<b>2 生涯にわたる読書習慣を身につけられる環境の整備</b>						
(1) 児童施設等の読書環境の整備		○	○	○	○	
(2) 学校図書館の蔵書の整備	○	○	○			
(3) 学校図書館の活用			○			
(4) 区立図書館における子どもを対象とした資料の収集と充実	○					
(5) 区立図書館の子どもにとって居心地のよい空間の整備	○	○				
(6) 学校図書館および区立図書館のデジタル社会に対応した読書環境の整備と多様な子どもの読書機会の推進	○	○	○			
(7) 学校図書館と区立図書館の連携	○	○				
<b>施策2 読書バリアフリーの整備および充実</b>						
<b>1 読書に困難のある人への取組</b>						
(1) 区立図書館における読書に困難のある人に配慮した取組の充実	○					
(2) 学校図書館と区立図書館の連携による障がいのある子どもに対する取組の充実	○	○				
(3) 地域全体で障がいのある人の読書を理解するための周知活動の実施	○	○			○	
(4) 障がいのある人への取組を強化するための研修等の実施	○	○	○	○	○	
<b>2 日本語を母語としない人への取組</b>						
(1) 区立図書館における日本語を母語としない人へのサービスの充実	○					
(2) 学校図書館および区立図書館における子どもを対象とした外国語図書の収集と整備	○	○				
<b>施策3 読書活動の推進体制の整備および充実</b>						
<b>1 身近な読書環境の周知および読書に対する関心の醸成</b>						
(1) 区立図書館の積極的な活用を促す取組	○				○	
(2) 宣言および条例の周知による読書に対する関心の醸成	○	○	○		○	

<施策の柱2> 全世代の読書啓発および体験の充実 ～本がもつ無限の可能性と魅力的な読書体験を提供し、 読書と共に成長し暮らすことの喜びと豊かさを広めます～	重点	実施主体				
		図書館	学校等	事業者等	区民・その他	
<b>施策1 本を読む人を増やす事業の充実</b>						
<b>1 大人を対象とした読書啓発</b>						
(1) 読書の効果や魅力が実感できる事業の実施		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	
<b>2 子どもや若者を対象とした読書啓発</b>						
(1) 子どもや若者が読書を好きになる事業の充実		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(2) 子どもや若者と関連機関が連携して行う、子どもや若者の視点に立った読書活動の推進	<input type="radio"/>					
(3) 学校図書館の魅力的な書棚の充実			<input type="radio"/>			
(4) 不読率低減に向けた取組の強化	<input type="radio"/>					
<b>3 全世代を対象とした読書啓発</b>						
(1) 本を読まない読書機会の実施		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
<b>施策2 読書活動を深める事業の充実</b>						
<b>1 大人の読書活動に関する事業</b>						
(1) 大人のニーズを意識した読書活動の支援		<input type="radio"/>				
<b>2 子どもや若者の読書活動に関する事業</b>						
(1) 子どもや若者の興味関心を喚起・育成し、心と知的好奇心を満たす読書活動の支援		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
(2) 子どもや保護者の家庭での読書活動に対する支援		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
(3) 学校における読書活動の支援および指導			<input type="radio"/>			
(4) 学校図書館および区立図書館における子どもの個別最適な読書機会の提供	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
<b>3 全世代の読書活動に関する事業</b>						
(1) 区立図書館の電子資料を活用した読書活動の支援		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
<b>施策3 課題解決型読書活動を推進するための事業の充実</b>						
<b>1 大人の課題解決型読書活動推進のための事業</b>						
(1) 荒川区に関連する地域資料の提供と調査支援の充実	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	
(2) ビジネス支援サービスの充実		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(3) 区立図書館のレファレンス・情報提供・課題解決サービスの充実		<input type="radio"/>				
<b>2 子どもや若者の課題解決型読書活動の推進のための事業</b>						
(1) 学校図書館を活用した授業におけるプレゼンテーション能力の育成			<input type="radio"/>			
(2) 小論文コンテストや図書館を使った調べる学習コンクール等の実施		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
(3) 区立図書館における中学生と高校生を対象とした文献調査方法の案内の充実	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				

<施策の柱3> 地域を読書でつなぐ取組の推進 ～読書の楽しさを分かち合い、地域と人、人と人がつながり、生き生きと活躍できるまちをつくります～	重点	実施主体					
		図書館	学校等	事業者等	区民・ その他		
<b>施策1 自己実現および社会貢献のための取組</b>							
<b>1 ボランティア活動と協働に関する取組</b>							
(1) 区立図書館のボランティアの育成	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			
(2) 読書活動に関連するボランティアとの協働事業の拡充		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
(3) 学校図書館におけるボランティアとの協働事業の実施			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
<b>2 民間事業者等との連携による読書活動に関する取組</b>							
(1) あらかわ街なか図書館を地域資源として活用した取組の推進		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
(2) 地元書店との協働事業の実施		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
(3) 区内民間事業者の読書活動の支援および参画機会の拡充		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
<b>3 地域全体で行う読書活動に関する取組</b>							
(1) 読書を地域に循環させる取組の推進		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
(2) 子どもや若者を主体とした地域をつなぐ読書事業の実施	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			
<b>施策2 人々が交流するための取組</b>							
<b>1 読書体験を共有し分かち合うための取組</b>							
(1) 読書体験を分かち合い、人と人とがつながるイベントの開催	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					
(2) 子どもや若者同士がつながり、読書体験を分かち合うスキルを身に付けるイベントの開催		<input type="radio"/>					
(3) 本を読む力・味わう力、読書体験を深める力・共有する力の養成		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
<b>施策3 読書活動と人をつなぐための取組</b>							
<b>1 地域が一体となって読書活動を推進するための取組</b>							
(1) 地域と協働で読書のまちを実現するための区職員のスキルアップ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
<b>2 区内外に読書のまちを発信するための取組</b>							
(1) 読書を愛するまちの文字・活字文化の推進によるシティプロモーションの一層の取組	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	

## 2 施策内容

スローガンの言葉一つひとつがどの施策に関連するかは、件名の下のラインの色、およびスローガンの頭文字でそれぞれ表現しています。

### 施策の柱1 読書環境の整備および充実

～いつでもどこでも、誰もがのびのびと読書に親しめる環境を  
整備します～

#### 施策1 読書環境の整備および充実

##### 1 世代を問わず読書に親しめる環境の整備

###### (1) 区立図書館資料の収集と充実

い

一般を対象とした図書については、利用者が学びと楽しみを得られ、より一層、読書に親しみがもてる蔵書を構築します。日常生活や課題解決に役立ち、興味関心を満たすことが可能な知識や教養に関する資料を充実します。少子高齢化の急速な進展等による成熟期を迎えた地域社会では、地域参加の促進や生涯学習の更なる充実が課題となっています。大規模かつ体系的・網羅的な蔵書を整備し充実した読書活動を支援することで、多種多様となっている個人の課題や楽しみの選択肢に応えられるように努めます。

また、地域住民の学習活動や調査研究、地域活動への参加を支援し、地域文化の継承や発展に貢献する郷土の歴史・文化・民俗・産業等に関する資料、吉村昭氏の関連資料、俳句のまち関連資料、えほん館を構成する資料等、独自のコレクションを一層強化します。

インターネットやSNSの進展、情報通信技術の高度化によって、情報の収集や交換の方法が多様に変化する中、著者や発行者等の作成者が明確で、編集や構成を経て取捨選択が行われ、体系化された情報が入手可能な資料での読書を支えるべく、更なる図書館資料の充実に取り組んでいきます。

収集にあたっては、毎週開催する合同選択会議において、図書館の活動の根幹をなす重要な業務として図書館職員が選定を行います。

また、蔵書の効率化や多角化を図り、加えて地域ごとに特色ある事業展開へつなげる目的で、各図書館が分担して収集する「特色ある図書館づくり」を推進します。図書館全体でより広範な資料を効率的に収集・保存するとともに、多様なニーズに対応できる区立図書館運営を行います。

## 解説

区立図書館資料の収集と地域に根差した「特色ある図書館づくり」

区立図書館の資料には、書籍・雑誌・新聞等の印刷資料、CD・DVD等の視聴覚資料、オンラインで使用可能な商用データベース・電子書籍・電子雑誌等があります。中央図書館では、生活実用を目的としたものから、区民の調査研究に必要な専門的な図書に至るまで、体系的かつ網羅的に資料の収集を行っています。地域図書館では、日常的な利用頻度が高い一般書や、専門分野の入口となる資料の収集を行っています。加えて、各館において、利用者像や地域の特色を踏まえた資料の収集と独自の取組を実施しています。資料の選定は図書館職員が行い、合同選択会議では、新刊図書の現物を全館の担当者で選定しています。この集中選書・集中発注分の書籍は、地元の書店（東京都書店商業組合荒川支部）を通じて購入しています。また、専門・大型書店での現物選定や古書店での購入も実施しています。

## (2) 区立図書館システムの利便性の向上とDX化の推進

いどた

求める本や情報に、より早く的確にたどり着き、読書や調査研究がしやすい環境整備のために区立図書館システムを充実します。図書館システムは、資料の受入・貸出・返却・蔵書検索・利用者管理等の運営全般を効率化し、ホームページをはじめとする様々な利用者サービスを向上させるためのコンピュータシステムです。安定した運用が可能で、利用者が安心・快適に使用できるシステムを導入し、使いやすく、効果的な機能を保持するだけでなく、新たな興味関心を導くような機能を付加します。

デジタル技術の革新に伴い、紙書籍と同時に電子書籍等の提供による資料の多様化を進めるために「荒川区電子図書館サービス」を実施していくとともに、来館せずに区立図書館の利用カードの申請や、利用カードをスマートフォン上に表示することを可能にするなど、デジタル技術を活用した図書館サービスの拡充に向けて取り組んでいきます。

## (3) 区立図書館のアクセシビリティ向上とサードプレイス化の推進

とた

あらゆる人が読書に親しめる体制を整えるために、区立図書館の環境を整備します。貸出返却カウンターへ聴覚や言語に障がいがある人が意思表示をするために指差しでコミュニケーションを取れるシートの導入や、「やさしい日本語」の積極的な使用等の検討を行います。バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、多言語化の推進に可能な限り配慮し、

区立図書館のアクセシビリティ向上に努めます。また、自宅等とは異なる、自分にとって心地のよい時間を過ごせる第3の居場所「サードプレイス」としての環境整備にも努め、豊かな心を育む読書のまちづくりの身近な拠点づくりを行います。

各地域図書館においては、「地域文化の交流・発信拠点」として魅力ある施設空間・環境を実現できるよう努めます。

&lt; サードプレイスとフォースプレイスって？ &gt;



近年、公立図書館では、地域の人々が交流できることや関係性を育む機能が期待され、人間関係における信頼や協力の絆をつくり、社会の「つながり」を生み出すことが重視されつつあります。図書館がその役割を果たすことで、地域の問題を解決するための協力関係を生み出したり、居場所のない人の拠り所になったりする効果があると考えられています。

生涯学習に代表される教育機会の提供、知る自由の保障等とともに、このような社会的なつながりや関係性によって、個人や地域に利益をもたらす社会関係資本の形成も図書館の役割であるとされています。そして、地域の人々が交流できる環境や居場所となり得る場を整備することの必要性が年々高まっており、さらに社会に受け入れられつつあります。

#### サードプレイスとは

第1の居場所（ファーストプレイス）である自宅、第2の居場所（セカンドプレイス）である学校や職場等とは別に、リラックスして過ごせる居心地の良い空間「第3の居場所」を表します。

例えば、サードプレイスでの読書活動には、屋外で花の匂いや風を感じながら本を読む、図書館等の落ち着いた環境で読むなど、非日常を味わい、日々のストレスから解放されることで、満たされる効果があると注目されています。また、その場に居合わせた人と交流することによって、孤立感を和らげることも目的とされています。さらに、子どもにとっての第3の居場所には、安心安全な環境を用意することも重要視されています。

#### フォースプレイスとは

フォースプレイスは、サードプレイスをさらに発展させた「第4の場所」です。福祉の分野では、社会包摶の場としての必要性が高まりつつあり、同じ問題等を共有する人たちが交流し、互いに助け合いながら解決することなどが、成功事例として挙げられています。

まだ明確な定義はありませんが、サードプレイスの交流をもっと進展させた場で、より強いつながりと、その中で派生する活動から新たな気づきや経験を得ることがフォースプレイスのもつ力だとされています。

本プランでは、読書を「人生を充実させる上で大切な役割を担うもの」と位置付け、あらゆる世代の人々が地域一体となって読書活動を推進することを目指とし、「豊かな心を育む読書のまちづくり」の達成を目指しています。フォースプレイスの概念や力と、読書を通じて興味関心や身近な課題を解決する行為は親和性が高いと考えています。

#### (4) 区立図書館資料の 図書館以外での活用による読書環境の整備

ど

暮らしの中に身近な読書環境を整備し、本や読書に親しめる機会や場所を増やし、活発な読書活動を推進するために、地域における読書環境を整備します。将来像である「地域一体となった読書環境整備」を視野に、まずは区立図書館の資料を活用した整備に力を注ぎ、一般団体や区立乳幼児・児童施設等へ貸し出す「団体貸出サービス」の拡充により、地域の中で、気軽に読書を楽しみ、本を通じた交流ができる場の増加を図ります。

また、リサイクル図書を活用し、「あらかわ街なか図書館」での使用や、地域のまつりやイベント等での配布・頒布を行います。

## 2 生涯にわたる読書習慣を身につけられる環境の整備

#### (1) 児童施設等の読書環境の整備

い ど

本を通じて、保護者や地域と触れ合うことで、乳幼児期に読書の楽しさを伝え、生涯にわたる読書習慣の基礎づくりにつなげます。また、コミュニケーションツールとしての本の魅力と、本に触れ合う体験を提供することにより、乳幼児の読書活動を支援します。

すべての子どもがより多くの本にアクセスすることができ、楽しい読書ができるように、幼稚園・保育園・ひろば館・ふれあい館・子育て交流サロンの読書環境の整備を行います。

各施設において蔵書の整備と読み聞かせを実施するとともに、保育園では絵本に関する園内研修の実施や区立図書館のおはなし会に参加して職員の専門性を高めるなど、子どもの読書環境整備を推進します。

ひろば館・ふれあい館・子育て交流サロンといった子どもに身近な施設では、読書のコーナーを設置し、本に親しむ機会と読書を通じて子育てを楽しむ環境を提供します。

区立図書館は絵本等の貸出のほか、保育園・幼稚園を含む乳幼児・児童施設と連携し、乳幼児の読書活動を支援します。

子どもの生活圏の各所で本に触れる機会が増えるよう工夫し、楽しい読書環境を整備し、豊かな心を育むために感受性を養う取組を実施します。

### 解説

©2016年荒川区

#### 保育園の読書環境の様子

乳幼児の読書環境の整備には、  
本の用意と読み聞かせが含まれます。



0歳児への読み聞かせ



2歳児への読み聞かせ



5歳児への読み聞かせ





< 乳幼児とのコミュニケーションツールとしての  
本の魅力とは？ >

乳幼児期の子どもへの本（絵本）の読み聞かせは、とても重要だとされています。生涯にわたる読書習慣の基礎づくりとしての大切さはもちろん、本をコミュニケーションの道具のひとつとして捉え、子どもとの触れ合いに生かすことの可能性は非常に大きいと言われています。

コミュニケーションツールとしての本の魅力は、第一に、絵本を読み聞かせする時にあります。テレビやインターネットの動画の鑑賞とは違い、本は読み手と聞き手が直接触れ合うことができます。子どもにとって、本を読んでくれる人は自分のために一緒に過ごしてくれ、自分のためだけに時間を用意してくれていることになり、触れ合いと共に大切な時間を与えてくれています。

第二に、1冊絵本があれば、自然にコミュニケーションをとれます。たとえ親子であっても、子どもに何と声かけをしたらよいか分からぬ時、本の絵を指して会話することができます。また、どう遊べばよいか分からぬ時には、絵やおはなしに合わせて真似をすることもできます。

第三に、本は子ども自身のコミュニケーションを育みます。自らの実体験を本の中で追体験できることや、本で読んだことを新たに体験できるといった、無限の可能性をもつ子どもの経験を豊かにし、そこで得た感情が成長を促してくれます。

生涯にわたる読書習慣の礎の段階で、本を介したコミュニケーションを通じて育んだ磨かれた感性や豊かな想像力は、「読書を愛するまち・あらかわ宣言」が示すように、人生を自ら切り拓いていく力になると考えます。

## (2) ① 学校図書館の蔵書整備と学校間における図書の相互利用



学校図書館図書標準に基づき学校図書館の蔵書の充実を継続させることにより、学校内でのより良い読書環境の整備を図ります。学校図書館の運営が円滑に行われるよう、蔵書の管理や子どもへの貸出に関するデータを活用して、蔵書に関する分析を行います。また、学校間における図書の貸借体制を整え、学校図書館の活用を推進します。

&lt; 学校図書館図書標準って？ &gt;

学校図書館図書標準は、平成5年3月に、文部科学省が公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として定めたものです。校種および学級数に応じて、標準となる蔵書冊数は異なっており、すべての学校図書館が子どもにとって十分な蔵書を確保し、読書活動や学習活動を充実させることを目的としています。学校図書館法に基づき、学校図書館が教育課程の展開に不可欠な施設として機能するための一つの目安とされています。

蔵書の目標冊数は、例えば、小学校では「 $6,000\text{冊} + \text{児童数 } 1\text{人につき } 10\text{ 冊}$ 」とされており、中学校では「 $8,000\text{冊} + \text{生徒数 } 1\text{人につき } 10\text{ 冊}$ 」といった具体的な数値が示されています。

&lt;小学校&gt;

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3~6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

例) 小学校で18学級の場合……10,360 冊

&lt;中学校&gt;

学級数	蔵書冊数
1~2	4,800
3~6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7~12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13~18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19~30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31~	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

中学校で15学級の場合……12,160 冊

区では、平成18年3月に「荒川区学校図書館活性化計画」を策定し、平成18年度に全校で学校図書館図書標準100%以上を達成しました。令和6年度末現在、小学校で170.6%、中学校145.5%となっています。

## (2) ② 多様な子どもに応える学校図書館資料の整備

ど た

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の基本の方針である「多様な子どもたちの読書機会の確保」を念頭に、豊かな読書経験の機会を充実していくために、特定分野に特異な才能のある子どもを含む、多様な子どもの知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な資料の整備をします。

## (2) ③ 学校図書館の蔵書管理・検索システムの整備

い ど

各校連携型の蔵書管理・検索システムの整備および活用を行います。システムを利活用することで、学校間の横断検索を可能にし、自校にない本を他校にある蔵書から選び、授業等で使用するなど、区内全公立学校が一体となった学校図書館の活用を図ります。

あわせて、学校図書館支援室と各学校の学校司書において共通のコミュニケーションツールを使用した情報交換や共有を行い、学校間連携業務の整備も推進します。

## (3) ① 教育課程に基づく学校図書館の活用

い ど

各校で定めた教育課程を確実に実施するために学校図書館を計画的に利用し、学校図書館資料を使って授業を行うなど、全教科・領域にわたって教科横断的に活用を推進することにより、子どもの思考力、判断力、表現力等の育成と指導者の授業力向上を図ります。

学校図書館は「読書センター」・「学習センター」・「情報センター」として学校の教育活動全般を支えるものであるという位置付けのもと、蔵書が充実した学校図書館を学習活動に活かしてもらうための活用方法の習得を行います。学校ごとに特色のある学校図書館行事を計画的に実施し、定着と促進を図ります。また、授業で活用しやすい学校図書館となるよう書棚の整備等、環境づくりを進めます。



学校の特色が見える  
学校図書館行事

## 解説

「読書センター」・「学習センター」・「情報センター」

学校図書館法により、学校図書館は「教育課程の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成するための施設」であり、『学習指導要領解説 総則編』に記載されている上記の3つの機能をもち、これらが相互に連携し、補完し合うことで、学校の教育活動全体を支えています。

例えば、ある課題について深く探究する際、まず学習センターの機能として課題を設定し、情報の収集の計画を立て、自ら解決の方法を考えます。次に情報センターとして図書およびオンラインデータベースやインターネット等を利用し、目的に合った情報を入手して情報の収集・選択・活用能力を育成します。その過程では、日頃読書センターの機能で培われた読解力が基盤となります。このように学校図書館は、子どもの知的好奇心を満たし、学習を深め、情報社会で活躍するための土台を築く、学校の中心となっています。

また、これらの機能を最大限に発揮するため、単なる本の保管庫ではなく、学習スペース、交流スペース、情報発信の拠点として、日々実践します。

## (3) ② 学校図書館の運営体制の強化



授業での学校図書館活用を積極的に進めるために、司書教諭・学級担任・教科担当教員と学校司書とが協働することにより、多様な資料を活用した授業内容の充実を図り、子どもの学習活動を支援します。

学校図書館長（校長）の経営方針のもと、全教職員に計画的・組織的・継続的な活用を働きかけるには、学校図書館活用年間指導計画を基に司書教諭と学校司書による綿密な打ち合わせが必要です。区では週2時間を確保し、打ち合わせだけでなく、時には活用授業の支援に入ることもあります。

学校図書館には、全学年・全教科の教科書と「年間指導計画」が常備されていますので、学校司書は教員と授業の狙いに沿った図書館資料等の準備を進めることができます。

## (4) 区立図書館における子どもを対象とした資料の収集と充実



乳幼児から小学生までの子どもの興味や関心・好奇心を満たし、豊かな心の成長を育むため、創造性や想像力に富んだ資料を収集します。また、子どもを取り巻く環境を書いたものや発達の段階に応じた資料を収集し、子どもの視点に立ったサービスの更なる充実を図ります。学びと楽しみを得られ、読書に親しみがもてる蔵書を構築し、その資料を子どもたちが活用し、主体的に課題を解決できる環境を整えます。

中学生・高校生に向けた資料の収集と充実については、これまで積極的に実施してきました。しかし、1か月に本を1冊も読まない人の割合である不読率は、未だ高い状態が続き、第2章の読書活動を取り巻く課題で前述のとおり、特に高校生では過半数が本を読まないという傾向にあります。10代の子どもたちの意見を反映させた資料収集を行い、楽しみと知識・教養、課題解決への効果を実感させ、読書に一層興味がもてるようになります。

子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を反映することを目的に、「子ども司書」や「ティーンズスタッフ」が議論をしながら本を選び、それを参考に図書館職員が購入を決める本の選定会や、不読率の低減のための事業や取組の企画立案への参加等による、主体的な読書活動を積極的に推進します。また、本を使って調べ、その結果をまとめる方法を学ぶ「文献調査方法」を案内することを通じてニーズを把握し、探究的な読書活動の支援に役立つ資料の収集と充実を積極的に推進します。

## 解説

きょうさく子ども司書

小学3年生以上を対象とした「子ども司書養成講座」（全7回程度）を修了した参加者で、地域や学校での読書活動を推進していくリーダーを指します。

講座では、司書（図書館職員）の仕事を体験し、図書館の業務や事業を学びます。どのようにして地域の読書が支えられ、読書活動が推進されているかを体感できるプログラムです。子どもにとって、読書により親しめ、楽しむことができると好評です。

ティーンズスタッフ

中学生以上の10代が自主的に参加し、月に1回活動を行います。1年制の募集で、その年に集まったメンバーで活動内容を決定します。年によって自分の読書体験を深める内容や、同年代もしくは小学生等の読書活動を推進するための企画内容となるなど、自主的に事業が運営されます。不読率の高いティーンズ世代の視点を取り入れ、図書館をより身近で魅力的な利用しやすい場所にする目的もあります。



子ども司書による本の選定会



ティーズスタッフミーティング

## (5) 区立図書館の子どもにとって居心地の良い空間の整備

ど だ

乳幼児や障がいのある子どもの視点に立った環境整備を推進するとともに、気軽に利用できるスペースを設置するなど、場の提供にも努めます。中学生・高校生には個人で勉強できるスペースや一緒に勉強し語り合える場所を提供し、居心地のよい環境整備に努めます。

また、不登校や引きこもり等、様々な理由で読書機会が少なくならざるを得ない子どもにとっても、図書館を「サードプレイス」として認識し利用できるように努めていきます。貸出返却カウンターを介さずに貸出が可能で、プライバシー保護に効果のある自動貸出機の継続運用や閲覧スペース等、利用しやすい環境づくりを行います。

読書を通じてあらゆる子どもの豊かな心を育むため、区立図書館が安心かつ充実した心地よい空間になるだけでなく、新たな知識や人との出会いを創出できる場として寄り添い、生涯にわたる読書活動のパートナーとして存在することを目指します。

(6) 学校図書館および区立図書館のデジタル社会に対応した  
読書環境の整備と多様な子どもの読書機会の推進

い ど だ

学校図書館では、タブレットPCと図書館資料を活用・併用した授業を行い、優れた研究や実践例を広めます。また、タブレットPCに電子書籍をダウンロードして活用することの有効性や課題を検証します。

学校図書館がもつ役割である「情報活用能力・課題解決能力」を育成し、個別最適な学びを保障しながら、主体的に学び続ける子どもの資質・能力の育成に努めます。情報を適切かつ主体的・探究的に活用できる情報活用能力を育成するために、各教科等の指導を通して情報モラルを身に付け、自らの目的（学び）やタイミングに応じ、学校図書館やタブレットPC等のメディアを十分に活用した情報の収集や取捨選択、情報のまとめ方や発表等の情報

活用を子どもが日常的に行える環境整備の検討を図ります。司書教諭（学校図書館担当者）が中心となって、「読む力」と「情報活用能力」の育成に関して教科間のカリキュラム・マネジメントを提案し、どの学年のどの単元でどのような情報活用能力を育成するのか、「紙」と「デジタル資料」をどのように利用すると子どもにとって確かな学びとなるかを発達段階に応じて検討を行います。

区立図書館では、図書館システムを利活用した資料検索や関連資料の紹介といったデジタル技術を用いた読書機会の拡大や、「荒川区電子図書館サービス」においてパソコン・タブレットPC等で読める電子書籍（電子資料）の貸出を行います。なお、「荒川区電子図書館サービス」では、個々の発達の段階や状況等に応じて、紙媒体や電子媒体等を柔軟に選択する環境を提供することで、紙の本と電子書籍の両方を情報源として柔軟に選択できるよう努め、生涯にわたる情報活用および課題解決の能力を育成します。また、電子書籍の拡張機能等を使い、適した読書方法を取得するなど、デジタル社会に対応した読書環境を活用し、従来の紙の本による読書に困難がある子どもへの読書環境の整備を図ります。

なお、デジタル社会に対応した読書環境の整備は、学校図書館と区立図書館が連携して行い、G I G Aスクール構想等の進展やデジタル田園都市国家構想も踏まえながら、それぞれの知識や経験、資源を生かす方法での実施を検討します。

## 解説

### 「情報活用能力・課題解決能力」の育成と、個別最適な学びの保障

情報活用能力と課題解決能力は、知識を「覚える」ことから「活用する」ことへと学習の焦点を移行させ、この「活用」を可能にするために、一人ひとりの個性や習熟度に応じた「個別最適な学び」が不可欠となります。

学習指導要領では、子どもたちが自ら学び、考え、社会で活躍するためのツールと環境を提供することを目指しており、知識偏重の硬直的な教育から脱却し、予測不能な未来を柔軟にたくましく生き抜くための「生きる力」を育むことが期待されています。

### 電子書籍の拡張機能

電子書籍には、文字の拡大、背景色の変更、マーカー・しおりの設定、テキストを合成音声で読み上げるなど、デジタル特有の機能を使用できるものがあります。例えば、文字の認識が難しい子どもが、音声読み上げ機能やハイライト機能を使用することで、読書の補助が可能となります。

### 「G I G Aスクール構想」

文部科学省が平成31年から進めている、全国の子ども一人ひとりにコンピュータ端末と高速ネットワーク環境を整備する取り組みです。

「G I G A」は「Global and Innovation Gateway for All」の略で「すべての子どもたちに、グローバルで革新的な扉を」という意味が込められています。この構想は、デジタルを活用した新しい教育のあり方を目指し「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目的としています。

区では平成26年度より全国に先駆け、区立小・中学校全校のタブレットPCの1人1台体制を整備するとともに、各学級の電子黒板の設置、通信速度の改善等、学校におけるICT教育を整備しています。



## (7) 学校図書館と区立図書館の連携

いど

「荒川区読書活動推進プラン」と「子ども読書活動推進計画」の実現に向けて、その中心となる区立図書館の職員と学校図書館の学校司書との間で情報交換等を行うための相互連絡会を開催します。また、各学校の学校図書館便りを区立図書館に送付して連携を図ります。

区立図書館は学校に対し、学校図書館および教室で利用する資料の提供や、授業で活用する図書の団体貸出を行います。区立小・中学校の各クラスに1か月間貸出をし、資料の配達と回収は区立図書館が用意する配本車で実施します。

区立図書館の職員が学校に出かけ、テーマに沿って本を紹介し、学びと楽しみが得られ、読書に親しみが持てるような「ブックトーク」事業を実施します。

解説  
@yamaguchi\_tanaka「ブックトーク」

本と出会い、読むきっかけを作るための本の紹介法のひとつです。設定したテーマに沿って、複数の本を順序立てて紹介し、読書意欲を喚起します。



## 施策2 読書バリアフリーの整備および充実

### 1 読書に困難のある人への取組

#### （1）① 区立図書館における読書に困難のある人に配慮した 資料の収集とサービスの充実

（い）ど（た）

区立図書館では、誰もが生涯にわたって読書に親しみ、学ぶことを推進するため、本を読むことに困難のある大人に配慮した取組を実施します。

視覚に障がいがある人には、デジタル録音図書「デイジー図書」および読み上げや拡大等が可能な電子書籍を読める「視覚障がい者専用の電子図書館サービス」を提供します。また、「対面音訳サービス」や拡大読書器・音声読み上げ器・リーディングトラッカー等、本を読む際の手助けとなる機器の整備と充実を図ります。

知的障がいや学習障がいのある人には、「ＬＬブック」、「マルチメディアデイジー」等の読みやすい本を、積極的に収集・提供します。

また、障がいのある人だけでなく、本を読むことに対する障壁を取り除くための支援を充実します。高齢等の理由から文字が読みづらい人や視力の弱い人が読みやすい「大活字本」や、仕事や子育て・介護等で読書の時間を日中に確保できない人が場所や時間にとらわれず利用しやすい「荒川区電子図書館サービス」の提供等を行います。

誰もが読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるように、利用しやすい形式の本を用意するとともに、本の内容にアクセスしやすいようサービスの充実を図ります。さらには、読書のまちづくり条例が目指す、豊かな心を育み、知識、教養を高めることが可能な読書機会の確保に努めます。

読書に困難のある人に配慮した資料とサービス等		解説
デイジー図書（D A I S Y 図書） (DAISY : Digital Accessible Information System)	視覚障がい等で活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書で、専用の再生機を使用して読む音声図書です。区立図書館では図書館主催の養成講座を受講したボランティアによる図書の作成も実施しています。	
マルチメディアデイジー (マルチメディアD A I S Y)	パソコン等を使用して読むデジタル図書で、音声と一緒にテキストや画像が表示され、文字サイズ・背景色・音声速度の変更や、どこを読んでいるのかが判別しやすいハイライト機能があります。発達障がい、知的障がい、肢体不自由、視覚障がい等で通常の本を読むことが困難な人や、加齢等により文字が見えにくい人など、誰もが読書を楽しむことができる本です。	
大活字本	視力の弱い人や文字が読みづらい人が読みやすいように、大きな字で書かれた本です。	
L L ブック	「やさしく読みやすい本」のことで、できるだけ短い文で、難しい漢字は使わず、ふりがなや絵文字があるなど、誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた本です。	
読書支援機器	読書を補助するための道具のことです。例えば、拡大読書器は、モニターに本を拡大して表示でき、白黒反転による色の変更等が可能で、リーディングトラッカーは、読みたい行以外を隠し、一行に集中できます。	
対面音訳サービス	対面音訳とは、主に視覚に障がいのある人に対して音読を行うサービスです。区立図書館内で実施し、図書館主催の養成講座を受講した職員もしくはボランティアが音訳者となって実施しています。	
代読サービス	知的障がいのある人が希望する本等の言葉を補ったり分かりやすく説明したりしながら代わりに読むサービスです。図書館主催の養成講座を受講したボランティアを中心に実施しています。	
視覚障がい者専用 電子図書館サービス	荒川区に在住の「身体障害者手帳（視覚障がい）」をもつ人が利用できる電子図書館サービスです。小説や実用書等、すべてのコンテンツを自動読み上げし、音声速度や男声女声の種類も選択可能です。貸出・返却の必要はなく、同時に何人も読めるため「予約」も不要です。	

## (1) ② 読書に困難のある人への区立図書館の蔵書提供

いとた

肢体不自由や視覚障がい等がある荒川区にお住まいの人を対象に、ご自宅に資料を届ける「宅配」を実施します。

また、新型コロナウイルス感染防止対策等の一環として開始した本の郵送貸出サービス（郵送料利用者負担）を継続実施し、図書館への来館が困難な人にも利用できるよう実施します。さらに、外出が困難な高齢者施設への団体貸出も行います。

様々な理由で区立図書館への来館が困難な人に蔵書の提供を行います。

## (2) ① 学校図書館および区立図書館における

障がいのある子どもに配慮した資料の収集と整備

どた

学校図書館では、障がいのある子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の拡充と、リーディングトラッカーや拡大読書器等の読書を支援する機器、電子書籍等の整備に努めます。

区立図書館では、視覚に障がいのある子どもが読む本「デイジー図書」「点字図書」「拡大図書」等や、知的障がいや学習障がいのある子どもが読みやすい本「ＬＬブック」「マルチメディアデイジー」等を積極的に収集します。また、「荒川区電子図書館サービス」の電子書籍（電子資料）では、音声読み上げ等の拡張機能の特性を活用するなど、障がいのある子どもたちが学びと楽しみが得られ、読書に親しみをもてる読書機会の確保を目指します。

また、様々な障がいのある子どもたちに向けて制作されてきた「布の絵本」については、障がいのある子もない子も、乳幼児からでも楽しめる、優れた絵本・遊具として、区立図書館で引き続き作成および収集を行います。

学校図書館  
LLブック



布の絵本

## (2) ② 子どもの読書バリアフリーに向けた学校図書館と 区立図書館の連携事業の実施

ど た

障がいがあるために、通常の本では読むことが困難な子どもの読書活動を推進するため、学校図書館と区立図書館の連携による子どもの「読書バリアフリー」を実施します。区立図書館で積極的に収集予定のバリアフリー資料を、一人でも多くの子どもに提供できるようにします。特別支援学級に対する資料提供とともに、区立図書館と学校の両方を会場にした読み聞かせ会およびおはなし会の実施や、案内等による図書館利用機会の向上を行い、読書活動を推進します。また、仕事体験等で区立図書館を活用するなど、本と図書館に親しむ事業と環境整備を連携・協力を図った上で行います。

特別支援学級と特別支援学校へのアンケート調査の結果を踏まえ、来館しやすい環境の整備と仕事体験についての要望に応えられるよう努めます。また、職場体験等をはじめ、区立図書館職員が館外に出向いて読み聞かせ等を行う出張おはなし会の実施や、「荒川区電子図書館サービス」の活用等、様々な方法で読書に親しめる環境を、関係する学校と連携しながら整備していきます。

## (3) 地域全体で障がいのある人の読書を理解するための周知活動の実施

た

地域一体となって読書活動を推進するために、障がい者の読書に関する周知活動を実施し、相互理解を深めます。

区立図書館では、有識者等による講座の開催や、図書館で実施する障がい者向けサービスの認知と利用の向上を目的とした展示会や体験会を行います。また、障がいのある人や関係者が利用する、区立心身障害者福祉センター（荒川たんぽぽセンター）、区立障害者福祉会館（アクロスあらかわ）等でも実施し、障がいのある人も互いに認め合いながら、読書に親しめる環境整備を推進します。



バリアフリー図書の展示

IBBY（国際児童図書評議会）が選定した  
世界のバリアフリー児童図書のコレクションの巡回展示

## (4) ① 障がいのある子どもの読書に関する職員研修等の実施

た

障がいのある子どもが読書に親しめる環境を整備するための知識やスキルを習得する目的で、子どもの読書に関わる学校司書や区立図書館職員等を対象に研修会等を実施します。障がいの有無に関わらず、多様な子どもたちが読書を享受でき、読書を通して豊かな心を育むことができるよう、理解を深め、環境整備に努めます。

## (4) ② 障がいのある人の読書に関するヒアリング等の実施

た

区内障がい者団体（荒川区心身障害児者福祉連合会加入団体）や、コミュニティカレッジの障がい者活動団体等から、障がい者の読書に関するヒアリングを行い、現在の状況や要望を把握し、取組につなげます。なお、「障害者差別解消法」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（「読書バリアフリー法」）に配慮した障がい者の読書環境整備に関する計画を策定するための体制づくりや内容の検討にも役立てます。

また、障がい者団体等にバリアフリー図書を使用した読書や区立図書館のサービスと施設について案内し、利用を促すとともに課題を見出し、取組につなげるよう努めます。

## 2 日本語を母語としない人への取組

## (1) 区立図書館における日本語を母語としない人へのサービスの充実

た

区立図書館では、日本語が母語でないために通常の資料を利用できない、もしくは利用しにくい大人、区に訪れる外国人に向けての資料提供に努めます。

日常生活や課題解決に役立つ知識や教養に関する資料や興味関心を満たす外国語資料の収集・提供が行えるよう、入手方法の検討と整備を行います。また、最新の情報が取得できる雑誌等については、より多くの言語と種類を提供できるよう電子書籍の導入を検討するなど、学びと楽しみを得られ、読書に親しみがもてるような環境整備に努めます。

## (2) 学校図書館および区立図書館における

## 子どもを対象とした外国語図書の収集と整備

た

区立図書館と学校図書館では、日本語を母語としない子どもの読書機会確保のための資料の収集と提供に努めます。

区立図書館では、外国語資料の積極的な収集を行うだけでなく、本を使って、日本の文化や生活習慣を理解することができ、互いの文化を認め合う土壤づくりとして、母国と日本の

地理、文化、歴史等に関する資料の貸出や、母語で書かれた本を選ぶための蔵書資料リストの提供を行います。また、学校生活や学習に円滑に適応できるきっかけとなる資料を、学校への団体貸出を活用して提供するなど、日本語を母語としない子どもへの資料提供の整備を行います。

### 施策3 読書活動の推進体制の整備および充実

#### 1 身近な読書環境の周知及び読書に対する関心の醸成

##### (1) 区立図書館活用の積極的な活用を促す取組

いどだ

誰もが本を無料で借りることができ、豊富な蔵書による多種多様な情報取得が可能な区立図書館サービスを周知するための取組を積極的に実施します。

図書館以外での周知を目的に、区が実施するイベントの来場者に、区立図書館・電子図書館サービスの広報を行います。楽しみながら気軽に健康増進に取り組める健康アプリのポイント取得の場に区立図書館を設定するなど、本に関心のない人を含めた一人でも多くの人に、足を運んでもらうための周知を行います。また、区立図書館では、図書館への興味・関心を喚起し、利用および活用促進を図るため、気軽に参加できるツアー形式の図書館案内を実施します。

人生の充実等を目的に、読書を通して知識、教養、コミュニケーション能力等を高める際、区立図書館の資料やイベント・各種事業を利用することの意義を、広く地域に周知して利用を促進し、心豊かに暮らすことのできるまちづくりの推進に役立てます。

読書だけではない、情報センターとしての役割の周知を積極的に行うことで、図書館の活用を促進します。

##### (2) 宣言および読書のまち条例の周知による 読書に対する関心の醸成

いどだ

「読書を愛するまち・あらかわ」宣言、「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」、「荒川区読書活動推進プラン」に関する一層の周知を行い、区民・事業者・幼稚園・保育園・学校・区職員等地域全体の認知と理解を強化します。特に、本プランについては、少しでも

読書に親しんでもらうための計画であることを踏まえ、今まで以上に伝わりやすい表現を採用した要約版を作成し、周知に役立てます。

ポスター・フライヤー等の啓発ツールを、読書との親和性が高い図書館や学校等だけでなく、各種イベントの会場で配布します。また、区施設や商店街等に視認性に富むのぼり旗を設置するなど、積極的な周知を行い、機運を高めます。

TSマーク取得者、運転免許返納者への図書カード進呈等、読書につながる事業も積極的に実施し、本が身近にある環境を推進します。

## 施策の柱2 全世代の読書啓発および体験の充実

～本がもつ無限の可能性と魅力的な読書体験を提供し、  
読書と共に成長し暮らすことの喜びと豊かさを広めます～

### 施策1 本を読む人を増やす事業の充実

#### 1 大人を対象とした読書啓発

##### (1) 読書の効果や魅力を実感できる事業の実施

い(ど)た(わ)

生涯にわたって読書に親しめる魅力的な事業を実施します。

区立図書館では、各図書館および「荒川区電子図書館サービス」において、設定したテーマに沿った様々なジャンルの本を展示します。また、高齢者の地域社会への参加や、より豊かな人生を送るための支援を目指すシニアを対象とした特集コーナーを設けるとともに、高齢者施設での出張おはなし会等の事業を実施します。

「認知症月間認知症普及啓発活動」や「里親制度普及啓発」、「区民安全安心講座」等、区民の関心事に関するイベントや展示を、区立図書館を会場にして実施することで読書活動へとつなげる取組も行います。

また、府内各課において、読書のまち条例の趣旨および本プランを踏まえ、読書の啓発を積極的に行うための事業の実施と検討を行います。事業の検討については、読書が趣味やレクリエーションだけでなく、自己の成長や生活の向上に役立つ内容となるようにし、さらに世代やライフスタイル等に合わせて提供する方法も検討することで、読書人口の増加と、読書活動の高まりを目指します。例えば、教育・子育て・マナー・介護・健康・芸術文化の推進等に関する講演会やワークショップを実施する際には、できるだけ読書に関連する、もしくは読書につながる講師を選定するなど、魅力的な事業の実施を目指します。既に読書が身近にある人も、本を作る過程や背景、読書活動に対する想いや考えを直接聞くことで、一層の読書活動を喚起し、職員は事業を通して学んだことから新たな企画や課題を発見し、次の事業展開を見出すなど、一層の充実を図ります。



図書館での里親制度普及啓発



尾久図書館のシニアコーナー



認知症月間認知症普及啓発活動

## 2 子どもや若者を対象とした読書啓発

### (1) 子どもや若者が読書を好きになる事業の充実

いど

読書を好きになるきっかけや本と出会う機会を幼少期から増やし、生涯にわたる読書習慣を培うための魅力的な事業を実施します。

区立図書館では、各図書館および「荒川区電子図書館サービス」で実施する「特集コーナー」や、おはなしや工作を楽しむ「おたのしみ会」の実施等、日常的に子どもが楽しみや喜びを感じ、読書に関心がもて、本に親しめるように支援します。また、「子ども読書の日」や夏休み、七夕、クリスマス会等の季節を感じる事業では、「体験型おはなし会」や「ワークショップ」等工夫を凝らした事業を実施して一層の読書啓発や体験を行うほか、普段区立図書館を利用していない子どもたちにも読書機会が創出できるようにします。

また、小学生・中学生の仕事体験や高校生の奉仕活動の受け入れ、社会科学習の一環で行われる「まちたんけん」等のほか、「子ども司書養成講座」や「ティーンズスタッフ」事業を実施し、子どもたちが図書館に親しむことで生まれる読書への一層の関心の醸成と、主体的な読書活動への創出を目指します。

また、幼稚園・保育園、ひろば館・ふれあい館、子育て交流サロン等の乳幼児・児童施設や、荒川自然公園等の区内の施設、地域の行事等、館外に区立図書館職員が出張して行うおはなし会の開催に努めます。

ゆいの森あらかわ内にある子どもひろばの遊びラウンジおよび学びラウンジでは、区立中央図書館との複合施設である利点を活かし、子どもたちの楽しい遊びや知的好奇心を満たす学びの先に読書の入り口を設け、シームレスに読書へと誘います。乳幼児向けの室内遊びと、子育て世代の交流の場である遊びラウンジにおいて、乳幼児向けに実施している遊びの一つに絵本の読み聞かせを取り入れることや、科学をはじめ様々な分野について学習できる学びラウンジの「ワークショップ」や「体験キット」を通じて、感じた疑問や発見を本で確かめることで、実体験を伴った読書啓発を推進します。

また、庁内各課において子どもの読書への関心を高めるための事業の実施・検討をするとともに、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第五次)」の推進にも役立てます。区施設での「平和に関する絵本の読み聞かせ」や「街頭紙芝居」、「食品ロス削減事業（区内在住の絵本作家との啓発絵本作成）」やひろば館・ふれあい館における「おはなし会」、「参加型読書イベント」等の実施、子育て交流サロンの在宅育児家庭に対する絵本の貸出等、魅力的な事業を実施します。

様々な手法で実施するおはなし会



**解説**  
EXPLANATION

屋外での読み聞かせは  
非日常的な空間での読  
書体験と、参加しやす  
いという気軽さが好評  
です。



本の読み聞かせから  
遊びへと広げます。

## (2) 子どもや若者と関連機関が連携して行う、 子どもや若者の視点に立った読書活動の推進

子どもの視点に立った読書活動を推進し、大人では想像しづらい、子どもの興味や関心事、悩み等に応えた読書機会の提供を行います。区立図書館と学校図書館が子どもと連携し、普段本を読まない子どもに対しての読書啓発を積極的に実施します。

区立図書館の「子ども司書」と「ティーンズスタッフ」等の地域の読書活動において活躍する子どもたちと連携し、同世代の子どもに向けた「特集コーナー」や読書に親しむためのアイデアを基にした展示等を実施します。例えば展示は、区立図書館や区内施設等(町屋文化センター・ARAKAWA 1 – 1 – 1 ギャラリー・ふれあい館・ひろば館・スポーツセンター等)

で公開します。この取組をきっかけに地域の子どもの読書活動が推進されるとともに、連携する「子ども司書」や「ティーンズスタッフ」自身の読書活動も充実するように取り組みます。

さらに、学校図書館の図書委員と区立図書館が互いにアイデアを出し合いながら、連携事業を行うなど、子どもと共に読書啓発活動を地域の中に広げていきます。例えば、図書委員が作成した「POP」や「本の帯」、「本のカバー」等を区立図書館で展示し、来館するきっかけと、同世代の子どもがおすすめする本を読む機会をつくり、多様な子どもの意見を反映した読書活動を推進していきます。

実施にあたり、子どもたちの視点に立ち、さらに反映した事業にすると同時に、子どもたちが主体的に事業に関わることで創出される効果を最大限發揮できるように努めます。

解説  
EXPLANATION

### 「POP」

本と出会い、読むきっかけを作るための本の紹介法のひとつです。本の魅力や読みどころを簡潔に伝え、読書意欲を促します。



諏訪台中学校と日暮里図書館のコラボ企画  
「諏訪台生のおすすめ本 POP展」

### (3) 学校図書館の魅力的な書棚の充実 どわ

子どもがいつでも気軽に本に親しみ、読書が好きになるように、季節や学校行事に関連したテーマで本を集めた展示や、POPを掲示するなど、学校図書館の書棚がさらに魅力的なものとなるよう充実を図ります。



## (4) 不読率低減に向けた取組の強化

た

第2章の読書活動を取り巻く課題で前述のとおり、子どもは、学年が進むにつれて本を読む冊数が減る傾向にあり、小学生・中学生に比べて高校生の不読率は高い状況が続いている。また、大人になっても、多忙なために読書に時間を使えないことや、娯楽の多様化で読書以外の選択肢が増えることなどを理由に、本を読む機会を得られない可能性があります。

高校生の読書活動を推進するため、主体的に読書に興味関心をもてるような事業を実施します。区立図書館では、高校生や中学生自身が企画・運営に携わる機会をつくり、子どもの視点や対象世代の意見を反映させることにより、取組を魅力あるものとし、読書率の向上を目指します。実施する事業のポスター・チラシを区内の高等学校に掲示してもらうなど、周知にも努めます。

また、区立図書館を利用する際、高校生が自ら問い合わせ立て、情報を集め、課題を解決していく主体的な学びである探究的な学習が可能となるよう、多様な情報収集が可能となる資料の提供に努めます。図書館の蔵書を活用して、子ども自身が課題を設定し、それを解決するために情報を収集・分析し、自ら考えを深めていく学習活動を支えることで、成長後の課題解決能力の養成を支援します。

不読率が高い世代に向けた事業の実施を強化することで、幼少期からの読書活動が一層成熟し、読書を通して身に付いた「人生をより深く生きる力」が発揮できるような取組を検討します。

また、高校生の不読率低減の取組を生涯にわたり読書活動が継続するきっかけにするだけでなく、将来の読書のまちづくりの中心を担う人材の育成へつなげます。庁内各課および団体等が実施する高校生を対象とした事業の中で、本に親しむことができ、読書の恩恵を実感できるような取組の実施を検討します。

なお、国が定める第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の基本的方針においても「高校生の不読率低減」を念頭に、高校生に向けた取組強化の必要性が指摘されています。

## 3 全世代を対象とした読書啓発

## (1) 本を読まない読書機会の提供

い ど だ わ

本に興味がない・魅力を感じられない、もしくは、読むのが面倒といった理由で、本を読まない人に対し、新たな読書機会「本を読まない読書」を提案・提供し、不読率低減を図ります。

区では、読書で豊かな心を育み、まちづくりを行っており、実際に本を読まなくても、他の人の読書を見聞きすることも読書機会の一つであると位置付けます。区内で生活・活動する人、知り合い・家族等の身近な人が書いた、おすすめの本の感想や紹介文等、他者の読書体験を共有することで得られる「新たな視点」、「発想」、「価値観」、の交換・交流を大きな魅力とし、読書の重要な要素として「本を読まない読書」と定義します。

本が身近でない人に読書の入り口に立つきっかけとして「本を読まない読書」を提供することが、本や読書の関心を高め、今後の人生を充実させ、豊かな心を育む結果となるようにします。また、読書のまち条例を具現化する際に極めて重要となる「読書体験の共有・共感」がもたらす魅力を契機として、最終的には地域への愛着の醸成と読書のまちづくりへ主体的な活動推進へつながることを目指します。

「本を読まない読書」の機会は、区立図書館を含む区内の施設に日常的に設置し、SNS等を使用することで展開を図り、これまでにはなかった読書啓発を試みます。また、同時に、このような地域の人と人とがつながる効果を最大限に生かし、読書のまちづくりの礎となるよう推進します。

### 解説

#### 「本を読まない読書」

##### ⇒「他の人と読書を共有・共感してもたらされる魅力を味わう」機会のアイデア

- ・ 感想文から始まる読書会
- ・ 展示「この1行にグッときた」「読んで、○○しました」
- ・ おすすめ本を読んだ子どもが描いた絵と、保護者が子どもに読み聞かせした時の様子等を記した文章、図書館員による本のおすすめポイントと一緒に展示し、全世代で楽しむ「図書館員からあなたへオーダーメイドBOOKフェア」  
(令和4年度子どもの読書活動推進フォーラム「文部科学大臣賞」受賞事業)

## 施策2 読書活動を深める事業の充実

### 1 大人の読書活動に関する事業

#### (1) 大人のニーズを意識した読書活動の支援

これから読書をする人が、何を読んだらよいか分からぬという理由で、読書意欲を満たすことができない状況を変える取組を区立図書館で実施します。既存事業の区立図書館ホ

ームページでの「図書館員のおすすめ本」やオーダーシートに回答すると、自分だけのおすすめ本のリストをもらえる「オーダーメイドブックサービス」等をはじめとした、大人を対象とした多彩な本との出会いを目的とした取組に努めます。潜在する興味関心事に気付き、読みたい本を明確にする手助けから、予期せぬ本との出会いまでの支援を行い、知的好奇心と自己成長を促すことを目指します。

図書館職員がテーマを設定して展示する「特集コーナー」事業を発展させ、対象や目的、読書の成果をより想像できるような読書の提案や、本を選ぶプロセス自体を楽しく、記憶に残る体験として提供できる事業とその発信方法を検討します。

また、好きな本や関心のある本を具体的に選ぶ方法を身に付けるための支援も行い、好みの本や自己課題を解決する本を見つけられるようにします。

すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるように、障がいのある大人の読書活動を推進します。様々な障がいのある人が、それぞれに利用しやすい形式で本の内容にアクセスできる、新たな読書スタイルの提案を行うことでの読書活動の推進を行います。

## 2 子どもや若者の読書活動に関する事業

### (1) 子どもや若者の興味関心を喚起・育成し、 心と知的好奇心を満たす読書活動の支援

興味関心事に無限の可能性をもつ子どもに対して、多種多様な本との出会いを創出することにより、新たな知的好奇心を満たし、深める取組を行います。このような取組等を通じて、自分の好きな本や関心のある本を取捨選択することができるよう支援します。

また、子どもの読書に最も身近な存在である保護者に対して、子どもの本の多彩さを伝えるとともに、本を選ぶ際の参考となる情報を提供するなどして、子どもの本と出会う機会を増やし、読書の世界を広げるきっかけにします。

区立図書館職員が読んでほしい本を紹介したパンフレットをマタニティ・乳幼児・小学生・10代といった対象別に作成して、紙での配布に加え、図書館ホームページやSNS等の身近なコンテンツも活用し、より多くの人に届くように発信することで、本を選ぶ楽しさを醸成します。例えば、10代を対象にしたおすすめ本のリストは、図書館以外の区の施設での配布や、中学生・高校生や若者を対象としたイベントを実施している関係各課と連携し、「中高生俳句バトル in あらかわ」やあらかわ中高生起業家育成ワークショップ実施時に会場で配布します。妊娠中や生まれてくる子どもと一緒に読むのにおすすめの本を掲載した、「これから出産を迎える人を対象にした情報誌」については、今後は区内施設や産院等の妊産婦が利用する施設での配布を検討するなど、積極的な発信に努めます。

また、障がいのある子どもの読書活動推進のため、「L-Lブック」や「マルチメディアディジタル」等、それぞれに利用しやすい形式で行える新たな読書スタイルの提案を行います。

## (2) 子どもや保護者の家庭での読書活動に対する支援

い

子どもが生まれる前の保護者に向けた「出産を迎える方のための読み聞かせ講習会」等の開催や、本をプレゼントするとともに読み聞かせの方法を伝える「ブックスタート」と「セカンドブック」事業の実施を通じて、乳幼児期からの読書活動を支援します。家庭における子どもや保護者の読書活動を乳幼児期から支援することで、切れ目のない読書習慣の形成を促します。区で育つ子どものすべてが対象となるよう、ブックスタート・セカンドブック事業は乳幼児の健診事業等と連携して取り組み、一層の充実を図ります。

また、乳幼児期から家庭内に本がある環境を作るだけでなく、家族や身近な人と一緒に本を読み、感想を話し合うことで、コミュニケーションを深める「家読（うちどく）」を推進します。

解説  
ごくだいたいの説明

### 「ブックスタート」・「セカンドブック」事業

ブックスタートは、赤ちゃんと保護者に、絵本と一緒に、絵本をひらく楽しい体験を手渡す活動で、区では4か月健診の対象児に実施しています。区立図書館職員と図書館主催の養成講座を受講したボランティアが中心となり実施し、読書支援を行っています。



さらに、区では3歳児を対象に絵本を1冊プレゼントするセカンドブック事業を実施しています。3歳から5歳までは、絵本やおはなしを楽しみ、吸収できる「読み聞かせ黄金期」と呼ばれ、子どもたちに読書に親しんでもらう目的があります。子どもと保護者が一緒になって絵本を楽しんでもらえるよう、おすすめの絵本リストも手渡しています。

解説  
ごくだいたいの説明

### 家読（うちどく）

「家族ふれあい読書」の意味で、読書を通じて家族の絆をつくる取組のことを言います。一緒に本を読み、感想を共有することで、家庭内のコミュニケーションが増え、家族の絆を深める効果や、本を読むきっかけづくりとなります。区立図書館では家読におすすめの本を、家読ブックリスト『うちリス』として発行しており、区内の幼稚園や保育園に配付するだけでなく、区立小学校においては、『うちリス』を使用した読書啓発も行っています。



## (3) ① 学校司書による授業および読書活動の支援

活動や学習内容に合わせ、学校司書は教員と協働して授業の支援を行います。学習に必要な図書館資料の準備や、読書をはじめとする学習支援等、教員と相談し学校図書館を活用した授業を進める力となります。

子どもだけでなく家庭向けの学校図書館便りを教員と学校司書が協力して発行し、学校図書館からの情報の発信に努めます。

子どもおよび保護者向けの学校図書館便りは、各校とも概ね毎月発行しています。小学校では、低学年の児童が理解できるように、ふりがな付きで平易な表記を心掛けています。

主な内容は、読書活動および読書月間等の取組や学校図書館を利活用した授業実践の紹介です。また、全校で区が推進している「読書のまち・あらかわ」や家読（うちどく）の取組を紹介する記事も散見されます。

さらに、教職員向けの学校図書館便りを定期的に発行している学校もあります。主に、学校図書館の利活用実績や各種コンクールに向けた指導法の紹介です。授業で使いたい資料の購入希望アンケートも行っています。



学 校 司 書 に よ る 授 業 支 援

## (3) ② 学校における読書指導

学校図書館を活用した年間指導計画に基づき読書指導を継続するとともに、学校内だけでなく家庭での読書「家読（うちどく）」を奨励するなど、読書の時間を確保することにより、子どもの読書習慣の定着を図ります。

また、『荒川区立小中学校推薦図書リスト 本との出会い』の作成・配布・活用や、各校での推薦図書リストの作成により授業および読書活動の支援を行います。

児童が多くの本に出会う機会となるよう、授業に「味見読書」を取り入れ、中学校では教員との触れ合いも活かした「ご書印帳」を使った読書活動を試みるなど、多様な活動を通じ、より豊かな読書活動の充実を図ります。



#### (4) 学校図書館および区立図書館における 子どもの個別最適な読書機会の提供

い と だ

本と出会いきっかけづくりを強化するだけでなく、子どもの視点に立った様々なアプローチでの読書機会を提供します。発達の段階での特徴や多種多様な興味関心等、子どもを理解することに留意し、寄り沿った読書支援を目指します。

小学校入学、小学校から中学校、中学校から高校、高校から大学等の移行段階に読書習慣を引き継ぎ、読書活動をより一層推進するための事業を実施します。移行段階における気持ちの変化や発達の段階に考慮しながら読書習慣を継続できるよう支援し、特に子どもの悩みや課題を解決できるような資料については、電子資料の活用に努めます。「荒川区電子図書館サービス」は、物理的に本を借りずに読むことが可能で、タブレット等があれば好きな場所で好きな時間に読書ができるという特長があります。この秘匿性の高い特長と読み上げ機能等の電子書籍の拡張機能の特性を活用して、移行段階の気持ちの変化と発達段階に考慮した読書支援を実施します。また、利用促進のため、「荒川区電子図書館サービス」の機能や資料を周知するオリエンテーションの場等を設けます。

相対的貧困状態にある子どもや、ヤングケアラー等、様々な理由で自分の時間を確保できない、もしくは読書する環境をもたない子どもについても本に親しむ機会を確保できるような取組を検討します。

### 3 全世代の読書活動に関する事業

#### (1) 区立図書館の電子資料を活用した読書活動の支援

い と だ

電子資料をパソコンやスマートフォン、タブレット等を使って読める「荒川区電子図書館サービス」の利用方法を案内し、文字の拡大、音声読み上げ、背景色の変更等、電子ならではの機能を活用した読書法や、外国語の資料をAI音声で読み上げて行う読み聞かせ、語学学習への活用等、紙の本ではできなかった機能や読書スタイルを創出し、提案・提供することで、読書活動を支援します。



荒川区電子図書館サービス

### 施策3 課題解決型読書活動を推進するための事業の充実

#### 1 大人の課題解決型読書活動推進のための事業

##### (1) 荒川区に関連する地域資料と調査支援の充実

い た

区立図書館で収集・保存する、区が発行する資料や、郷土の歴史・文化・民俗・産業等に関する資料を積極的に活用し、地域に関する調査や学習を支援します。また、吉村昭記念文学館、荒川ふるさと文化館では収集した資料から利用者の興味関心を醸成し、新たな課題を提起し、また、次の調査・研究へつなげます。

また、将来的には、調査の手順や成果・知見といった情報を他者と共有する機会を設け、この場で寄せられた情報を価値あるものとして収集することを目指します。区に関連する調査や情報交換・情報交流は、郷土への愛着や親和性が基になっている読書活動であり、「豊かな心を育む読書のまちづくり」のきっかけに成り得るため、区に関連する地域に関する調査支援を充実します。また、区立図書館では、地域資料の充実のために、地域の企業や商店等の資料を探すことや、調査支援で得た情報を基に資料を収集するなどして、サービスの拡充を図ります。

##### (2) ビジネス支援サービスの充実

い た

区立図書館に設置しているビジネス支援コーナーを充実させ、調査に役立つ情報の提供や観光資源の発掘支援等、区内中小企業等の経営支援や課題解決のニーズに応えることで、地域経済の持続的な発展を図る支援を行います。ビジネスに役立つ資料や情報の充実、新聞記事や法律情報等の商用データベースの館内閲覧、中央図書館で実施している「税務相談」、「街なか商店塾（荒川区まちなかゼミナール）」との連携等のサービスを充実させ、ビジネス分野の支援を行います。

また、区が実施する就労支援や起業に関するセミナーに参加した人が区立図書館のビジネスサービスを利活用できるように促すことや、会場で関連資料を紹介するなど、参加者の実用的で探究的な読書活動を支援します。

区立図書館のビジネス支援コーナー



ゆいの森あらかわ



尾久図書館

### （3） 区立図書館のレファレンス・情報提供・課題解決サービスの充実 いた

調べたいことや探している本等の質問や相談に応えるレファレンスサービスを充実します。図書館ホームページにレファレンスの事例を公開し、類似の質問から調査方法の手がかりが入手できるようにします。

また、子育てに関する資料や防災・生活、医療・健康等、生活の悩みや課題に関する支援の充実に努めます。各区立図書館に設ける「医療・健康情報コーナー」については、資料の充実により一層努めます。

主体的に調査研究が行えるよう、区立図書館の資料検索システムの基本的な使い方や精度を上げる検索方法、商用データベースの使い方等を示し、必要な情報を取得するためのヒントを紹介します。

#### < レファレンス、課題解決サービスとは？ >



図書館は、知識や教養を高める読書や楽しみの読書だけでなく、ジャンルを問わず、新しい本から古い本まで、たくさんの蔵書を使用した調査が可能な施設です。また、専門的に調査・研究をする人以外にも、生活に身近な課題を解決するために、図書館を役立てることが可能です。

図書館のサービスのひとつに「レファレンスサービス」があります。レファレンスサービスは、調べたいことや探している資料等の質問について、必要な資料や情報をご案内するものです。資料が図書館に所蔵しているかだけでなく、本や地図、雑誌・新聞記事等の探し方のご案内や、質問に関連する資料の紹介も行います。お求めの資料にできるだけ沿ったものを提供するため、質問の内容を詳しく伺ったり、ご自身で調査された方法やその時点での結果をお尋ねしたりすることなどを心がけ、サービスを実施しています。

また区立図書館では、課題解決の支援として、医療やビジネス分野、地域行政資料のコーナーを設置しています。例えば、医療・健康情報に関する本を集めたコーナーでは、医療サービスが高度化し多様な選択肢がある中で、納得して治療を受けるための情報収集ができるような支援をするために病気に対する基礎的な理解を深められるよう、健康や予防医学等について調べることができるようになっています※。

※ レファレンスサービスは質問に対して、役立つ資料を提供するものであり、医療相談、法律相談、人生相談、美術品の鑑定等には答えられません。

## 2 子どもや若者の課題解決型読書活動の推進のための事業

### (1) 学校図書館を活用した授業における プレゼンテーション能力の育成



授業で学んだことを確かめ、広げ、深め、資料を集めて、読み取り、自分の考えをまとめて発表する能力を育成します。

学校図書館は、プレゼンテーションのテーマ設定から、内容を裏付ける情報の収集まで、基盤となる力を養う場となります。

#### 解説

##### プレゼンテーション能力の育成

与えられたテーマや自分で設定した問い合わせに対して、図書館の蔵書やデジタル資料・新聞・雑誌等、多様な情報源から必要な情報を探し、その過程で、情報の信頼性を見極める力である「情報リテラシー」や、効率的な検索スキルを身に付けます。

集めた情報を整理して自分の考えを構築する際に、資料を論拠の補強に使い、複数の情報源を比較検討する作業で、自らの主張に説得力を持つ方法を、全校生徒の前で発表する場合には、自分自身の考えを工夫して伝える方法を学びます。

学校図書館は、単に知識を得るだけではなく、子どもが自分で問い合わせをして、情報を収集・分析し、表現する一連のプロセスを支える「学習のハブ」であり、この機能を最大限に活用することで、プレゼンテーション能力だけでなく、生涯にわたって必要な思考力、判断力、表現力を総合的に育成することができます。

### (2) 小論文コンテストや図書館を使った調べる学習コンクール等の実施



本を通じて感じたこと、考えたこと、調べたこと、体験・探究したこと等について自分の意見を相手に伝える文章を書くことにより、思考力、判断力、表現力等を育成する「小論文コンテスト」を実施します。

学習の基礎となる主体的に課題を解決し探究する力や、情報活用能力の育成を図るため、「図書館を使った調べる学習コンクール」を実施します。

図書資料を使った探究的な学びの進め方を理解し、体験してもらえるよう、区立図書館の資料等を活用した講座「親子で調べる学習チャレンジ講座」を実施します。



「親子で調べる学習チャレンジ講座」の様子

## 解説

「小論文コンテスト」「図書館を使った調べる学習コンクール」

平成17年度に策定された「荒川区学校図書館活性化計画」・平成18年度「荒川区子ども読書活動推進計画（第一次）」を踏まえ「あらかわ小論文コンテスト」、平成23年度「荒川区子ども読書活動推進計画（第二次）」のもと「荒川区 図書館を使った調べる学習コンクール」の実施を開始しました。また、平成30年度「読書を愛するまち・あらかわ」宣言に伴い、学校図書館を活用した教育をさらに推進し、子どもの読書活動や探究学習の成果を発表する重要な機会と位置づけています。

「小論文コンテスト」は、自らの考えをまとめ、文章で表現する力を養うことを目的とし、読んだ本を基に社会的なテーマや興味を持った事柄について深く考え、意見を述べるコンテストです。

「図書館を使った調べる学習コンクール」は、自ら設定したテーマを、図書館の資料や情報を活用して調査・探究し、成果をレポートとしてまとめるコンクールです。

目的は、学校図書館や区立図書館を積極的に活用する経験を重ね、レポート作成の過程を通じて、主体的に課題を解決し、学びにおける探究心や表現力を育むことになります。教員と学校司書の連携による授業での計画的な指導および支援が前提となっています。

(3) 区立図書館における中学生と高校生を対象とした  
文献調査方法の案内の充実

小学校で実施していた「調べ学習」を充実させ、より高度な調査方法を習得するための案内を区立図書館で実施します。

商用データベースを使用した調査や、図書館システムを活用した精度の高い検索方法の案内等、基本的な使い方から効率的な情報入手の方法までを示すことで、デジタルリテラシーの向上を含んだ情報活用能力の育成を行い、探究的な読書活動の支援を目指します。

また、調査研究における本の活用法を伝え、教養や楽しみだけではない本の必要性を実感してもらうことで、読書活動を推進します。

デジタルリテラシー

解説

活用されているデジタル技術に関する知識があることや、デジタル技術を活用する方法を知っていることを指します。技術を生み出す人も使用する人も知るべきこととされています。違法または有害な情報、偽・誤認の情報に惑わされず、またこれらを拡散しないためにデジタルリテラシーの向上は非常に重要であるとされています。

## 施策の柱3 地域を読書でつなぐ取組の推進

～読書の楽しさを分かち合い、地域と人・人と人がつながり、  
生き生きと活躍できるまちをつくります～

### 施策1 自己実現および社会貢献のための取組

#### 1 ボランティア活動と協働に関する取組

##### (1) 区立図書館のボランティアの育成

い ど た わ

優れた知識や技能・特技等を持った区民を中心とした人たちが区立図書館の活動に参加することで、サービスの一層の向上と地域に根差した図書館運営を目指します。また、図書館と区民等が結びつき、さらに互いが主体的に読書活動に力を発揮することで、読書のまちづくりの推進力を高めます。

ボランティアの養成にあたり、区立図書館が実施する事業への理解と、活動に必要なスキルと知識の習得を目的とした講座を実施します。講座では、新規の参加者を促すほか、講座修了後に活動へと移行できるように努めます。



絵本の読み聞かせ



布の絵本



ストーリーテリング



音訳



本の修理

## (2) 読書活動に関連するボランティアとの協働事業の拡充 い ど た わ

区立図書館で現在活動するボランティアとの協働事業を継続実施します。また、読書会を実施している人たちや、自宅や蔵書を開放し、近所の子どもたちへの本の貸出や読み聞かせを行う「家庭文庫」を運営する人たち等、地域で活動する読書団体や、区に登録している「社会教育センター」、コミュニティカレッジ受講生・修了生等との連携を行います。

地域が一体となって読書活動を推進し、豊かな心を育む読書のまちづくりを達成するためのボランティア等との新たな協働事業を展開に向けて取り組んでいきます。

## 解説

Explanation

現在活動中のボランティア(活動内容)

音訳者（デイジー図書の作成、視覚障がい者への対面音訳）・点訳（資料等を点字に変換する作業）・代読（知的障がいのある人へ本等を代わりに読む）・読み聞かせ（絵本や物語を読み聞かせる）・ストーリーテリング（物語を語り聞かせる）・ブックスタート（保護者と乳児の絵本の楽しみ方を伝える）・布の絵本（様々な障がいのある子どもたちのための布の絵本の作成）・本の修理（図書館資料の修理）等

ボランティア活動の様子



ストーリーテリング



読み聞かせ

## (3) 学校図書館におけるボランティアとの協働事業の実施 い ど た わ

各校におけるボランティアの組織化と、ボランティア活動の定着と活性化を図ります。

各校では、「学校図書館ボランティア」として保護者有志を募り、読み聞かせや素話、読み聞かせイベントの企画・実施等、子どもの読書意欲を高める活動を積極的に行ってています。

国が推進する「学校を核とした地域づくり」を目的とした、地域と学校が連携協働するコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に目指すため、地域のボランティア等の参画を得ながら、子どもが読書に親しむ取組を実施します。教員や学校司書とは異なる、多

様な大人と関わる機会を得て、地域の人々に見守られながら育っているという安心感を得ることができ、また、幅広い地域住民の参画を得て、協働して行うことにより、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えられるようにします。

## 解説

@explorerspark

「学校を核とした地域づくり」

学校図書館におけるボランティアとの協働は、「学校を核とした地域づくり」を体現するものであり、ボランティアが学校図書館の運営を支えることで、図書館の機能が強化され、子どもの学びと読書が豊かになると同時に、地域住民が学校教育に参画するきっかけとなります。学校が地域コミュニティの中心となることで、教育力の向上と地域全体の活性化という、双方にとって好循環を生み出します。

## 2 民間事業者等との連携による読書活動に関する取組

(1) あらかわ街なか図書館を  
地域資源として活用した取組の推進

い ど た わ

協力いただける病院・金融機関・飲食店等の民間施設や公共施設に区立図書館のリサイクル図書等を設置する「あらかわ街なか図書館」は、「本が身近にあるまちづくり」を目指して取り組んでいます。引き続き参加施設を募りつつも、既に設置されている施設については、設置者と意見交換を行いながら、地域や施設の特色を活かした本を設置するなど定期的な入れ替えを行い、地域の人たちが暮らしの中での読書を推進します。

また、区立図書館が発行しているおすすめ本リストや、区立図書館で開催している読書に関するイベントポスター等の設置に協力いただくことで、読書に関する情報を得る機会を増やすとともに、気軽に本を手に取ってもらうことで、読書を通じた交流が生まれるような「本が身近にあるまちづくり」を目指します。

## (2) 地元書店との協働事業の実施

い ど た わ

地域の読書に長年携わってきた地元の書店や、個人や小規模な企業が運営し個性的な店づくり品揃えが特徴の地元「独立系書店」等と協働で事業を実施し、地域密着型の読書活動を推進します。

特に、地元書店と区立図書館は、魅力的な協働事業を展開し、人々の読書への注目度を高め、地域全体の読書意欲の向上を図ります。主に近刊の本を取り扱い販売する書店と、収集保存し知の拠点として存在する区立図書館とが、それぞれの機能の価値を見出し、協働することで生まれる力を、さらに読書のまちづくりに利活用します。地元書店がゆいの森あらかわを会場にして行う「本の販売会」や、地元書店と区立図書館が同時に共通の特集（フェア）を開催するなどの事業を実施します。



作家によるサイン会および地元書店による「本の販売会」

### (3) 区内民間事業者の読書活動の支援および参画機会の拡充 い と だ わ

区内に所在する民間事業者や読書サークル等、読書活動の推進に資する団体に対し、資料の提供や活動内容の周知等により活動を支援します。

街なか図書館に参加する事業者自らがおすすめ本の紹介を行うといった、それぞれの団体個別の活動だけでなく、日暮里図書館で行っている、日暮里織維街のクリエイターが影響を受けた本を、クリエイターの作品とともに紹介する「クリエイターの本棚」のような協働の取組、集まつた人同士で本について語り合う読書サークルであれば、読書会で取り上げた本の紹介コーナーを設置するといった支援も行います。

地域の魅力を発信しつつ、様々な団体が読書を推進するなど、新たな視点での読書の楽しみを提供する、民間事業者等による読書活動支援の活発化に向けて、具体的な参画方法の検討を行います。



### 3 地域全体で行う読書活動に関する取組

#### (1) 読書を地域に循環させる取組の推進

いどたわ

一人ひとりの読書活動の価値を高めるための、地域循環を生む新たな事業を推進します。

多くの人が、読書を個人の体験にとどめることなく、自分の読書体験を他者と共有・共感し、活発に取り交わす事業を実施します。それぞれの多様な読書体験を活発に取り交わすことにより、読書活動そのものの可能性が拡大することを目指します。

また、国の計画等や読書のまち条例を踏まえ、区立図書館と学校図書館、地元書店を含む地域の様々な関係機関の連携・協働による読書活動を推進し、地域一体となって読書活動を推進し、誰もが生涯にわたり豊かな心を育むことのできるまちづくりについて検討します。

そのため、地域における読書環境の現状確認および今後の可能性について、様々な関連機関と協議する場を設置します。読書を地域に循環させるために必要な課題の抽出や目標設定、人と人の交流と関連機関間の連携を促進させる取組、読書推進に係るアイデアの創出、読書に係る地域資源の発掘を検討し、導き出された結果を基に連携していくことを目指します。

区に關係する人同士の交流を促し、豊かな心を育み、地域のつながりや活力を生み出すまちづくりの検討をするとともに、本プランの今後の在り方と展開についての検討も行います。さらに、この検討の場で交わされる議論や交流も読書のまちづくりの重要な核として位置づけます。

## 解説

©2023 NPO法人

国の計画等

## ◆ 第五次「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」

令和5年3月28日閣議決定。図書館等が、地域の書店、出版社、民間団体等との連携に努め、地域に根差した子どものための読書環境醸成に取り組むことが示されています。

## ◆ 「骨太の方針2024」

令和6年6月21日閣議決定。書籍を含む文字・活字文化の振興（書店と図書館等との連携促進および読書バリアフリーの推進を含む。）や書店の活性化を図るとの方向性が示されています。

## ◆ 「書店活性化プラン」

令和7年6月10日公表された経済産業省作成のプラン。「書店」の文化創造基盤としての重要さを認識し、令和6年3月「書店振興プロジェクトチーム」を立ち上げ、令和7年1月の「関係者から指摘された書店活性化のための課題」を踏まえ、プランを公表しました。

地域循環を生む事業

## ⇒「個人の体験である読書を他者と共有・共感し取り交わす」事業のアイデア

・「オーダーメイドブックサービス（アンケートに答えると、自分だけのおすすめ本のリストをもらえる事業）」の地域循環版

- ① オーダーメイドブックサービスで提供したリストと、参加者の感想やコメントや読書体験を記してもらい、区立図書館に掲示します。
- ② 図書館に来館した人に、①のリストにはないおすすめ本を紹介してもらいます。
- ③ 参加者・②で本を追加した人・①を作成した区立図書館職員以外の人もやりとりを見て楽しむことができます。

## (2) 子どもや若者を主体とした地域をつなぐ読書事業の実施 いどだわ

「子ども司書」や「ティーンズスタッフ」を中心に地域の小学生・中学生・高校生を主体とし、地域に出かけていくアウトリーチ事業を区立図書館で実施します。地域の小学生・中学生・高校生が、乳幼児・児童施設（幼稚園・保育園・ひろば館・子育て交流サロン等）や、

高齢者施設（高齢者対象のひろば館や荒川老人福祉センター等）、全世代施設（ふれあい館等）に出かけて、絵本や紙芝居等の読み聞かせを行う「おはなし会」を実施し、読書を通じた地域交流を実施します。

将来的には、区施設だけでなく、商店街やショッピングモール等の地域の賑わいの場で、読書活動推進のイベントを開催して、子どもたちが地域と交流する事業に展開していくことを目指します。また、民間事業者と連携して本に関わる事業を行うなど、子どもが主体となり、豊かな心を育み、地域が一体となる機会の創出に努めます。

## 施策2 人々が交流するための取組

### 1 読書体験を共有し分かち合うための取組

#### (1) 読書体験を分かち合い、 人と人とのつながるイベントの開催

い ど た わ

区立図書館では、参加者が積極的に関わり、読書体験を分かち合いうイベントを開催します。参加者同士や主催者との間で、読書に関する活発な意見交換や交流を行い、能動的な参加がもたらす体験を通じて、より深く理解し記憶に残るイベントを開催し、主体的な読書を推進します。本や読書について語らい、共感する行為を通じて、人と人をつなぎ、協働的な読書推進へと発展できるように努めます。

また、イベントでは、アンケートやその場での意見交換により、参加者や関係者の感想や読書活動に関する声を集めます。ボトムアップの事業展開を目指し、聴取した意見を地域の声(視点)として捉え、今後の取組に反映させます。潜在的なニーズやアイデアと、実施している事業の課題を知ることができるほか、意見が反映されることで参加者の興味関心や愛着を高める効果があることを重視し、積極的に行います。

#### (2) 子どもや若者同士がつながり、 読書体験を分かち合うスキルを身に付けるイベントの開催

い た わ

区立図書館では、小学生・中学生・高校生による書評の執筆や、「ピッチトーク」、「リテラチャー・サークル」等の読書プログラムを実施します。子ども同士で読書体験を発表し合う、もしくは互いにやり取りするなど、個人で完結していた「読書」を他者と共有する場を

設けます。子どもの頃に読書体験を分かち合うスキルを身に付けて、視野を広げ、新たな視点を得ることができるようなイベントを開催します。

また、実施にあたっては、心惹かれる内容や事業内で共感し合い交流が生まれるプログラムにすることで、子ども同士が読書体験を分かち合うことに重点を置き、効果を発揮できるように努めます。

## 解説

「ピッチトーク」

短い時間で相手に自分の考えやアイデアを効果的に伝えることを目的とした、ビジネスや教育の場での活動です。

「リテラチャー・サークル (Literature Circle)」

少人数のグループで同じ本を読み、それぞれの読みを伝え合い、共有する読書活動です。

(3) 本を読む力・味わう力、  
読書体験を深める力・共有する力の養成

区立図書館では、本の作り手（作家・ブックデザイナー・編集者等）や、本を販売する人（取次・書店員等）、本を選んだり読んだりする人（書評家・文芸評論家・文学者・ブックディレクター等）による講演会や講座やワークショップを開催し、読書の楽しさに気付け、読む力・味わう力、内容を紹介する方法・感想の伝え方を培える事業を実施します。また、1冊の本、もしくは作家を多角的に捉えることや、本の有用性を実感するなど、思考力と新たな着眼点、表現力を獲得し、読書体験を深め、共有する力を養成し、地域の人と人によるコミュニケーションの充実を図ります。

吉村昭記念文学館では、身近な郷土の作家である吉村昭氏の作品を通じて、地域への愛着を醸成します。また、吉村作品だからこそ可能な本に対する親近感を踏まえた上で、他者との読書体験の共有を実施します。

荒川ふるさと文化館や生涯学習センター等では、学術研究者等の専門家から、本を使って調査する方法と、調べた成果を共有する方法を学べるような事業の開催に努めます。

## 施策3 読書活動と人をつなぐための取組

### 1 地域が一体となって読書活動を推進するための取組

#### (1) 地域と協働で読書のまちを実現するための区職員のスキルアップ わ

読書のまちづくりを地域一体で行うために、中立的な立場から、会議や議論等を含む交流の場で、進行をサポートし、参加者の発言を促して合意形成や問題解決を円滑に進める役割を担う「ファシリテーター」となる区職員を育成します。

特に区立図書館職員の人材育成を強化し、職員の経験年数やスキルに応じた研修プログラムを実施し、レファレンスでの聞き取り力や調査力、各種専門サービスにおける知識と技能等、段階に応じたスキルを養成します。

また、地域の担い手であり、一員としての存在となり、読書を通して地域と人、人と人がつながる力を生み、豊かな心を育む読書のまちづくりを推し進める際に力を発揮できるような人材となるように育成します。

区立図書館職員の専門性を向上するとともに、傾聴力・共感力・表現力等のコミュニケーション能力を高め、多様な意見を尊重し相乗効果を創出する地域のファシリテーターとなり、さらに、相互理解・連携・協力を通じて目標達成を支援する「協働促進者」となるようを目指します。

同時に区立図書館職員は、研修等で学んだ知識や技術を習得するため、他の職員との共有や業務を通した実践等を行います。また、一人ひとりがインプットとアウトプットの両方を備えた姿勢で自らの業務に従事することでライブラリアンシップを発揮し、求心力のある事業を展開し、読書のまち条例の具現化に導きます。

区職員については、外部の有識者や区立図書館職員等が行う研修等を通して、生活に役立つ読書や楽しい読書を学びます。

また、子どもに関わる業務に携わる職員は、子どもの成長に合わせた本の選び方や読書の方法を学ぶなど、各課の事業に読書を関連付けるアイデアを生み出せるようにします。

ゆいの森あらかわ子どもひろばの職員である保育士と活動推進員は、中央図書館と融合し、読書と関わるサービスに連携し従事する業務の特性を理解し、その価値を高めるための人材となれるよう努めます。さらに、吉村昭記念文学館の学芸員は、郷土の作家・吉村昭氏の魅力を広く発信し、その精神を次世代へと引き継ぐこと、また吉村文学をきっかけとする読書活動の推進と、区の文化の更なる振興へとつなげる役割を果たすための研鑽を行います。

将来的には、地域の潜在的な課題やニーズを踏まえた各課の事業を、住民にとって親しみのある読書と関連付けることで、両方の施策に効果が発揮されるような取組を目指します。

読書に関心をもつ土壤を区職員にこれまで以上に養成することで、読書のまちづくりを推進します。

## 2 区内外に読書のまちを発信するための取組

### (1) 読書を愛するまちの文字・活字文化の推進による シティプロモーションの一層の取組

い ど た わ

「読書を愛するまち・あらかわ」と「豊かな心を育む読書のまちづくり」を目指す自治体ならではの文字・活字文化の推進を、地域一体となって行い、読書活動を区のシティプロモーションの一つに位置付け、区内外へプロモーションし、活力ある地域経済づくりと人が集う魅力あるまちの形成を図ります。

読書の楽しさを知る地域の人たちがつながることで、文字・活字文化の推進を行い、同時に地域を活性化させ、協働的なまちづくりを行うことを目指します。

長年培ってきた学校図書館の実績や、区立図書館サービスの成果と職員がもつ知識や経験を生かし、全世代への読書活動推進を行うことで、読書を愛するまちを一層全国へ発信できるよう、その土壤づくりを行います。

作家・出版社等の本を生み出す人や、本に関わる人々とつながり、読者の獲得や潜在的なニーズの発掘や新たな魅力の創出を行うなど、文字・活字文化の推進に努め、読書活動の永続的な推進を目指します。

取組の推進を図る中で、区の特性や関心を地域全体で共に考え、まちに根差した読書活動を成立させられるように努めます。

## **第4章 荒川区読書活動推進プランの実現に向けて**

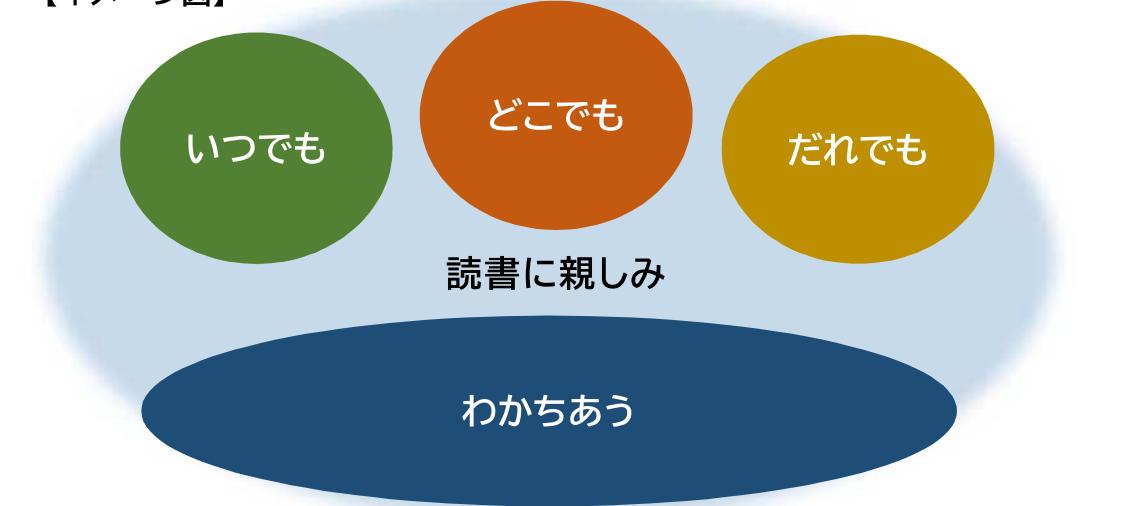
## 荒川区読書活動推進プランの実現に向けて

### 第1節 本プラン推進のための方策

スローガン「いつでも どこでも だれでも 読書に親しみ わかちあう」

世代を問わず、暮らしのあらゆる場面で、すべての人が読書に親しむ環境を充実することで、読書を介したコミュニケーションを促進します。それにより、地域と人、人と人をつなぎ、心豊かに暮らすことのできるまちづくりの実現につなげていきます。

【イメージ図】



子どもから高齢者まで、成長段階やライフスタイルに応じて読書活動を推進し、楽しく身近で快適な環境を整えます。また、日常的に読書を続けるために、本の楽しさや本がもたらす効果、区立図書館や学校図書館の利活用について周知し、「主体的な読書」を推進します。

他者の読書体験を享受することで関心をもったり、「新たな視点」、「発想」、「価値観」を得て誰かと交換・交流することにより、本を読みたくなる取組を様々な機会をとらえて展開します。

人生を充実させる上で大切な役割を担う読書を、一生涯推進します。

どこでも

暮らしのあらゆる場面や、心地よい時間が過ごせる場所で読書ができるように、家庭・学校・区立図書館・区立施設・区内事業者施設等での読書環境の充実を推進します。

区立小・中学校では、これまでの成果をより進展させるため「荒川区子ども読書活動推進計画」の更なる遂行を図り、子どもたちの主体的かつ個別最適な学習活動を支援するための拠点として力を発揮します。また、生涯にわたる読書習慣を形成していく上で大きな役割を担う場としての力を発揮しつつ、学校を核とした地域力強化の観点から、地域の連携・協働を読書を通じて行えるよう取り組みます。

さらに、本プランの環境整備のプロセスで、人々が一体となり「豊かな心を育む読書のまちづくり」を目指します。

だれでも

すべての人の自由闊達（かたつ）な読書を支援します。すでに読書が生活の身近にある人、読書に対して困難のある人、本を読む機会がない人等に、それぞれに適した本との出会いを演出し、新たな興味関心を醸成し、より一層充実した読書へと導きます。

障がいのある人の読書環境については「障害者差別解消法」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（「読書バリアフリー法」）に配慮します。

また、本を読まない人、特に中学生・高校生に向けた読書支援では、本を使った情報収集や自らの課題を解決するための支援等、教養や楽しみのためだけではない読書を提案して、全世代の読書人口を増やします。

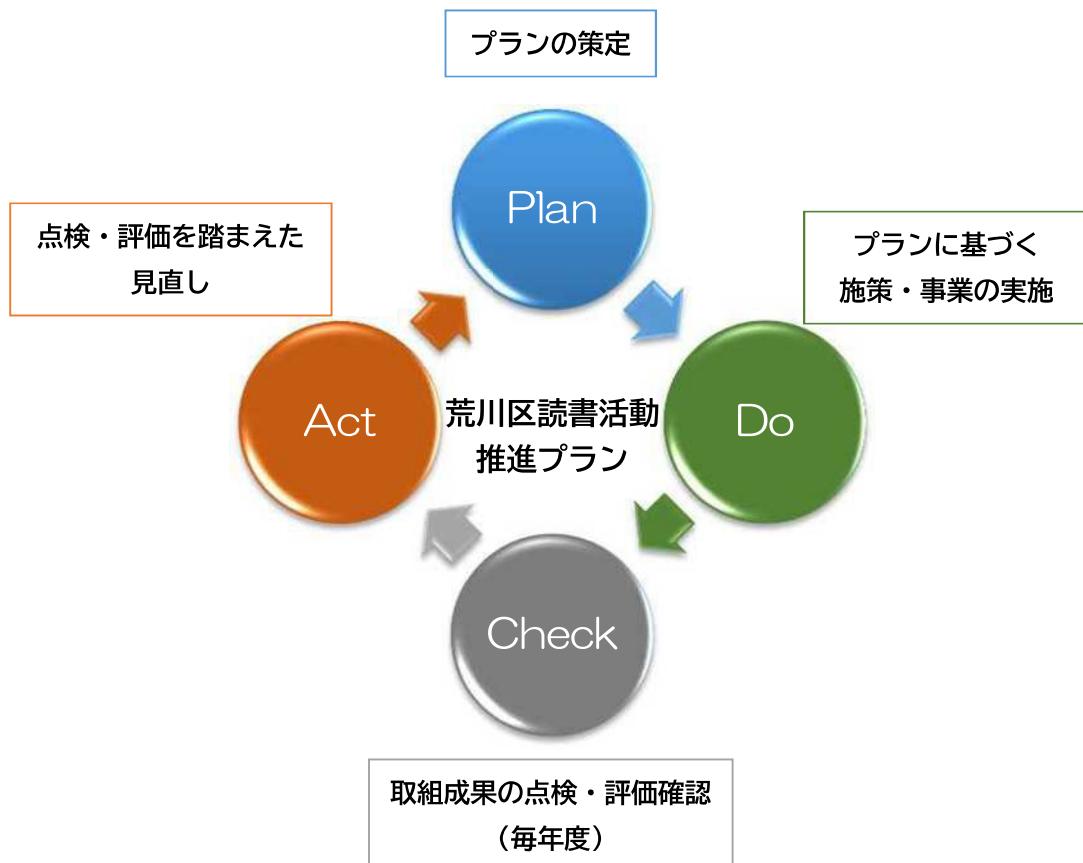
わかち  
あう

読書で得た感動や成果を他者と分かち合う力を養い、発揮できる土壤をつくります。そして、個人で完結していた読書を他者と共有し、循環させることによって、一人ひとりが読書活動に新たな視点と価値を見出すことを目指します。

読書を通じて地域と人、人と人をつなぎ、「読書を愛するまち・あらかわ」に関わるすべての人が本や読書を介して、様々なアイデアや思い等を分かち合うことにより、地域を活性化させ、さらに協働的な施策へ発展・実行することで、心豊かに暮らすことのできるまちづくりへと結実させます。

## 第2節 本プランの推進状況の把握

- 本プランに掲載した施策は、P D C Aサイクルに基づいて、区民のニーズを捉えながら、具体的な読書活動推進事業内容を計画し、各年度で計画した内容と実際の取組状況や達成度等を、事業毎に設定した指標を基に点検・評価します。そして、本プランと評価に隔たりがある場合には軌道修正を行っていきます。大きな修正・変更が必要となる場合には、プランの見直しを行います。
- 点検や評価については、毎年度、読書活動推進事業を実施する関係部署により組織するプロジェクトチーム（P T）を発足し、各部署における柱ごとの取組を共有するとともに、組織横断的に連携を図ることで、効果的かつ効率的に事業の実施ができないか等を協議し、次年度に生かしていきます。  
なお、毎年度P T等において、プランに沿って読書推進につながる事業を整理し実施していきます。



### **第3節 家庭、学校、地元書店、区内事業者との連携**

---

- 本プランに掲げた施策を着実に推進し、基本目標を達成するためには、図書館だけでなく、家庭、学校、地域、地元書店、区内事業者が「豊かな心を育む読書のまちづくり」の主体として、実現に向けて一体となって取り組むことが必要です。そのため、主体すべてが密接に連携・協働して区の読書活動を推進していきます。

### **第4節 効果的な情報発信**

---

- 本プランに掲げた施策を効果的に推進していくためには、区民の読書に関する興味・関心を高め、主体的な参画・利用を促していくことが不可欠です。また、プランの趣旨や各施策について、家庭や地域に対して積極的かつ分かりやすく情報を発信していくことが必要です。  
そのため、プランの趣旨や各施策について、区民に積極的かつ効果的に情報を発信していきます。
- 情報発信に際しては、区立図書館内での周知に限らず、区立施設や街なか図書館等にも協力を得ながら、PT等でより良い周知方法を話し合い、対象者全員に情報が行きわたるよう工夫していきます。



件 名	荒川区地域福祉計画の素案について
ポイント	荒川区地域福祉計画の策定に当たり、素案を取りまとめたので報告する。
内 容	<p>1 計画の位置付け等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉法の規定に基づく市町村地域福祉計画として、また、区の健康・福祉分野の上位計画として位置付け、区の地域保健福祉の向上のための理念や基本的な方向性、共通して取り組むべき事項を定める</li> <li>○具体的な施策や事業等の詳細は、本計画を構成する分野別計画である高齢者プランや障がい者総合プラン、子ども・若者総合計画、健康増進計画等で示すこととする。</li> <li>○本計画には以下の計画を包含する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援体制整備事業実施計画</li> <li>・成年後見制度利用促進基本計画</li> </ul> </li> </ul> <p>2 計画期間 令和8年度から令和13年度までの6年間</p> <p>3 基本理念 区民が相互に信頼し合い、助け合いながら生活することができる「地域共生社会」を構築していくことを目指して、以下のとおり定める。 <b>「幾重ものつながりと支え合いで地域の力を育み、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせるまち あらかわ」</b></p> <p>4 基本方針、施策体系等 ※詳細については、別紙「概要版」を参照</p> <p>【基本方針1】 つなぎ支え合う地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の多様な活動の推進</li> <li>(2) 身近な地域の居場所づくり</li> <li>(3) 地域住民等と行政との協働による地域生活課題の解決体制の構築</li> <li>(4) 包括的な相談・支援体制の構築</li> </ul> <p>【基本方針2】 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅確保要配慮者への支援</li> <li>(2) 生活困窮者への総合的な支援体制の整備</li> <li>(3) 多様な地域生活課題への対応</li> <li>(4) 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画）</li> <li>(5) 災害時要配慮者対策の推進</li> </ul> <p>【基本方針3】 地域福祉を支える基盤づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 福祉人材の確保・定着・育成</li> <li>(2) 福祉サービスの質の向上</li> <li>(3) デジタル技術の活用等</li> <li>(4) バリアフリーの推進</li> </ul> <p>《添付資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒川区地域福祉計画（素案）－概要版－</li> <li>・ 荒川区地域福祉計画（素案）</li> </ul>

今後予定	令和7年11月26日	福祉・区民生活委員会（素案報告）		
	12月 1日	パブリックコメント実施（12月26日までを予定）		
	令和8年 1月中旬	計画策定委員会（パブリックコメントの結果報告）		
	下旬	政策会議、庁議		
	2月 19日	福祉・区民生活委員会		
	3月	計画策定		
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
11月26日 福祉・区民生活委員会	委員会報告後	12月1日	12月1日	—

<主管部課> 福祉部福祉推進課



# 荒川区地域福祉計画(素案) -概要版-

## 1 計画策定の目的・趣旨 [素案 P.1~]

- 近年区では、人口は微増傾向だが、後期高齢者の増加や、医療・介護需要の高まる中、ダブルケアや8050問題、ひきこもり、ヤングケアラーなど、世帯が抱える課題は複雑化・複合化している。
- これまで、町会・自治会、民生・児童委員、社協や社福法人、ボランティア団体等の自主的な活動を通じて、地域の課題解決にも協力をいただいてきたが、今後は行政と地域の団体等が、より連携・協働し、包括的な支援体制の構築を目指していく必要がある。

## 2 計画の位置付け [素案 P.3~]

- 社会福祉法に基づく区市町村地域福祉計画として、また区の健康・福祉分野の上位計画として位置付け、地域保健福祉の向上のための理念や基本的方向性、共通して取り組むべき事項を定める。具体的な施策や事業等詳細は、本計画を構成する分野別計画(高齢者プラン、障がい者総合プラン、子ども・若者総合計画、健康増進計画等)で示すこととする。
- 子どもから高齢者まで、全ての世代の皆様が夢や希望を持ち、健康で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、地域共生社会の構築を進めていくことが必要である。その上で高齢者や障がいのある方などの権利擁護が重要であることから、成年後見制度の利用促進に関する「区市町村成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に内包します。また、令和3年度から重層的支援体制整備事業が法定化されたことに伴い、重層的支援体制整備事業の関連項目をもって、「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置付けます。
- 計画期間は、令和8年度から令和13年度までの6年間とする。

### 【他の計画との関係図】



## 3 基本理念 [素案 P.24~]

幾重ものつながりと支え合いで地域の力を育み、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせるまち あらかわ

### 【基本方針及び施策体系図】

#### 基本方針 1 つなぎ支え合う地域づくり

##### (1) 地域の多様な活動の推進

- ① ボランティア活動・地域活動の支援
- ② 高齢者や障がい者の社会参加の推進
- ③ 民生委員・児童委員、町会・自治会の活動支援
- ④ 再犯防止に関する活動の促進

##### (2) 身近な地域の居場所づくり

- ① 高齢者のサロン活動の推進
- ② 子どもや若者の居場所づくり
- ③ 誰もが集まる居場所づくりの推進

##### (3) 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築

- ① 地域における見守り・防犯活動の推進
- ② 社会福祉協議会等との連携・協働
- ③ 民間事業者等との連携・協働
- ④ 多文化共生の推進

##### (4) 包括的な相談・支援体制の構築

- (1) 住宅確保要配慮者への支援
- (2) 生活困窮者への総合的な支援体制の整備
- (3) 多様な地域生活課題への対応
  - ① 高齢者への支援
  - ② 障がい者(児)への支援
  - ③ 子ども・子育て家庭・若者への支援
  - ④ ケアラーへの支援
  - ⑤ ひとり親家庭・困難な問題を抱える女性への支援
  - ⑥ 在宅医療に関する支援
  - ⑦ 自殺対策
  - ⑧ 社会的孤立をなくすための支援
- (4) 権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画)
  - ① 権利擁護に関する総合的な取組
  - ② 成年後見制度の利用促進
- (5) 災害時要配慮者対策の推進

#### 基本方針 2 誰もが安心して暮らしつづけられる地域づくり

##### (1) 福祉人材の確保・定着・育成

##### (2) 福祉サービスの質の向上

##### (3) デジタル技術の活用等

##### (4) バリアフリーの推進

#### 基本方針 3 づぐべき地域福祉基盤を

重層的支援体制の整備



## 6 各施策の方向性(抜粋) [素案 P.33~]

### 1 つなぎ支え合う地域づくり

#### (1) 地域の多様な活動の推進 [素案 P.33~]

- ◆ 高齢者や障がい者の社会参加の促進 [素案 P.35~]
- ▶ 当事者や事業を運営する団体の意見を汲み取りながら、高齢者や障がい者が「支える」立場として参加が可能な場の拡充に向けて、関係団体等と連携して検討を進めています。

#### (2) 身近な地域の居場所づくり [素案 P.41~]

- ◆ 誰もが集まる居場所づくりの推進 [素案 P.45~]
- ▶ 地域における社会資源や人材を発掘し、そのコーディネートを行いながら、誰もが集まる居場所づくりの拡充を図っていきます。

#### (3) 地域住民等と行政との協働による地域生活課題の解決体制の構築 [素案 P.47~]

- ◆ 多文化共生の推進 [素案 P.53~]
- ▶ 外国人住民も参加しやすいイベント等を通じて日本人住民との交流の機会を増やし、住民同士がお互いの文化や生活習慣を認め合い、理解を深めることで、外国人住民が地域社会に溶け込み、共に安心して暮らせる地域社会を築くことにつなげていきます。

#### (4) 包括的な相談・支援体制の構築 [素案 P.55~]

- ▶ 複雑化・複合化した課題を抱える方やその世帯に対する支援を一層円滑に進めるため、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮等の既存の相談窓口で受け止めた相談や困りごとにに対し、その解決に向けて適切な支援につなぐことができるよう、各相談支援機関等との協働と連携を推進することにより、属性を問わない相談の受け止めと包括的な支援ができる体制の整備を図り、多機関協働を推進していきます。

### 2 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり

#### (1) 住宅確保要配慮者への支援 [素案 P.57~]

- ▶ 住宅確保に関する地域の様々な課題について、情報、人材、ネットワーク、ノウハウ等を持ち寄って、整理し、発展的に活用する方法を協議していきます。

#### (2) 生活困窮者への総合的な支援体制の整備 [素案 P.60~]

- ▶ 相談者の困りごとを解きほぐし、個々の支援ニーズに応じた適切な支援を行うことができるよう、住居確保給付金の支給、地域居住支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業等を着実に実施していきます。

#### (3) 多様な地域生活課題への対応 [素案 P.62~]

- ◆ 高齢者への支援 [素案 P.62~]
- ▶ 地域住民が自ら実施する自主活動の広がりを後押しする支援を行うこと等により、高齢者の社会参加を図る地域での生きがいづくりの仕組を構築していきます。
- ◆ 障がい者(児)への支援 [素案 P.65~]
- ▶ 地域での生活を継続するための適切なサービスを必要とする方に届けられるよう、障害者基幹相談支援センターを中心に、関係機関等との支援ネットワークの構築・強化を行

い、地域全体の相談支援体制の充実を図っていきます。

- ◆ 子ども・子育て家庭・若者への支援 [素案 P.68~]
- ▶ 妊娠から出産、子育て、子どもの成長段階を通じて切れ目のない支援を行うため、関連部署が連携して、子どもと子育て家庭に対する支援、児童虐待の未然防止と、子どもの貧困対策、困難を抱える若者の支援を一体的に推進していきます。

- ◆ ケアラーへの支援 [素案 P.70~]
- ▶ 子どもの居場所や食事の提供、学習支援等を行う団体への支援の充実や連携の強化を図ることにより、身近に相談しやすい場所を増やし、地域全体でヤングケアラーの早期発見や支援が行える環境づくりをさらに推進していきます。

- ◆ 社会的孤立をなくすための支援 [素案 P.79~]
- ▶ 社会参加の機会につなぐ必要がある支援対象者に対しては、個々のニーズを踏まながら、地域における社会資源とのマッチングを推進するなど、参加支援を行っていきます。

#### (4) 権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画) [素案 P.81~]

- ▶ 誰もが住み慣れた地域で、地域の人と支えあいながら、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、権利擁護支援の必要な方を把握し、行政だけでなく、地域や福祉、医療、金融、法律関係者、家庭裁判所等と連携し、適切に必要な支援につなげる仕組を構築していきます。

#### (5) 災害時要配慮者対策の推進 [素案 P.91~]

- ▶ 関係機関等と連携し、平時から地域における避難行動要支援者や要配慮者の情報の把握や、訓練の実施等を通じた理解の促進に努め、地域の中で避難行動要支援者等を支えていく体制を整備していきます。

### 3 地域福祉を支える基盤づくり

#### (1) 福祉人材の確保・定着・育成 [素案 P.93~]

- ▶ 福祉の職場を正しく理解してもらい、ミスマッチによる早期離職を防ぐとともに、働き甲斐のある魅力的な職場であることを周知広報とともに、離職して働いていない有資格者へのアプローチなどを行っていきます。

#### (2) 福祉サービスの質の向上 [素案 P.95~]

- ▶ 福祉サービスの質の向上と、社会福祉法人の運営の適正化を図るために、関係法人等への情報提供や日々の指導・支援等を充実させていくとともに、評価結果等を区民に分かりやすく提供していきます。

#### (3) デジタル技術の活用等 [素案 P.97~]

- ▶ 誰もがデジタル化への恩恵が受けられるよう、デジタル機器に触れることができる機会を、より身近な場所で増やし、その価値を実感することで、利用方法等の習得につながるような取組をさらに進めています。

#### (4) バリアフリーの推進 [素案 P.98~]

- ▶ 障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに意思を伝え、理解し、尊重し合いながら安心して生活することができる共生社会の実現を推進していきます。

# 荒川区 地域福祉計画

令和8年度～令和13年度

(素 案)

令和8年 月  
荒 川 区



## 荒川区地域福祉

### 目 次

第 1 章 計画の基本的な考え方 .....	1
第1節 計画策定の背景・目的・趣旨 .....	1
第2節 計画の位置付け .....	3
第3節 計画の期間 .....	5
第4節 計画とSDGsとの関係 .....	6
第5節 計画の進行管理 .....	7
第 2 章 地域福祉を取り巻く状況 .....	8
第1節 人口構造 .....	8
第2節 各分野の対象者等の状況及び動向 .....	12
第3節 荒川区政世論調査結果 .....	20
第4節 荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査結果 .....	22
第 3 章 基本理念と基本方針 .....	24
第1節 基本理念 .....	24
第2節 基本方針 .....	24
第3節 荒川区における重層的支援体制について .....	27
第 4 章 各施策の方向性 .....	33
基本方針1 つなぎ支え合う地域づくり .....	33
基本方針2 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり .....	57
基本方針3 地域福祉を支える基盤づくり .....	93





# 第1章 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画策定の背景・目的・趣旨

- 近年全国的に、少子高齢化とそれに伴う生産年齢人口の減少や核家族化、未婚化の進行に伴う高齢者世帯や一人暮らし世帯の増加に加え、住民同士のつながりが希薄化するなど、地域社会の構造は大きく変化し、老々介護や介護と育児のダブルケア、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー等、世帯が抱える課題は複雑化・複合化しています。こうした課題は、誰にでも起こり得る一方、その内容は世帯ごとに大きく異なるため、従来のような一つの行政分野による支援制度だけでは対応が難しい状況が発生しています。
- 国においてはこうした状況を受けて、平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、子ども・高齢者・障がいのある方など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。また、平成29年6月には社会福祉法等が改正され、平成30年4月からの区市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定の努力義務化等が行われました。
- 令和元年12月の地域共生社会推進検討会の最終取りまとめでは、地域共生社会の理念は、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方であることが示されました。この方向性を基に、令和2年6月に社会福祉法等が改正され、区市町村による包括的な支援体制を整備するための施策を具体化する事業として、社会福祉法106条の4により「重層的支援体制整備事業」が創設、令和3年4月から施行されています。
- 判断能力の低下した高齢者や障がいのある方の財産管理等を支援し権利を保護する「成年後見制度」は、平成11年12月施行の民法改正によって導入され、その利用促進を図るため、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されています。高齢化の進展に伴い、成年後見制度を必要とする者の増加が見込まれることから、尊厳のある本人らしい生活の継続に向け、権利擁護支援の推進が重要です。
- 一方、近年における荒川区では、集合住宅の建設等による人口の流入により、人口は微増傾向で推移しています。高齢者人口も全体でほぼ同様の傾向にあります。医療や介護の必要性が高まる後期高齢者人口は増加しています。こうした中、



今後区においても、老々介護やダブルケア、ヤングケアラー等の課題を抱える個人・世帯が増えていくことが想定されます。また、区の統計資料からは、ひきこもりや児童虐待に関する相談が増えており、地域の課題が複雑化・複合化していることが窺えます。

- 区においてはこれまでも、町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年委員、社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人、各種ボランティア団体等、様々な団体や機関の自主的な活動を通じて、地域の課題解決にも御協力をいただきてきました。地域における生活課題が複雑化・複合化していく中、今後は、行政と地域の団体等がより連携・協働し、その解決に向けた包括的な支援体制の構築を目指していく必要があります。
- このような状況を踏まえ、これまでの地域における活動を基盤としつつ、地域共生社会の実現を目指した地域福祉の推進に向け、「荒川区地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。



## 第2節 計画の位置付け

○本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく区市町村地域福祉計画として、また、区の健康・福祉分野の上位計画として位置付け、区の地域保健福祉の向上のための理念や基本的な方向性、共通して取り組むべき事項を定めます。

<社会福祉法における位置づけ(抜粋)>

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

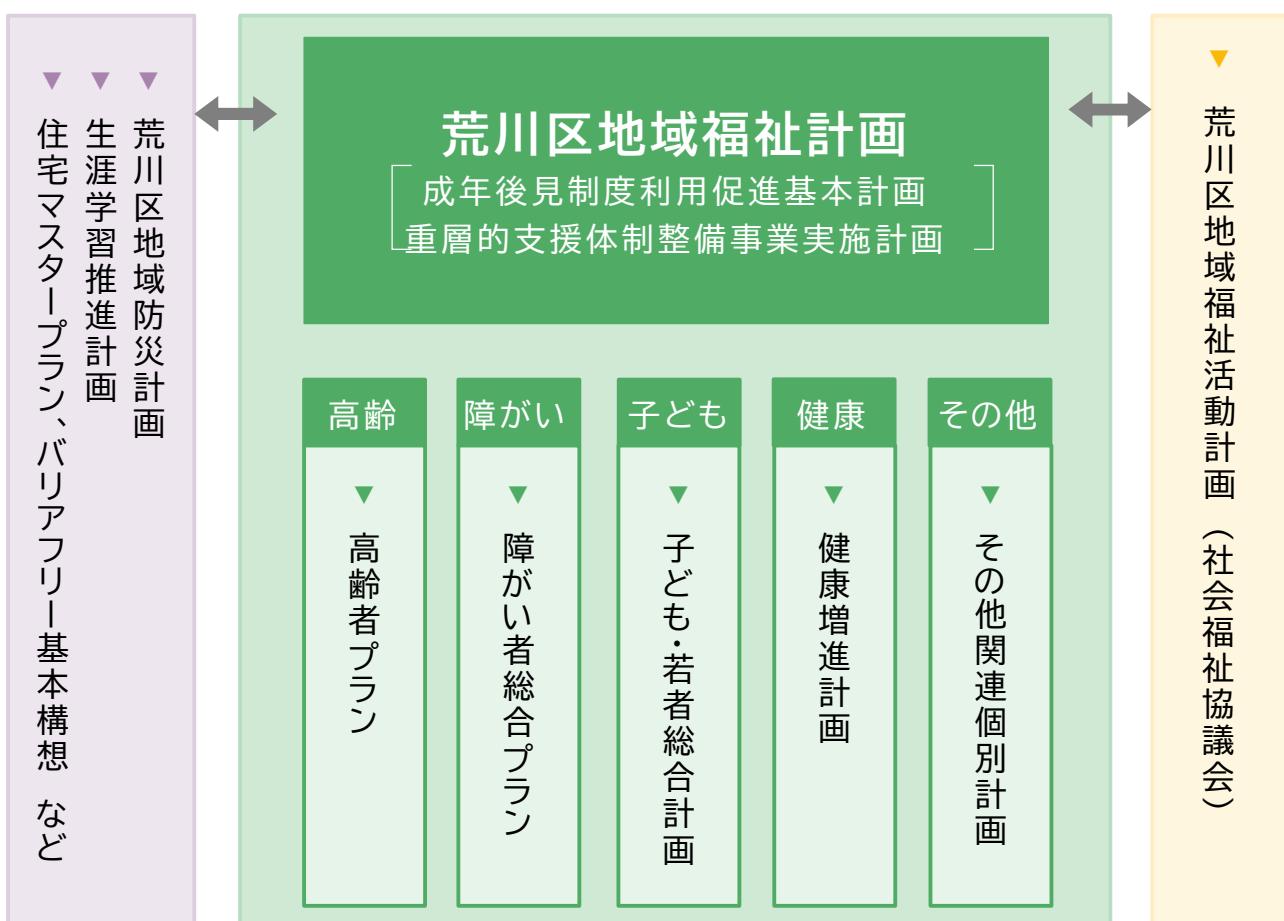
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

○具体的な施策や事業等の詳細については、本計画を構成する分野別計画である荒川区高齢者プランや荒川区障がい者総合プラン、荒川区子ども・若者総合計画、荒川区健康増進計画等で示すこととします。

○子どもから高齢者まで、全ての世代の皆様が夢や希望を持ち、健康で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、地域共生社会の構築を進めていくことが必要です。その上で高齢者や障がいのある方などの権利擁護が重要であることから、区の地域保健福祉の各分野で共通して取り組むべき事項として、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「区市町村成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に内包します。また、令和3年度から重層的支援体制整備事業が法定化されたことに伴い、重層的支援体制整備事業の関連項目をもって、社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置付けます。



## ■計画の位置付け



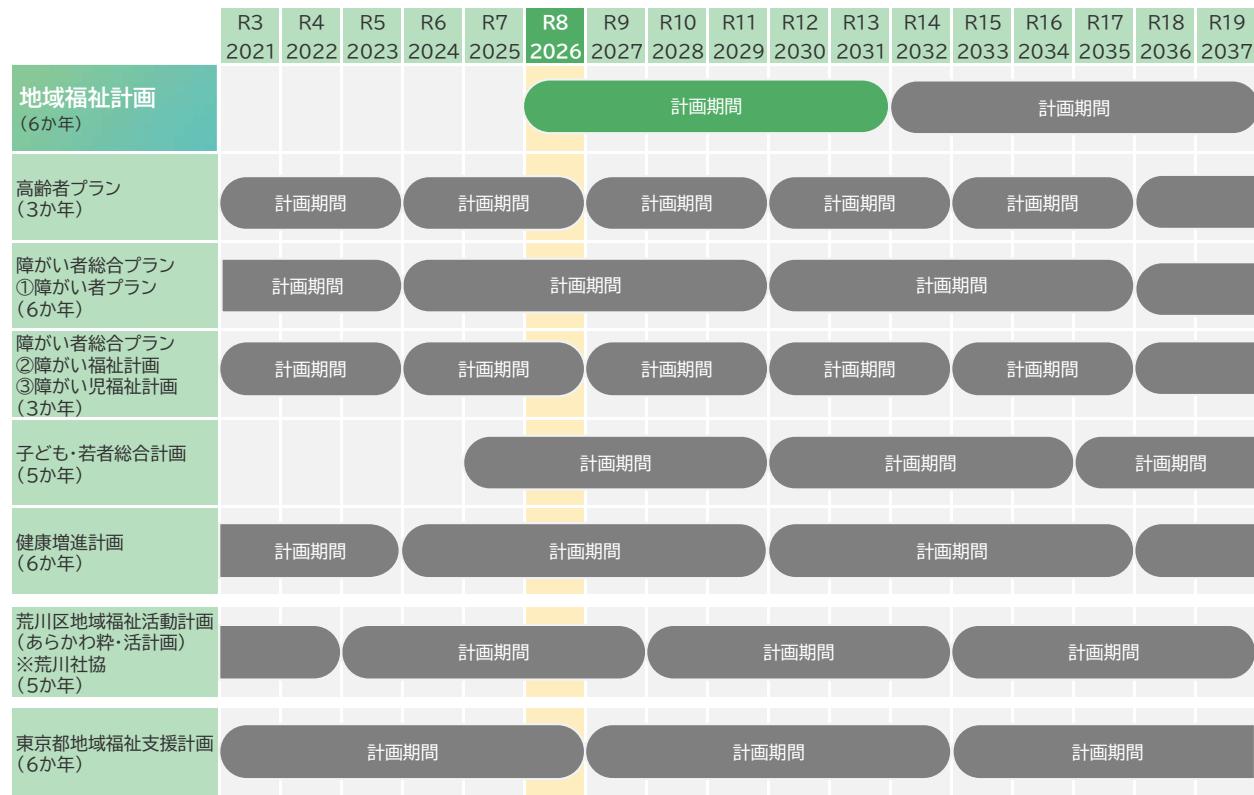


## 第3節 計画の期間

○本計画は、令和8年度から令和13年度までの6年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化や、各分野別計画との整合性を図る必要がある場合等、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

### ■各計画の計画期間(予定)





## 第4節 計画とSDGsとの関係

- SDGsとは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称であり、平成27年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。
- 先進国を含む国際社会が取り組む普遍的な目標として、17のゴール(開発目標)と169のターゲットで構成され、世界全体の「経済」「社会」「環境」の3つの側面を調和させ、貧困や格差を撲滅させる等、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能な社会を実現するための統合的な取組となっています。
- 我が国においても、平成 28 年5月20日に「持続可能な開発目標推進本部」を設置し、同年12月22日には「SDGs実施指針」を定め、地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGs要素を最大限反映すること」を奨励しています。
- 本計画においても、このSDGsの理念を踏まえて、様々な施策を推進していきます。

### ■SDGs 17のゴール(開発目標)





## 第5節 計画の進行管理

○本計画については、荒川区高齢者プラン、荒川区障がい者総合プラン、荒川区子ども・若者総合計画、荒川区健康増進計画等の分野別計画において実施する進行管理の結果や、世論調査の結果等を活用し、PDCAサイクルマネジメントに沿って総括的に進行管理を行うことで、次期以降の計画策定に活かしていきます。

### ■PDCAサイクル





## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

### 第1節 人口構造

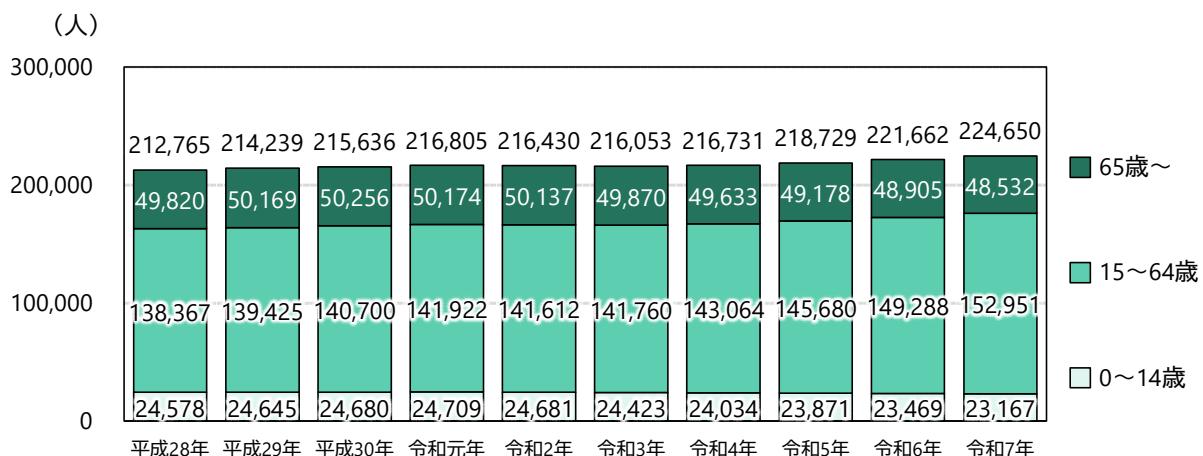
#### (1) 総人口

○区の人口は昭和35年の285,480人をピークに、しばらく減少傾向が続きました。その後、平成7年の最小値を経て、平成12年から増加に転じ、平成22年に再び200,000人を超える、以降、微増傾向となっています。人口増加の要因には、集合住宅の建設等により若い世代が多く流入したこと等があげられます。

○直近の区の人口は、令和7年10月1日現在で224,650人となっています。平成28年から令和元年まで微増傾向で推移し、その後、令和4年まで横ばいで推移していましたが、令和5年以降は再び増加に転じています。

○年齢3区分別の内訳を見ると、生産年齢人口(15~64歳)は概ね増加の一途を辿る一方、年少人口(0~14歳)は令和元年をピークに緩やかに減少しています。なお、年齢3区分別人口構成比は、ほぼ横ばいで推移しています。

#### ◆年齢3区分別人口の推移



※毎年10月1日現在

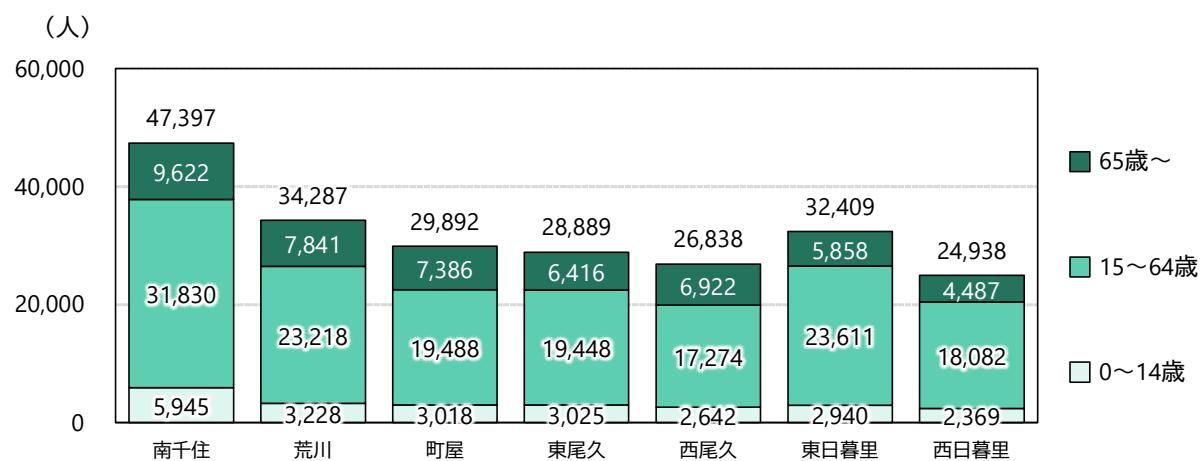
※第2章に掲載しているグラフや表のうち出典が明記されていないものは、府内の統計データを基に作成したものです。



## (2)地区別人口

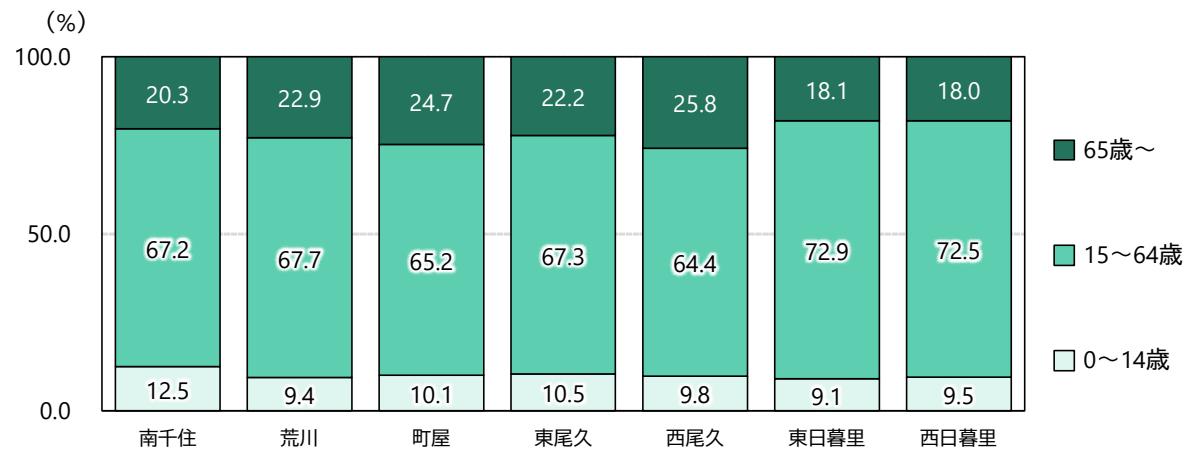
- 区の人口を行政区域(7地区)別で見ると、総人口は地区ごとにはらつきがあり、南千住地区が47,397人で最も多く、西日暮里地区が24,938人で最も少なくなっています。
- 地区別の年齢3区分別人口構成比を見ると、他の地区に比べて、南千住地区は年少人口(0~14歳)の割合が12.5%、西尾久地区は高齢者人口(65歳~)の割合が25.8%と高くなっています。

### ◆地区別の年齢3区分別人口(令和7年)



※令和7年10月1日現在

### ◆地区別の年齢3区分別人口構成比(令和7年)



※令和7年10月1日現在



### (3) 外国人口

○区の外国人人口の推移を見ると、平成 28 年から令和元年にかけて増加傾向にありました。令和 2 年、令和 3 年は新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて一時減少しました。その後は再び増加傾向となり、令和 7 年現在では 25,284 人、総人口に対する割合は 11.3 % となっています。

#### ◆ 外国人人口・総人口に対する外国人人口の割合の推移

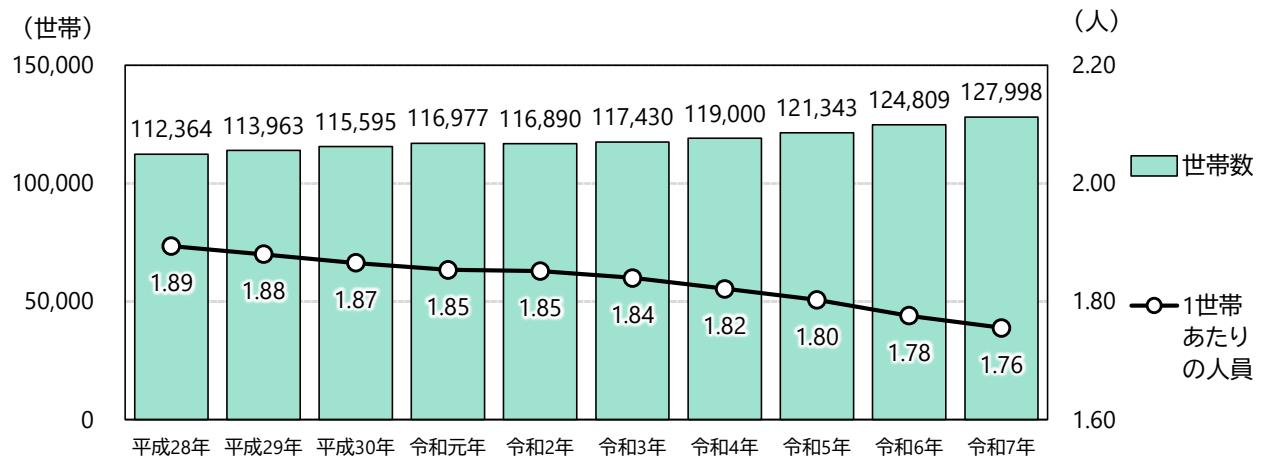


※各年10月1日現在

### (4) 世帯数及び1世帯当たりの人員

○区の世帯数は増加傾向にあり、令和 7 年現在では 127,998 世帯となっています。一方、1 世帯当たりの人員は減少傾向で推移しており、令和 6 年には初めて 1.80 人を割り込み、令和 7 年現在では 1.76 人となっています。

#### ◆ 世帯数及び1世帯当たりの人員の推移



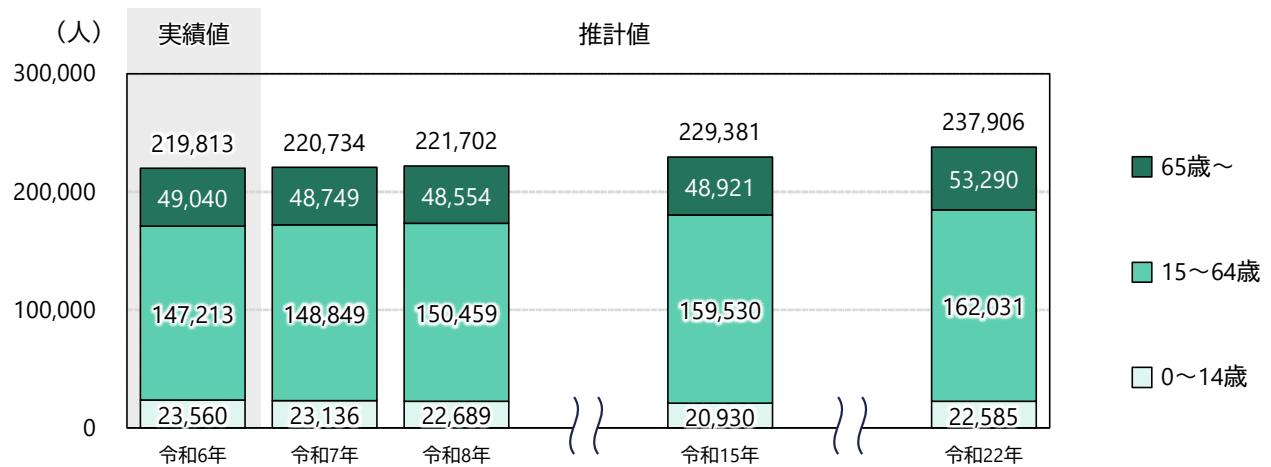
※各年10月1日現在



## (5) 将来推計人口

将来推計人口を見ると、区の総人口は微増傾向が継続する見込みとなっています。

### ◆ 将来推計人口 年齢 3 区別



※令和6年は4月1日現在／令和6年度推計

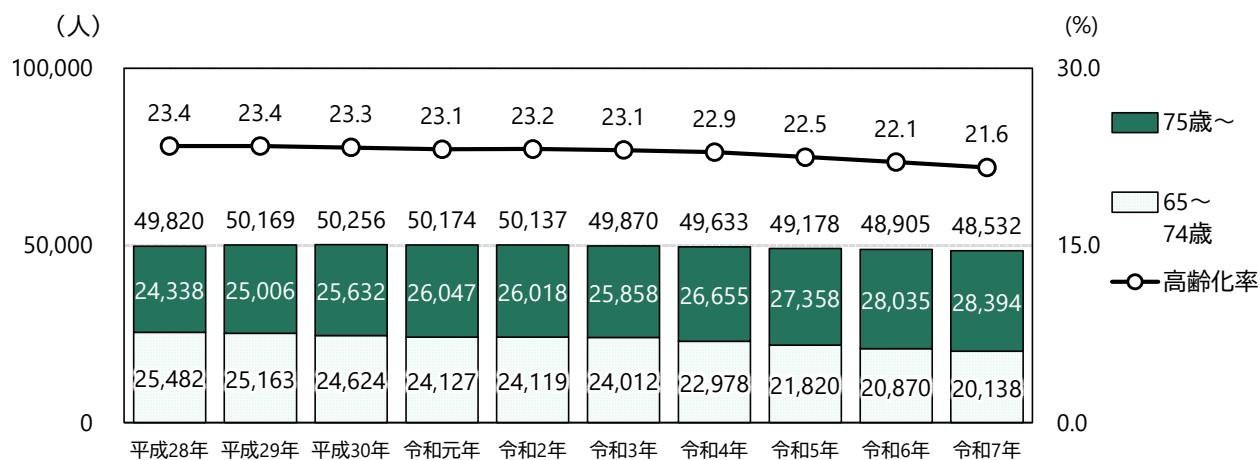


## 第2節 各分野の対象者等の状況及び動向

### (1)高齢者人口・高齢化率

○区の高齢者人口の推移を見ると、全体では平成 30 年からは緩やかに減少しており、高齢化率(総人口に占める 65 歳以上人口の割合)は令和 7 年度時点で 21.6% となっています。高齢者人口の内訳を見ると、75 歳以上の後期高齢者人口は増加傾向で推移しています。

#### ◆高齢者人口・高齢化率の推移

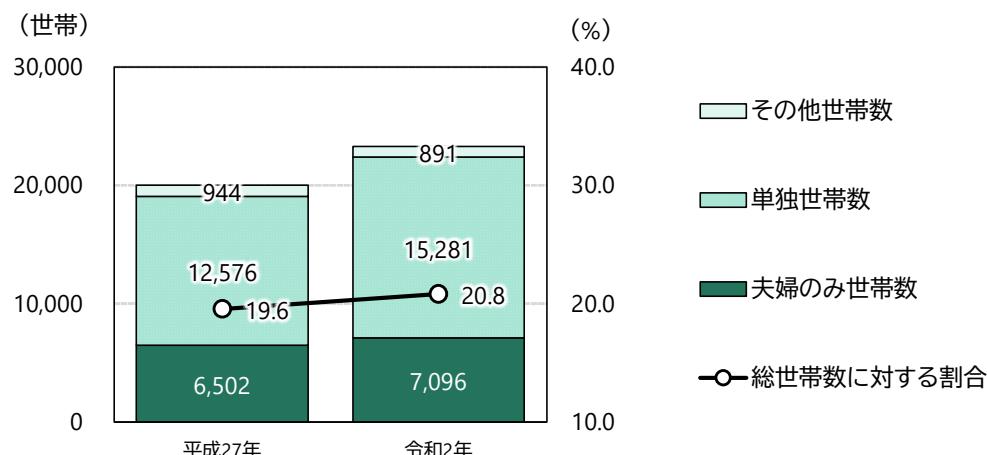


※各年10月1日現在

### (2)高齢者世帯の推移

○区の高齢者(65 歳以上)世帯員のみの世帯の状況を見ると、平成 27 年から令和 2 年にかけて、特に単独世帯数の増加が著しくなっています。また、令和 2 年では、総世帯数における高齢者世帯員のみで構成される世帯の割合は 2 割を超えています。

#### ◆高齢者世帯の推移



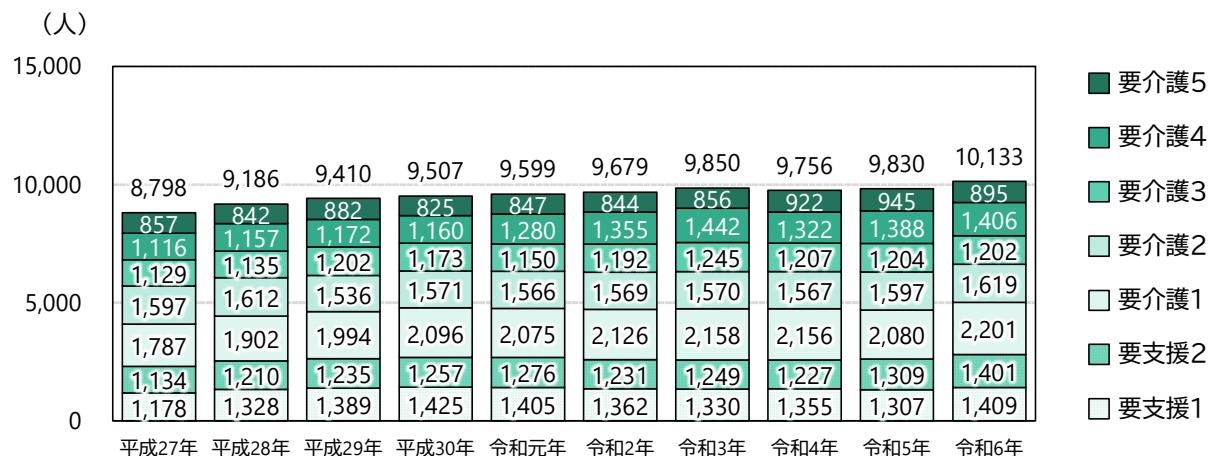
出典：国勢調査「人口等基本集計」



### (3)要介護(要支援)認定数

○区の要介護(要支援)認定数は、令和6年では10,133人と過去10年間で最も多く、平成27年の8,798人に比べ1,335人増加しています。介護度別で見ると、特に要介護1が増加しています。

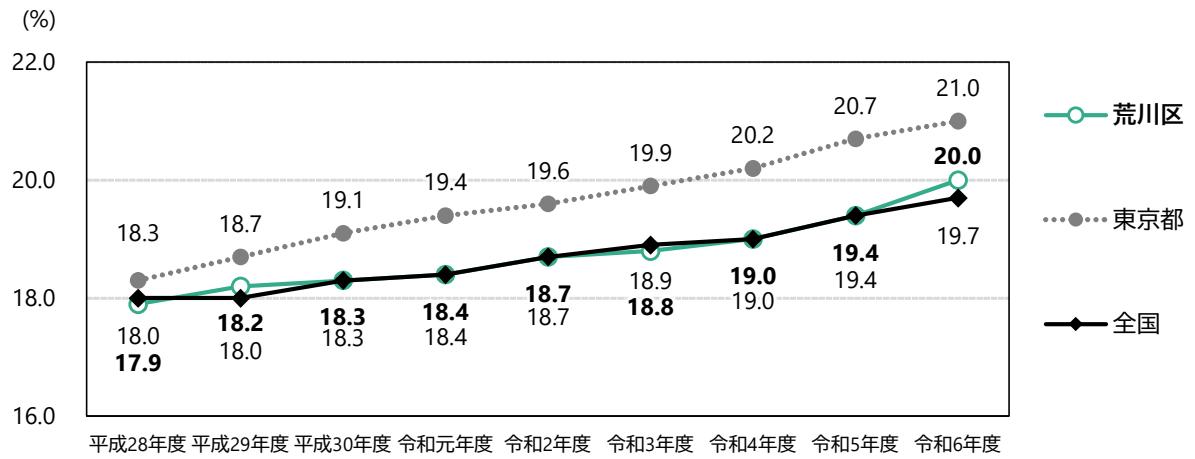
#### ◆要介護(要支援)認定数



※各年12月末日現在

○第1号被保険者数に占める要介護(要支援)認定者数の割合は、全国的に緩やかに増加する中で、区の割合は都を下回るもの、全国と同程度で推移しています。

#### ◆要介護(要支援)認定率の推移



※各年度3月31日現在

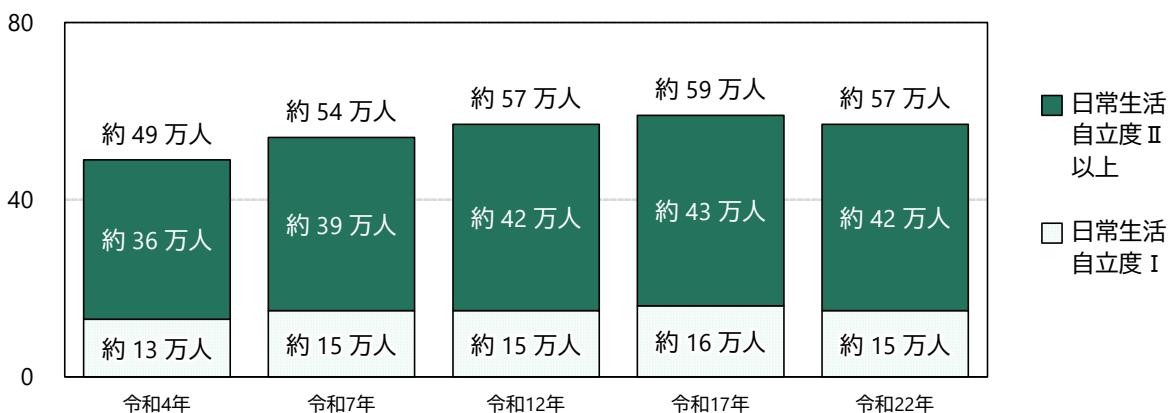


## (4) 東京都認知症高齢者数の推計

○ 東京都全体の認知症高齢者(自立度Ⅰ以上)数は、令和4年は約49万人となっています。その後も増加傾向にあり、令和17年に約59万人になると推計されています。一方、認知症の有病率調査結果の経年比較においては、平成24年の15.0%が、令和4年は12.3%と減少しています。

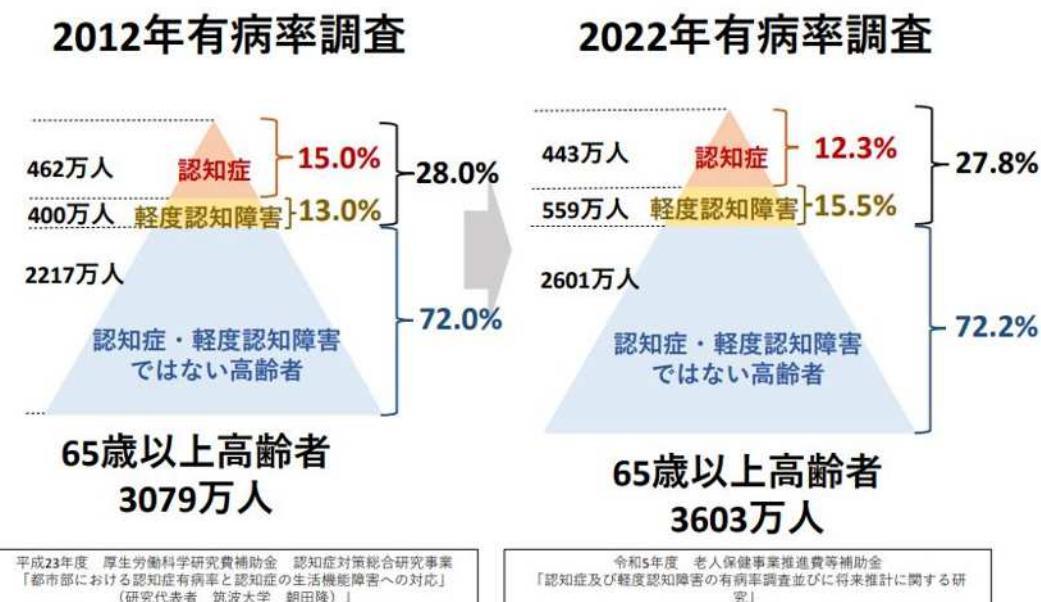
### ◆ 東京都認知症高齢者数の推計

(万人)



出典:東京都福祉保健局「令和4年度認知症高齢者数等の分布調査報告書」(令和5年3月)

### ◆ 有病率調査結果の経年比較



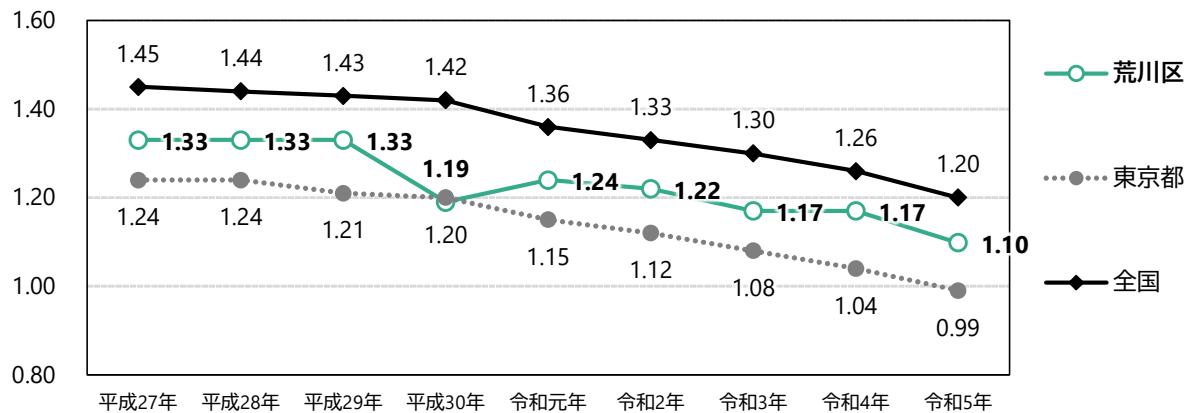
出典:厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課「令和7年度認知症セミナー(行政説明資料)」



## (5)合計特殊出生率の推移

- 区の合計特殊出生率は平成29年までは横ばいで推移していましたが、その後、減少傾向で推移し、令和5年現在では過去最低の1.10となっています。
- 全国、東京都ともに減少傾向であり、区は全国より低く、東京都より高い位置で推移しています。

### ◆合計特殊出生率の推移(国・都比較)



出典:【荒川区】東京都保健医療局「人口動態統計」  
【国・東京都】令和5年人口動態調査

## (6)児童扶養手当と児童育成手当の支給対象児童数

- 区の児童扶養手当・児童育成手当の支給対象児童数の推移を見ると、いずれも令和元年度から令和6年度にかけて減少傾向となっています。

### ◆児童扶養手当・児童育成手当の支給対象児童数

年度	(人)	
	児童扶養手当	児童育成手当
令和元年度	1,765	2,310
令和2年度	1,660	2,137
令和3年度	1,525	2,060
令和4年度	1,460	1,973
令和5年度	1,425	1,937
令和6年度	1,351	1,832

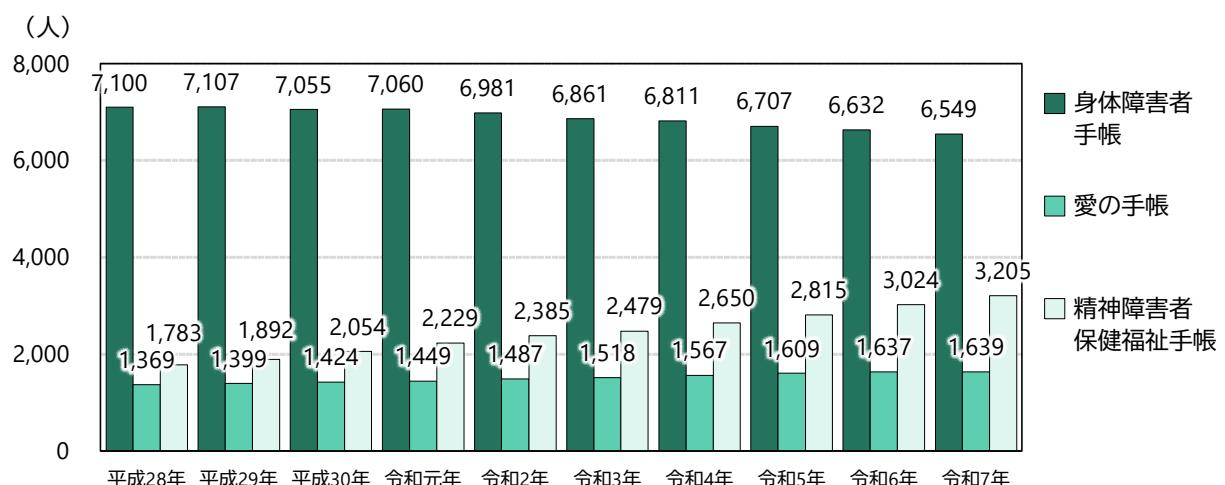
※各年度3月末日現在



## (7)障害者手帳所持者数の推移

- 区の3種の手帳所持者数の推移を見ると、身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にある一方、愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向で推移しています。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者の増加要因としては、現代のストレス社会の中で、うつ病などの統合失調症以外の患者数が増加してきたこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだことなどが考えられます。

### ◆各手帳所持者数の推移



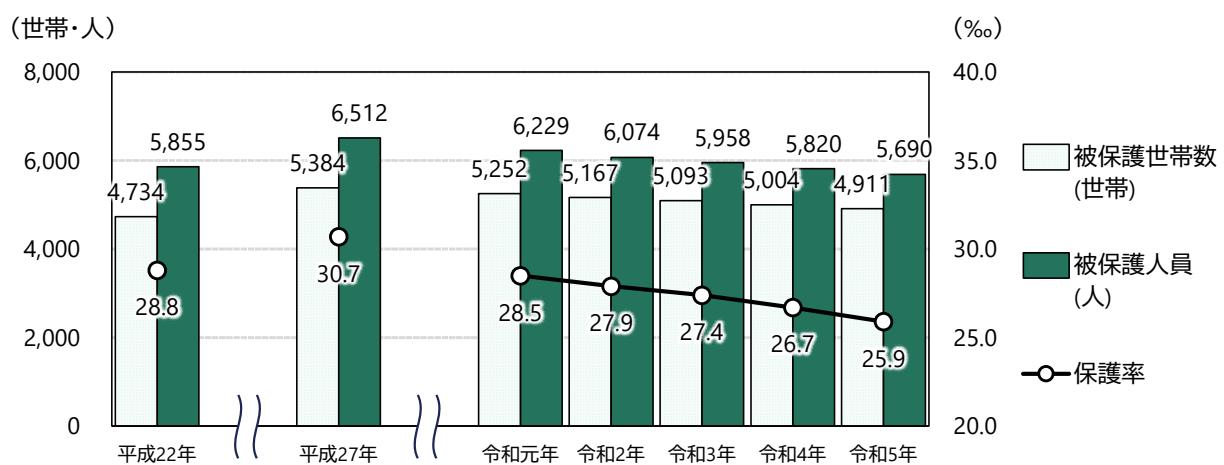
※各年3月末日現在

出典:【身体障害者手帳・愛の手帳】公益財団法人 特別区協議会「特別区の統計」  
【精神障害者保健福祉手帳】府内資料

## (8)被保護世帯数・被保護人員の推移

- 区の生活保護の被保護世帯及び被保護人員の推移を見ると、平成27年には被保護世帯数・被保護人員数ともにピークを迎えたが、令和元年以降はいずれも減少傾向にあり、令和5年現在の保護率は25.9%となっています。

### ◆被保護世帯数・被保護人員の推移(年度平均)



出典:福祉・衛生行政統計 年報



## (9) 福祉事務所における各種相談状況

○ 区における福祉に関する相談件数を見ると、令和5年度では73,683件となっています。相談内容別では、「生活相談」や「家庭相談」件数は減少傾向にあるものの、「高齢者相談」や「女性相談」件数はやや増加傾向にあります。

### ◆ 各種相談の推移

年度	総数	生活相談	児童相談	ひとり親相談	高齢者相談	身体障害者相談	(件)
平成27年度	88,261	58,443	920	1,545	9,083	13,992	
平成28年度	85,938	57,387	1,024	1,384	9,791	11,590	
平成29年度	91,094	59,199	1,216	2,098	8,998	13,313	
平成30年度	86,127	52,326	1,123	2,089	9,520	14,121	
令和元年度	80,032	46,497	1,147	1,947	9,343	13,800	
令和2年度	68,904	40,431	1,238	1,566	8,578	11,225	
令和3年度	69,017	39,660	1,186	1,534	10,461	11,053	
令和4年度	71,482	38,179	1,052	1,613	11,701	11,895	
令和5年度	73,683	36,071	1,228	1,409	12,732	13,898	

年度	知的障害者相談	女性相談	家庭相談
平成27年度	3,466	613	199
平成28年度	3,101	1,414	247
平成29年度	4,977	1,099	194
平成30年度	5,445	1,359	144
令和元年度	5,712	1,461	125
令和2年度	4,448	1,295	123
令和3年度	3,822	1,216	85
令和4年度	5,648	1,301	93
令和5年度	6,552	1,712	81

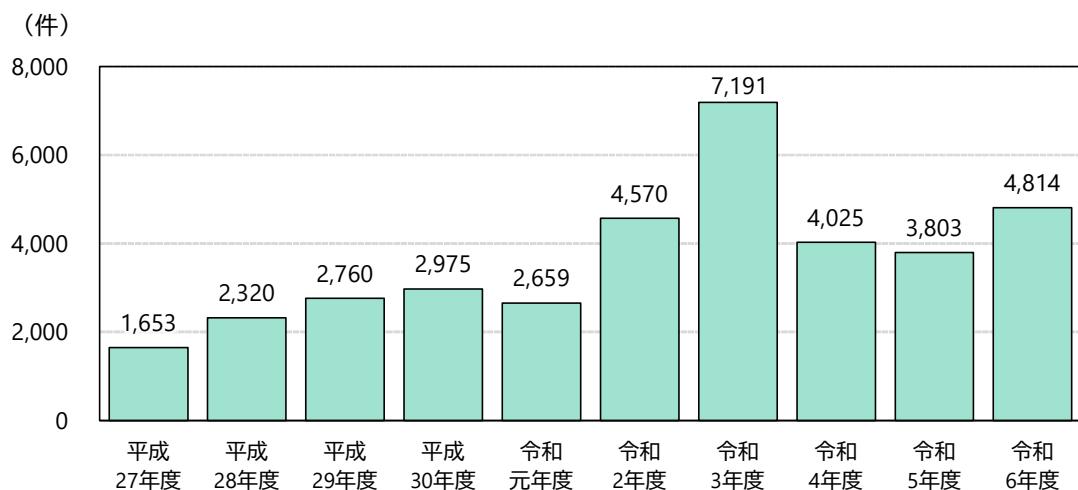
出典:【生活相談件数】府内統計データ  
【生活相談件数以外】公益財団法人 特別区協議会「特別区の統計」



## (10)生活困窮等相談支援件数

○区の自立相談支援機関においては、生活困窮をはじめ、複合的な課題を抱えた相談が増加傾向にあります。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の流行等により、相談件数が大きく増加しました。また、令和4年12月からひきこもり相談窓口を併設し、相談支援を開始したことにより、ひきこもりに関する相談件数が増加傾向にあります。

### ◆生活困窮等相談支援件数(仕事・生活サポートデスク相談支援件数)



## (11)若者相談「わっか」における相談内容別受付件数

○若者相談「わっか」における相談件数を見ると、「自分自身」についての相談が最も多くなっています。電話・メール・区内のふれあい館等での出張相談に加え、令和5年度からはLINE(ライン)を活用にしたチャットでの相談を開始し、気軽に相談できる環境を整えています。

### ◆相談内容別受付件数

年度	総数	自分自身	家族	学校・学業	就労	その他
*令和4年度	25	12	4	2	4	3
令和5年度	352	184	92	20	34	22
令和6年度	339	270	25	4	25	15

※令和4年度は12月5日以降の実績



## (12) 子ども家庭総合センターにおける相談受理件数

- 子ども家庭総合センターにおける相談受理件数を見ると、令和6年度では「児童虐待」についての相談が657件と最も多く、全体の5割程度を占めています。

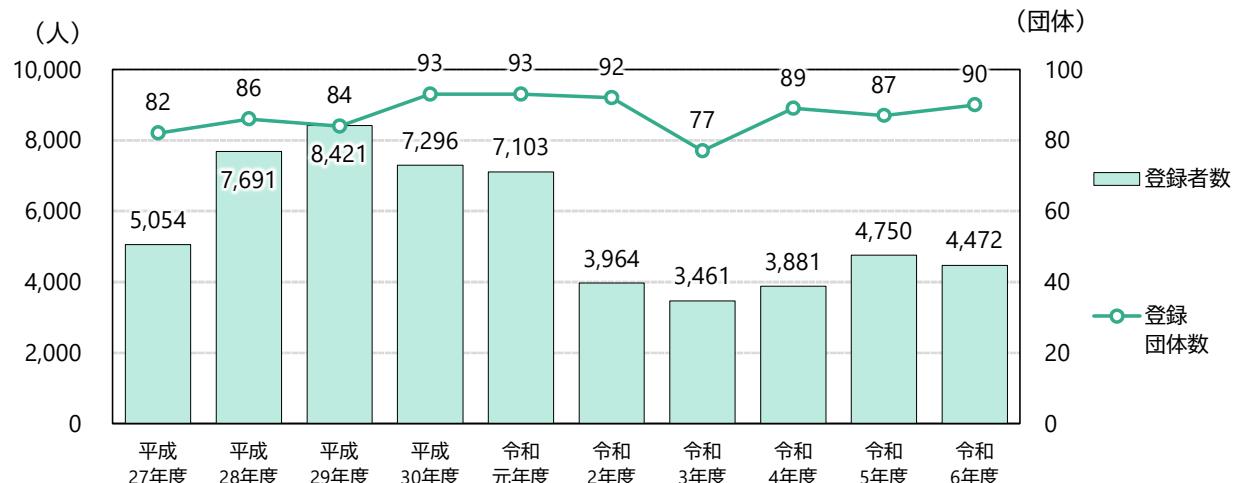
### ◆相談受理件数

年度	総数	児童虐待	養育困難等	保健	障害	非行	(件)
令和2年度	1,228	572	232	3	105	17	
令和3年度	1,186	477	224	3	142	44	
令和4年度	1,052	516	150	1	118	35	
令和5年度	1,228	657	162	0	130	23	
令和6年度	1,322	657	243	1	103	29	
年度	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他		
令和2年度	65	32	0	53	149		
令和3年度	79	26	0	63	128		
令和4年度	80	23	1	36	92		
令和5年度	88	21	5	36	106		
令和6年度	109	12	0	31	137		

## (13) ボランティア登録団体・登録者数

- ボランティア登録団体数の推移を見ると、令和3年度は落ち込んだものの、令和6年度は、90 団体となっています。
- 登録者数は、平成29年度に8千人台と高くなっていましたが、その後は減少傾向が続いています。これは、会員の高齢化や新型コロナウィルス感染症の流行等が原因と考えられます。

### ◆ボランティア登録団体・登録者数の推移





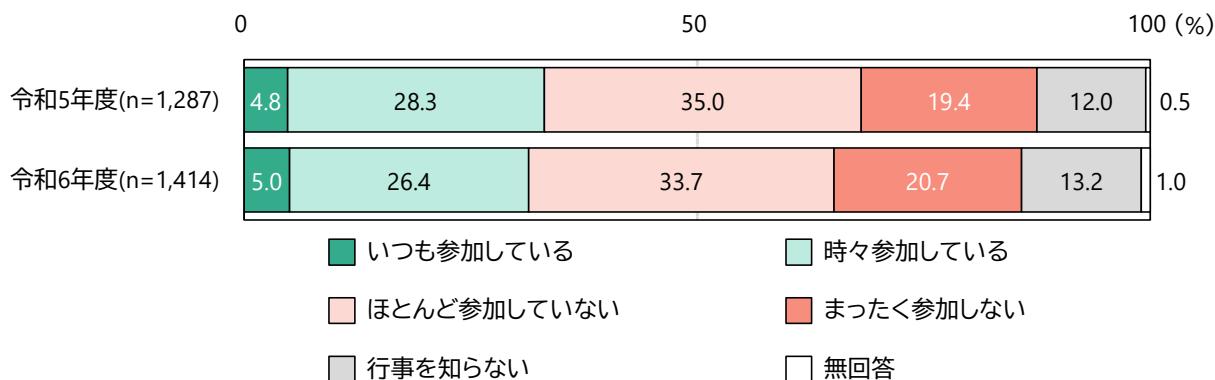
### 第3節 荒川区政世論調査結果

荒川区政世論調査において実施している地域の行事への参加等に関する状況を見ると、参加の割合が減少しています。

#### (1) 地域の行事や活動への参加状況

問 あなたは、地域の行事や活動に参加していますか。(○は1つだけ)

- 地域の行事や活動への参加状況を見ると、令和6年度では「いつも参加している」と「時々参加している」を合わせた《参加している》の割合は31.4%、「ほとんど参加していない」と「まったく参加しない」を合わせた《参加しない》の割合は54.4%となっています。
- 《参加している》の割合は、令和5年度調査結果(33.1%)と比較すると1.7ポイント減少しています。

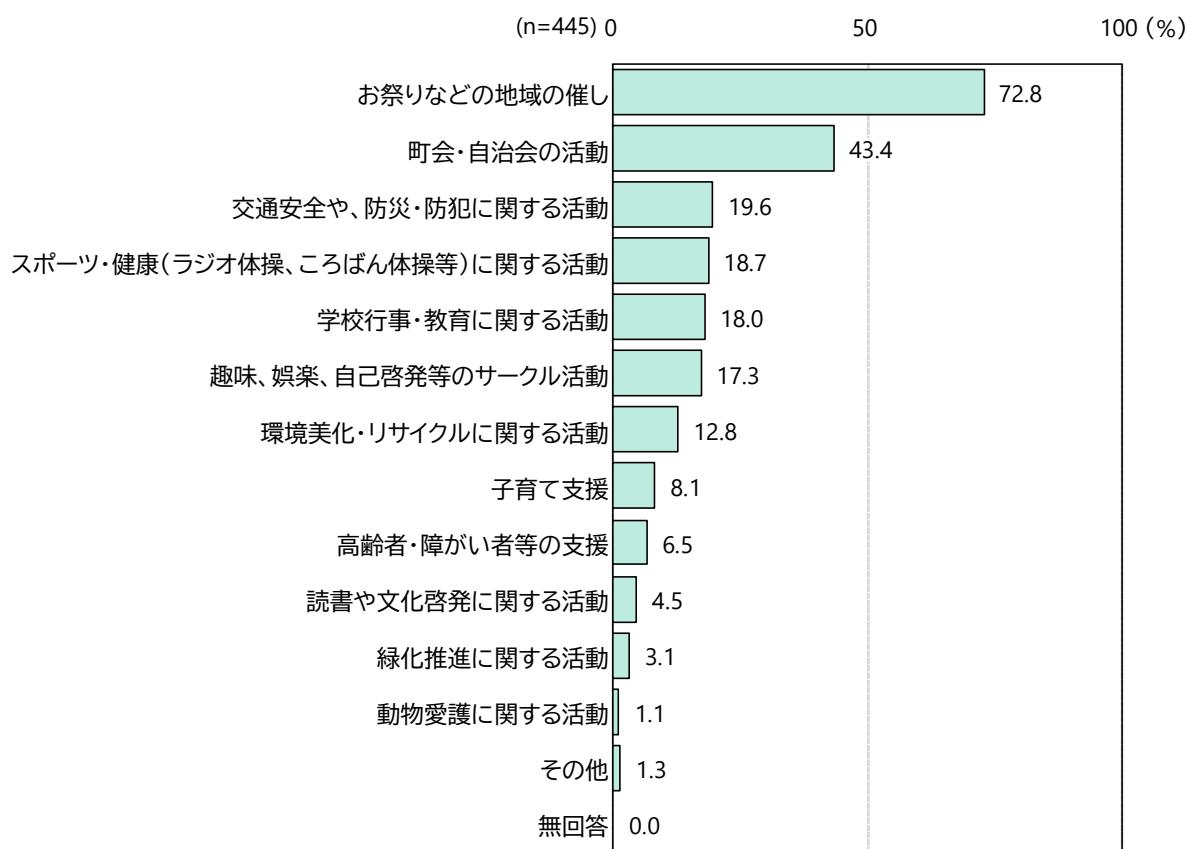




## (2) 参加している地域の行事や活動

問 次のうち、どのようなものに参加していますか。(○はいくつでも)

○ 参加している地域の行事や活動について見ると、「お祭りなどの地域の催し」が72.8%と最も高く、次いで「町会・自治会の活動」が43.4%、「交通安全や、防災・防犯に関する活動」が19.6%となっています。



※「地域の行事や活動への参加頻度」で

「いつも参加している」「時々参加している」と回答した方のみに聴取

令和6年度



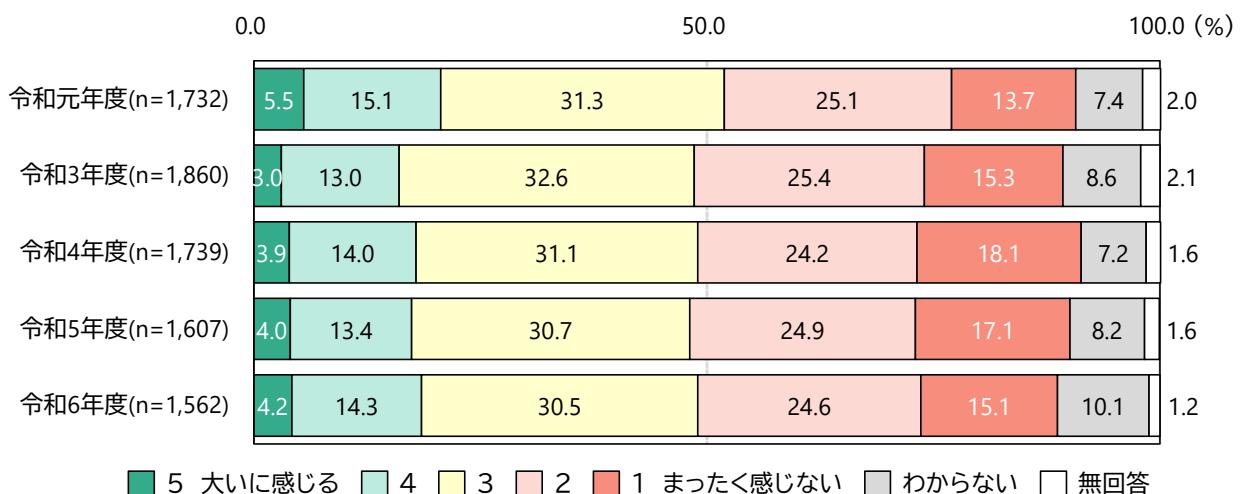
## 第4節 荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査結果

荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査結果を見ると、地域の方との交流の実感は新型コロナウイルス感染症の流行で減少しましたが、その後以前の水準に戻っています。しかし、地域に頼れる人がいる実感は減少しています。

### (1) 地域の方との交流の充実

問 お住まいの地域の方と交流することで充実感が得られていると感じますか？

- お住まいの地域の方と交流することで充実感が得られていると感じるか尋ねたところ、「1」と「2」を合わせた《感じない》は39.7%と約4割を占め、「5」と「4」を合わせた《感じる》の18.5%を上回っています。
- 年次推移を見ると、《感じる》の割合は、新型コロナウイルス感染症の流行が発生していた令和3年度に減少しましたが、その後は令和元年度と同水準となっています。



■ 5 大いに感じる ■ 4 ■ 3 ■ 2 ■ 1 まったく感じない ■ わからない ■ 無回答

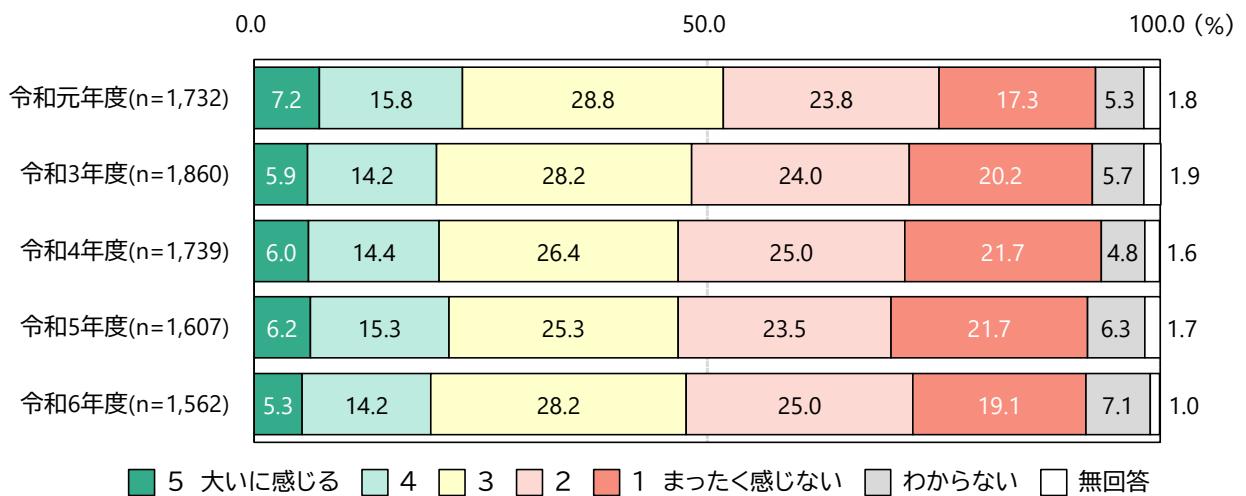
出典:荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査



## (2)地域に頼れる人がいる実感

問 お住まいの地域に頼れる人がいると感じますか？

- お住まいの地域に頼れる人がいると感じるか尋ねたところ、「1」と「2」を合わせた《感じない》は44.1%と約4割を占め、「5」と「4」を合わせた《感じる》の 19.5% を上回っています。
- 年次推移を見ると、《感じる》の割合は減少傾向にあり、令和6年度(19.5%)では令和元年度の 23.0%から 3.5 ポイント低下しています。



■ 5 大いに感じる ■ 4 ■ 3 ■ 2 ■ 1 まったく感じない ■ わからない ■ 無回答

出典：荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査



## 第3章 基本理念と基本方針

### 第1節 基本理念

- 今後の地域社会の目指すべき姿は、区民が相互に信頼し合い、助け合いながら生活することができる「地域共生社会」を構築していくことです。  
本計画の基本理念は、区と地域とが協働して実現すべき地域福祉の将来像として、以下のとおり定めます。

幾重ものつながりと支え合いで地域の力を育み、  
誰もが自分らしく、いきいきと暮らせるまち あらかわ

### 第2節 基本方針

- 基本理念を実現するために進めていく施策の基本方針は、以下のとおりとします。

#### 1 つなぎ支え合う地域づくり

- 誰もが集える居場所等を地域の身近な場所に整備するとともに、地域の多様な活動を支援することで、地域の力を育みます。また、地域の課題にいち早く気付き、必要な支援につなげていけるよう、アウトリーチによる相談等を推進するとともに、区と関係団体等との連携を強化して伴走型の相談・支援体制を構築し、つなぎ支え合う地域づくりを進めます。

##### (1) 地域の多様な活動の推進

- ① ボランティア活動・地域活動の支援
- ② 高齢者や障がい者の社会参加の推進
- ③ 民生委員・児童委員、町会・自治会の活動支援
- ④ 再犯防止に関する活動の推進

##### (2) 身近な地域の居場所づくり

- ① 高齢者のサロン活動の推進
- ② 子どもや若者の居場所づくりの推進
- ③ 誰もが集える居場所づくりの推進

##### (3) 地域住民等と行政との協働による地域生活課題の解決体制の構築

- ① 地域における見守り・防犯活動の推進
- ② 社会福祉協議会等との連携・協働
- ③ 民間事業者との連携・協働
- ④ 多文化共生の推進

##### (4) 包括的な相談・支援体制の構築



## 2 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり

○多様化、複雑化する地域の課題や悩み等を抱えた個人や世帯のニーズに対応し、それらの解決や改善を図るため、福祉や保健の分野に限らず、関連する様々な制度やサービス等の狭間を埋め、重なるようにつないで必要に応じた支援を届け、安心して暮らし続けられる地域をつくりていきます。  
また、地域に暮らす方々の権利が守られ、お互いに信頼し、尊重し合い、自分らしく暮らすことのできる地域づくりを進めます。

- (1)住宅確保要配慮者への支援
- (2)生活困窮者への総合的な支援体制の整備
- (3)多様な地域生活課題への対応
  - ① 高齢者への支援
  - ② 障がい者(児)への支援
  - ③ 子ども・子育て家庭・若者への支援
  - ④ ケアラーへの支援
  - ⑤ ひとり親家庭・困難な問題を抱える女性への支援
  - ⑥ 在宅医療に関する支援
  - ⑦ 自殺対策
  - ⑧ 社会的孤立をなくすための支援
- (4)権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画)
  - ① 権利擁護に関する総合的な取組
  - ② 成年後見制度の利用促進
- (5)災害時要配慮者対策の推進

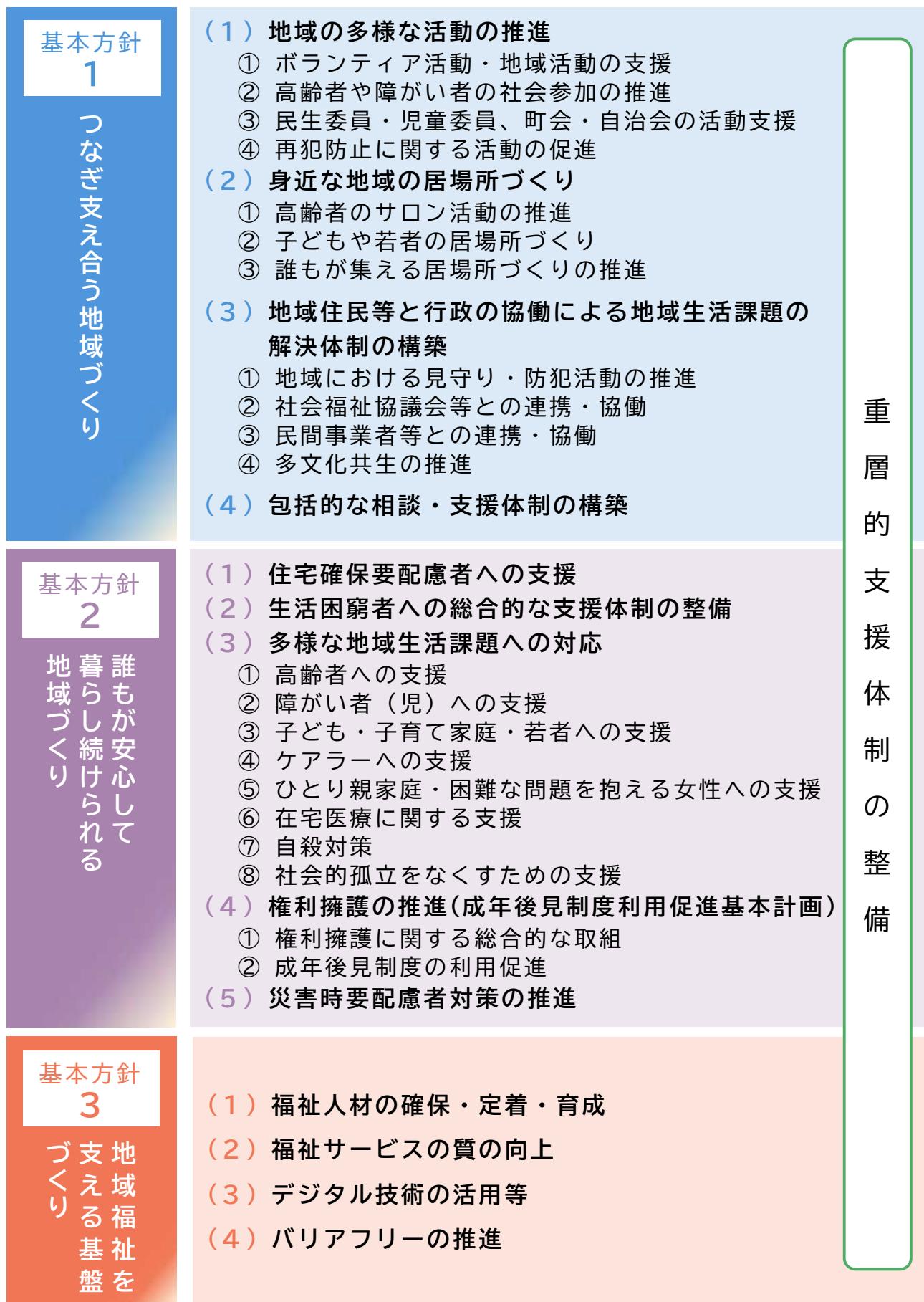
## 3 地域福祉を支える基盤づくり

○福祉分野を支え、サービスを担う人が働きやすく、働く意欲を持てるような環境づくりと、提供するサービスの質が維持・向上されるよう、組織の育成や支援を行います。

- (1)福祉人材の確保・定着・育成
- (2)福祉サービスの質の向上
- (3)デジタル技術の活用等
- (4)バリアフリーの推進



## ■施策体系図





## 第3節 荒川区における重層的支援体制について

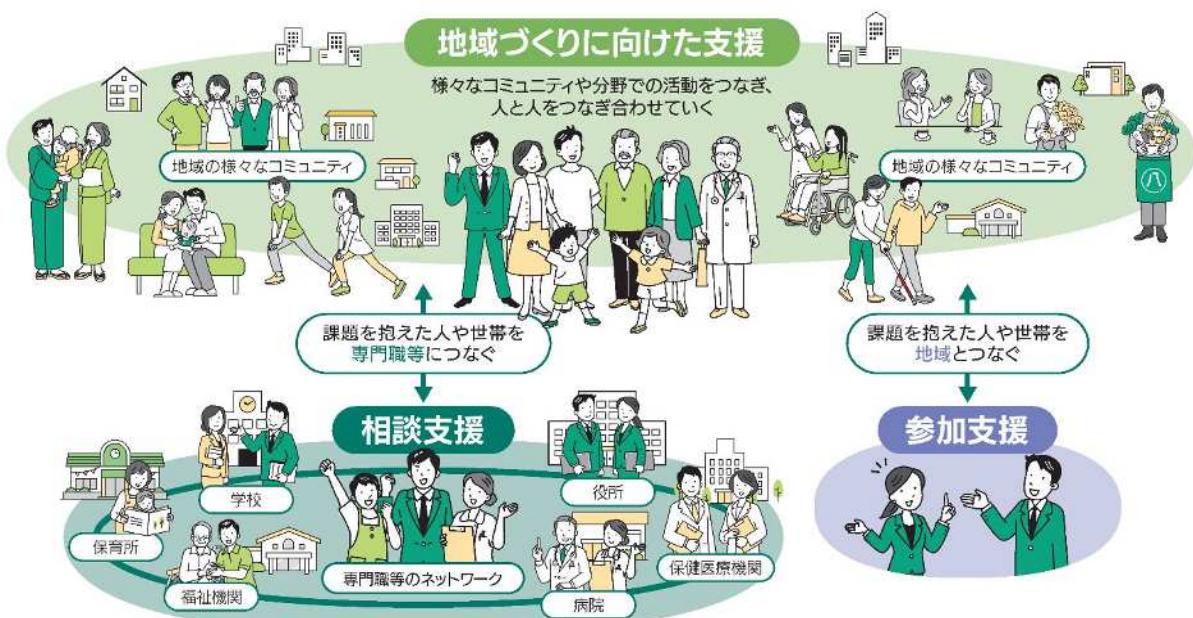
### (1)重層的支援体制整備事業とは

○これまでの社会福祉における制度・政策においては、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や、要介護・虐待・生活困窮といった課題ごとに制度を設け、現金・現物の提供や専門的支援体制の構築を進めることで、支援の充実を図ってきました。

○しかしながら、昨今、人口減少や少子化・高齢化をはじめとする社会構造の著しい変化などに伴って人々の暮らしにおける困りごとは複雑化・複合化しており、社会的孤立など既存の制度の対象になりにくいケースや、いわゆる8050問題やダブルケアのような個人・世帯が生活上の課題を複数抱える場合においては、課題ごとの対応に加え、課題全体を捉えて支援をすることが必要なケースなど、支援ニーズの変化が明らかになっています。

○このような背景から、国においては、包括的な支援体制の整備に向け、令和2年の社会福祉法改正により、令和3年4月に重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業では、従来の相談・支援等の取組を生かしつつ、属性を問わない相談支援、社会とのつながりを回復する参加支援、地域や住民同士の支え合いの輪を広げ、暮らしの身近なところで困りごとに気づき支え合える地域づくりといった、分野横断的な取組を一体的に展開することにより、地域共生社会の実現を図ることとしています。

#### ■重層的支援体制整備事業の全体像





## (2) 区における重層的支援体制整備の考え方

- 区ではこれまで、「区民一人一人が生涯にわたって心身ともに健康で生き生きと過ごせるまち」「誰もが安心して暮らせる地域社会」を目指し、様々な取組を進めてきました。
- 一方で、支援を行う関係部署のヒアリングでは、「個人だけではなく、世帯全体が複合的な課題を抱えている場合がある」「課題が表面化しないまま、複雑化・困難化が進んでしまう場合など、必要な支援へつなげることが困難な場合がある」「継続的かつ伴走的な支援を必要とする課題を抱えた方への支援に限界がある」「対象者の属性や分野ごとに支援を提供する体制においては、それぞれの部門における支援に切れ目があり、継続的な支援を必要とする対象者への支援が困難である」「支援に関わる知識理解を深めるなど、支援者一人一人の支援力の向上を図る必要がある」といった多様な課題が指摘されました。今後、支援体制上の連携を一層円滑にすることや、伴走的な支援が可能となるような支援体制の充実が必要です。
- 区ではこのような課題の解消を目指し、複雑化・複合化した課題を抱える方やその世帯の支援を一層円滑に進めることができるよう、令和8年度から重層的支援体制整備事業を実施し、区における地域共生社会の推進を図ります。
- 区が進める重層的支援体制整備事業においては、「受け止め、つながり、支え合う、あらかわ」をスローガンとして掲げ、区全体で包括的な支援体制の構築を図り、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会の実現を目指します。



### (3)実施事業の概要と提供体制

○「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を推進するために、社会福祉法に定める重層的支援体制整備事業における5つの事業について、次のとおり一体的に実施することで事業効果を高めます。

#### ①包括的相談支援事業

子ども、高齢者、障がい者、生活困窮等の各相談機関において、相談者が抱える困りごとを包括的に受け止め、課題や支援の必要性に応じて関係する窓口や支援機関と連携して対応するなど、多角的に相談支援を実施します。

(主な相談支援機関)

分野	相談支援機関、事業、窓口等の名称	
高齢	地域包括支援センター ◎	
	おとしよりなんでも相談窓口	
障がい	障害者基幹相談支援センター ◎	
	身体・知的障がいについての相談窓口	
子ども・母子保健	利用者支援事業◎	子育て情報提供窓口
		保育コンシェルジュ(入園相談窓口)
		子ども家庭総合センター相談窓口
		健康推進課相談窓口(妊婦等包括相談支援等窓口)
若者	若者相談「わっか」	
女性	女性相談	
生活困窮	生活にお困りの方の相談(生活保護)	
	仕事・生活サポートデスク(自立相談支援機関) ◎	
その他	こころの健康相談	
	ひとり親・家庭相談	
	あらかわひきこもり支援ステーション	

※ 表中の◎の付いた事業等は、重層的支援体制整備事業交付金の対象事業です。その他は、区における主な福祉的相談窓口です。

#### ②参加支援事業

社会参加に向け既存の事業などでは対応できない支援対象者に対し、社会とのつながりを生むため、個々の支援対象者のニーズを踏まえた地域の社会資源とのマッチングや、参加支援に向けたメニューづくりを行うことで、支援対象者の社会参加の定着支援等を行います。また、既存のコミュニティや居場所のほか、地域の社会資源の発掘・整備にも取り組みます。



### ③地域づくり事業

これまで各分野で推進してきた地域の居場所づくりなどに関する取組を引き続き実施するとともに、属性や世代を超えて交流できる場や居場所について充実を図り、地域における活動の活性化を図ることで、地域の中での支え合いの輪の拡大を目指します。

(主な事業)

分野	事業名	取組内容
高齢	地域介護予防活動支援事業◎	地域住民が主体となって介護予防に取り組む団体の創設を支援し、団体が自立した活動を行えるよう伴走支援を行っています。また、活動を通じて、相互にみまもり合う地域づくりを推進しています。
	生活支援体制整備事業◎	地域住民が主体となって、自主的な活動の中で、多様な機関と連携し、高齢者の在宅生活を支えるための取組を推進しています。
障がい	地域活動支援センター事業◎	・スクラムあらかわにおいて、障がいのある方に、創作活動や生産活動、社会生活訓練の場を提供しています。 ・たんぽぽセンターにおいて、原則、障害者手帳をお持ちの18歳～64歳の方で介護保険の対象ではない方に、機能訓練の提供や、中途障がい、高次脳機能障がいの相談及び生活訓練を行っています。
子ども	地域子育て支援拠点事業◎	0歳～概ね3歳未満の乳幼児及び保護者に対して、身近な場所に交流とつながりを持つ場を提供します。
その他	生活困窮者支援等のための地域づくり事業◎	荒川区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターにより、「ふれあい糸・活サロン」の開催に係る支援を行うほか、地域の居場所づくりや地域活動の活性化に向けた支援を実施します。

※ 表中の◎の付いた事業は、重層的支援体制整備事業交付金の対象事業です。

### ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

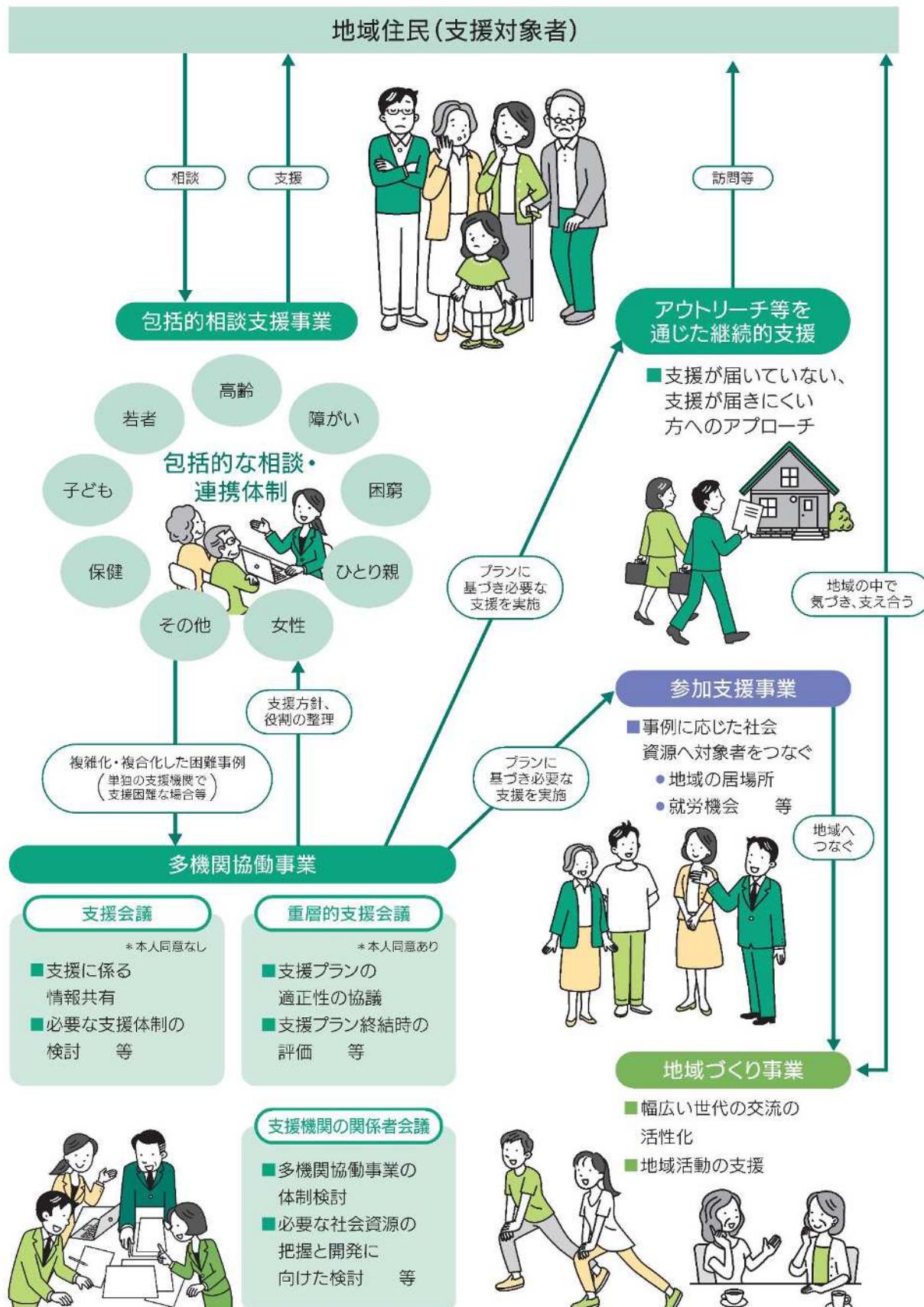
困りごとを抱えながらも相談機関に相談や支援を求めることができないなど、支援が届きづらい対象者に対し、訪問等によるアウトリーチを行い、適切な相談支援や参加支援につなげることで、潜在的な支援ニーズの掘り起こしにつなげます。



## ⑤多機関協働事業

各分野における単独の相談支援機関のみでは対応が困難となる、課題が複雑化・複合化した事例に対し、支援の方向性や支援に係る関係機関の役割分担を整理するなど、課題の解決に向けた事例全体の調整を行います。調整に当たっては、主に関係機関同士の情報共有や支援方針の検討を行う支援会議や、重層的支援対象者の支援プランの検討等を行う重層的支援会議において連携・協議します。また、包括的な支援体制に係る関係者会議を実施し、支援に係る連携体制の検討を進めます。

## ■区における重層的支援体制整備事業のフロー図





## 第4章 各施策の方向性

### 基本方針1 つなぎ支え合う地域づくり

#### (1) 地域の多様な活動の推進

##### ① ボランティア活動・地域活動の支援

###### 主な取組

事業名等	内容
荒川ボランティアセンター★	<p>誰もが安心して暮らし続けられる街を目指して、以下の取組を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・様々な立場の人々や団体、機関を「つなぐ」</li><li>・ボランティア活動や地域活動を「ひろめる」「ささえる」</li><li>・福祉や共生社会、心のバリアフリー等を「まなぶ」</li></ul> <p>また、同センターでは、小学生から大人までを対象に、夏休みの期間を利用してボランティア活動を体験する機会を提供しています。</p>
生涯学習センター	区民が学びを通して人や地域とつながるための機会をつくり、地域への関心を深めるとともに、主体的に生涯学習活動や地域活動に取り組めるよう支援を行っています。
認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座	認知症に関して多くの区民が正しく理解し、認知症の人やその家族等を支える地域づくりを進めています。
荒川ころばん体操・ばん座位体操リーダー養成講座	区民の健康増進を目的として、区と都立大学で共同開発したオリジナルの体操を区民に広めていただける方を養成しています。
住民主体の地域介護予防活動(地域パートナーの会)への支援	地域住民が主体となり、高齢者に対して軽度な介護予防活動を提供できる団体を、区が募集、選定、登録し、運営経費を助成しています。

※ 表中の★の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです。



## 現状と課題

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受け、ボランティアの登録者数が減少傾向にあるため、ボランティアの魅力や意義を広く発信し、より多くの方にボランティアへの関心を持っていただく必要があります。
- ▶ 地域活動に参加しやすい環境づくりに向けては、生涯学習を通じた区民への情報提供や、活動の場の提供等も充実させていく必要があります。
- ▶ 地域に愛着を持ち、地域活動に取り組む意識が醸成されるよう、子どもたちにもボランティア活動への参加機会を提供していくことが必要です。
- ▶ ボランティア活動や地域活動の中には、高齢者や障がい者の方々の生活の質を支えているものも数多くあり、こうした活動が継続していけるよう支援を充実していく必要があります。

## 今後の方向性

- ▶ 地域の様々な課題に対応している団体の活動を区民に広く紹介していくとともに、これまでボランティア活動や地域活動に携わったことがない方も参加できるような環境づくりを進めるため、荒川区社会福祉協議会等と連携して、団体への助言や支援を行っていきます。
- ▶ 子どもたちが参加しやすい活動や、親子で参加できる活動など、提供するプログラムの内容を工夫し、子どもの頃から地域活動へ興味を持ち、参加を促せるよう取り組んでいきます。
- ▶ ボランティア活動や地域活動に関する養成講座を実施するほか、活動を行っている個人や団体の情報交換、交流等ができる機会や場所を提供することで、ボランティア活動の参加者の裾野を広げていきます。

### 【社会福祉協議会】とは

「地域福祉活動の推進を図る」中核組織として社会福祉法に規定されています。地域に支えられる“公共性”と、民間としての“自主性”という二つの側面を持った、非営利の団体です。地域に暮らす住民の皆様をはじめ、町会・自治会、民生・児童委員、行政、福祉・保健・医療・教育など関係機関の参加及び協力のもとで、「福祉の街づくり」を実現するため、地域の特性に応じた活動から、全国的な取組まで、幅広い様々な福祉事業を行っています。



## ②高齢者や障がい者の社会参加の促進

### 主な取組

事業名等	内容
住民主体の地域介護予防活動 (地域パートナーの会)への支援 (再掲)	地域住民が主体となり、高齢者に対して軽度な介護予防活動を提供できる団体を、区が募集、選定、登録し、運営経費の助成等を行っています。
荒川シルバー大学への支援	教養や趣味の講座等を行うシルバー大学に対し、運営に関する助言や運営費の助成等を行うことを通じて、学習意欲や仲間との出会いを促し、心身ともに健康な生活の実践を支援しています。
シルバー人材センターへの支援	運営に関する助言や運営費の助成等を行うことを通じて、安定的な経営を確保し、高齢者の福祉の向上に寄与するとともに、受注と会員数拡大を図り、高齢者の就業を促進しています。
高年者クラブへの支援	区内各地域においてボランティアや健康増進等の活動を行っている高年者クラブと、高年者クラブ相互の連絡調整等を行う連合会に対し、運営に関する助言や運営費の助成等を行うことを通じて、高齢者の社会参加を支援しています。
アクロスあらかわ★	障がいのある方の社会参加を支援する地域の拠点として、また、障がいのある方・ない方の枠を超えた様々なコミュニケーションの場としての事業を推進しています。
支援センターアゼリア	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談(夜間・休日)を行い、精神障がい者の社会参加を促進するとともに、地域交流の場を提供しています。



障害者就労支援センター (じょぶ・あらかわ)★	就労を希望する障がい者の一般就労に向けて、就労面、生活面の支援を一体的に提供しています。また、就労中の方に対しては、職場定着の支援をしています。
障がい者の文化芸術活動の促進	生活実習所や福祉作業所等において、障がい者が文化芸術に触れる機会の充実に努めるとともに、社会参加・交流を促進しています。

※ 表中の★の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです（区からの受託業務を含む。）。

### 現状と課題

- ▶ 高齢者や障がい者が「支えられる」だけではなく、「支える」立場となって活動できる場を拡充していくことが必要です。
- ▶ 住民や地域団体が主体となって、高齢者の健康増進や生きがいづくりに寄与する事業等を実施しており、区ではこの活動を支援していますが、各個人が希望する活動に円滑に結び付け、社会参加へのモチベーションを高めていくようにしていく必要があります。
- ▶ 一部の団体においては参加者等が減少しているほか、活動の場の確保が難しくなっている状況も生じていることから、事業の内容や運営方法等を工夫していく必要があります。

### 今後の方向性

- ▶ 当事者や事業を運営する団体の意見を汲み取りながら、高齢者や障がい者が「支える」立場としても参加が可能な場の拡充に向けて、関係団体等と連携して検討を進めています。
- ▶ 参加者の希望に添えるよう、活動内容についての情報提供を強化するとともに、様々な事業と利用者をマッチングさせる仕組の構築を進めています。
- ▶ 高齢者や障がい者のニーズを踏まえ、オンラインでの参加が可能な事業を実施するなど、より多くの方に参加していただける事業の実施に向けて、関係団体等と連携して検討を進めています。



### ③民生委員・児童委員、町会・自治会の活動支援

#### 主な取組

事業名等	内容
民生委員・児童委員の活動支援	委員の活動に要する事務費等の支援及び協議会に対する補助金を交付するとともに、協議会の運営を支援することによって、組織体制の強化を図るとともに、より良い活動が展開されるよう環境を整えています。
町会・自治会の活動支援	町会・自治会の活動に要する事務費等や町会会館に対する支援を行うとともに、町会活動への参加促進を図る施策を行っています。

#### 現状と課題

- ▶ 社会構造が変化し、人々の生活課題も多様化する中で、区民と行政との橋渡し役を担う民生委員・児童委員の活動の重要度は増している一方、各委員の負担も増大しており、十分なサポートが必要です。
- ▶ 地域生活課題の複雑化・多様化に伴う活動の困難性や、民生委員・児童委員の役割や活動内容についてあまり知られていないことで、新たな委員のなり手不足等の問題が生じています。活動しやすい環境づくりや、区民の理解を深め、関心を持てるような周知活動が必要です。
- ▶ 区が行政サービスを実施していく上で、町会等を通じて情報提供や協力依頼などを行うことも多いことから、町会未加入者への情報提供等について、どのようにカバーするかが今後の課題となっています。
- ▶ 地域のコミュニティ形成が多様化する中で、町会等が担う役割は重要となっていますが、町会等が中心となり地域全体で取り組む必要がある防犯・防災活動や環境問題等の活動において、地域住民の参加協力が十分とはいえない現状もあり、地域力の向上を図る上で、町会等に対する支援は重要となっています。

#### 今後の方向性

- ▶ 委員となっていただける方を増やしていけるよう、民生委員・児童委員の役割や活動内容を分かりやすく区民に周知していきます。
- ▶ 民生委員・児童委員の負担を軽減するため、依頼業務の見直し、関係機関との連携の強化等、委員の声を聴きながら活動環境を整えていきます。
- ▶ 地域の安全や安心が町会・自治会の活動により支えられていることを区民に広



く周知し、加入者離れを防止するとともに、町会・自治会の活動が安定的に進められるよう、必要な支援を継続して行っています。

### 【民生委員・児童委員の日々の活動】

民生委員・児童委員は、担当区域に住む方の生活上の心配事や困りごとについての「相談相手」となり、相談内容に応じて地域の方が適切な支援を受けられるよう、行政や専門機関などへ「橋渡し役」を担います。

#### ○日々の見守り活動

高齢者みまもりネットワークの登録者を対象に訪問・声かけを行う「ひと声運動」に協力しています。

#### ○ふれあい糀・活サロンへの協力

区内各所で行われている「ふれあい糀・活サロン」の運営に協力し、居場所や相談の機会を提供しています。

#### ○双子の会

主任児童委員(子どもや子育てに関する仕事を専門的に担当する委員)が主催している、双子・三つ子等を育てている保護者のための交流の場です。育児の息抜きの場や友達づくりの機会として、区内3か所で開催しています。



## ④再犯防止に関する活動の推進

### 主な取組

事業名等	内容
荒川区保護司会との連携	保護司は、犯罪をした人等の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。区は、保護司の活動について理解を深めるための広報や、保護司会の活動に対して補助金を交付し、その活動を支援しています。
“社会を明るくする運動” （“社会を明るくする運動” 荒川区推進委員会）	犯罪の防止と犯罪をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、区と各地区の推進委員会が啓発運動を展開しています。
仕事・生活サポートデスク	経済的な問題、仕事や住まい等で困りごとを抱える方の相談を受け止め、住居確保給付金の支給や、就労準備支援、家計改善など、必要な支援を行っています。
安心居住推進事業 (再犯防止支援)	区と関係団体で組織する居住支援協議会と保護司会が連携し、民間賃貸住宅や公営住宅に円滑に入居できるよう、必要となる支援を行っています。
就労支援事業 (あらかわ就労支援センター)	求職者の就職活動に関する相談等を受け付け、就職活動をサポートするおしごと相談の窓口を設置しているほか、「JOBコーナー町屋」において職業紹介を行っています。
「あらかわの心」推進運動	郷土と地域を愛し、人を思いやる温かくやさしい心「あらかわの心」を、子どもたちに受け継いでいく区民運動です。大人が良き手本となり、互いを尊重し支え合う地域社会の実現を目指した取り組みを、地域全体で推進しています。

### 現状と課題

- ▶ 犯罪をした人等の社会復帰のためには、同者が地域社会において孤立することがないよう、保護司会や民間団体等と連携し、区民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援する必要があります。
- ▶ 再犯防止のためには、適切な就労の確保や就労後の確実な職場定着を行うこ



とが重要です。一人一人の状況に応じ、就労意欲の喚起をはじめ、就労能力の形成、心のケア等きめ細やかな支援を継続的に行う必要があります。

- ▶ 再犯防止のためには、定住先の確保が不可欠です。住居確保のためには本人に対する支援をはじめ、住居提供体制の確保・充実を図る必要があります。
- ▶ 子どもの非行を防止するためには、学校・家庭・地域が連携して、子どもを見守り育てていくことが重要です。悩みや不安を抱える子どもが誰一人取り残されることのないよう、相談支援体制の充実や居場所づくり、学習支援等のきめ細やかな支援が必要です。

### 今後の方向性

- ▶ 犯罪をした人等が地域社会において孤立することがないよう、また、犯罪被害者の心情等にも最大限に配慮し、犯罪被害に遭う人を減らすという視点を持って、現状の取組を充実させていきます。
- ▶ 犯罪をした人等が再び犯罪や非行に陥ることがないよう、生活基盤の安定に向けて必要な情報の提供や支援を、関係機関との連携をさらに強化して推進していきます。

### 【保護司】とは

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える、法務大臣から委嘱されたボランティア（非常勤の国家公務員）です。

#### 《保護司の仕事》

##### ○保護観察

更生保護の中心となる活動で、犯罪や非行をした人に対して、更生を図るために約束ごと（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けるものです。

##### ○生活環境の調整

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就職の確保などを行い必要な受け入れ態勢を整えるものです。

##### ○犯罪予防活動

犯罪や非行をした人の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪や非行を未然に防ぐために、毎年7月の“社会を明るくする運動”強調月間などの機会を通じて、「講演会」、「住民集会」、「学校との連携事業」などの犯罪予防活動を促進しています。



## (2) 身近な地域の居場所づくり

### ①高齢者のサロン活動の推進

#### 主な取組

事業名等	内容
ふれあい粹・活サロン	一人暮らし等の高齢者、障がいのある方、子育て中の方、地域の中で孤立しがちな方々が気軽に集まれる交流の場・仲間づくりの場として、地域団体により主体的に運営されています(荒川区社会福祉協議会が自主事業として、そのサポートを行っています。)。孤独感の解消、ひきこもりの状況を未然に防ぐ等、生活課題の解決につながる効果もあります。
オレンジカフェ(認知症カフェ)	認知症の人やその家族、地域住民、医療・介護・福祉の専門職等の誰もが参加でき、認知症に関する情報を交換したり、お互いを理解し合いながら交流を楽しむ集いの場です。認知症の人やその家族が社会的に孤立することを防ぎ、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、支援の輪が広がることが期待されています。
老人福祉センター	高齢者の日常生活や健康の相談に応じるとともに、機能訓練や健康づくりを推進しています。また、文化教養教室を開催し、教養の向上を図るとともに、レクリエーションの機会を提供し、生きがいと社会参加の機会を提供しています。

#### 現状と課題

- ▶ 地域団体が主体となって、地域のニーズ等を把握しながら、関係者と協力して「ふれあい粹・活サロン」の運営を行っており、介護予防型や地域食堂などテーマ別のサロンも増加しています。今後は、「ふれあいの場」の機能のほか、「見守り」や「支え合い」の場としての役割を充実させていくため、地域の様々な関係団体等との連携をさらに強化していく必要があります。
- ▶ 今後認知症の増加も予想されることから、認知症に対する正しい理解を区民に啓発し、地域で認知症の人やその家族を支える仕組を充実させていく必要があります。



ります。

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の流行によって、高齢者のサロン活動の多くが一時休止したことで、健康増進や介護予防に関する取組が停滞しました。今後、再び感染症が拡大した場合に備え、感染症の予防対策や活動方法等を工夫していく必要があります。

### 今後の方向性

- ▶ 「ふれあい粹・活サロン」が「見守り」や「支え合い」の場としての役割も担っていくよう、荒川区社会福祉協議会等とも連携を図りながら、必要な支援を行っていくとともに、より多くの方に参加していただけよう、周知活動を強化していきます。
- ▶ 認知症に関して多くの区民が正しく理解し、認知症の人やその家族を支える地域づくりを推進していきます。
- ▶ 感染症が拡大するような状況下においても介護予防事業等のサロン活動を継続し、高齢者の健康増進に関する取組が停滞することのないよう、デジタル技術等を活用し、自宅からでも参加できるような事業内容の構築を進めています。



## ②子どもや若者の居場所づくりの推進

### 主な取組

事業名等	内容
子どもの居場所・子ども食堂への支援	子どもの居場所づくりや食事の提供、学習支援等を行う団体への支援を通じて、子どもの自立支援や健やかな成長を促進するとともに、地域全体で子どもを支える機運の醸成を図っています。
若者相談「わっか」(若者支援体制整備事業)	様々な悩みや不安を抱える若者や家族等からの相談を受け付け、必要に応じて適切な支援機関につなぐなど、一人一人に合わせた支援を行っています。
ひろば館・ふれあい館における児童・中高生対象事業	児童の発達に応じた遊びの場を提供し、健康増進や知的・社会適応力を高めて情操を豊かにするとともに、中高生の居場所づくりや自主性・社会性を育む活動の拠点となる事業を開拓しています。

### 現状と課題

- ▶ 食事の提供や学習支援等を行う団体への支援を通じて、子どもや家庭の見守りを行うとともに、必要な支援につなげ、子どもの自立支援や健やかな成長を促進してきました。今後もこのような取組を通じて、地域全体で子どもや家庭を支える環境の整備等を進める必要があります。
- ▶ 中途退学、若年無業者(ニート)やひきこもり等、若者が抱えている課題は複雑かつ複合化している中、若者が地域社会とつながりながら交流や活動ができ、安心して過ごすことができる居場所が求められています。
- ▶ ひろば館・ふれあい館は、地域の児童健全育成事業の拠点として、その事業の実施に当たっては、子どもの心身の発達や子育て家庭と保護者が抱える問題の発生予防及び早期発見に努めており、今後もこの役割を充実させていく必要があります。
- ▶ ふれあい館では、イベントの企画や運営のほか、地域行事にボランティアとして参加するなど、中高生の社会参画の機会も提供しています。



## 今後の方向性

- ▶ 子どもの居場所づくり事業については、関係団体同士の連携を強化する取組への支援を行うとともに、団体の活動の支援のさらなる充実を図ります。また、若者相談「わっか」等と連携するほか、子どもや若者が参加しやすい事業を合わせて開催することにより、気軽に相談できる環境を整えていきます。
- ▶ 課題や困難を抱える若者に対し、自分らしく安心して過ごせる居場所づくりを推進するとともに、気軽に相談できる体制を充実させ、生活面と就労面を一体的に支援することにより、若者の社会参加を促進していきます。
- ▶ ふれあい館をより多くの中高生に活動場所として利用してもらえるよう、中高生にとって魅力的な事業等を企画するとともに、SNS等中高生の利用頻度が高い広報ツールを活用した周知を行っていきます。



### ③誰もが集える居場所づくりの推進

#### 主な取組

事業名等	内容
生活支援体制整備事業	地域住民が主体となって、自主的な活動の中で多様な機関と連携し、高齢者の在宅生活を支えるための取組を推進しています。
ふれあい館	乳幼児から高齢者までのあらゆる世代が交流し、区民の自主的な活動や地域コミュニティの拠点として運営しています。
ふれあい粹・活サロン(再掲)	一人暮らし等の高齢者、障がいのある方、子育て中の方、地域の中で孤立しがちな方々が気軽に集まれる交流の場・仲間づくりの場として、地域団体により主体的に運営されています(荒川区社会福祉協議会が自主事業として、そのサポートを行っています。)。孤独感の解消、ひきこもりの状況を未然に防ぐ等、生活課題の解決につながる効果もあります。
チームオレンジ	地域の認知症サポーター等で支援チームをつくり、認知症の人とその家族が安心して地域で暮らせるよう、カフェ等の居場所づくりや早期からの支援体制の構築を推進しています。
アクロスあらかわ(再掲)★	障がいのある方の社会参加を支援する地域の拠点として、また、障がいのある方・ない方の枠を超えた様々なコミュニケーションの場としての事業を推進しています。

※ 表中の★の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです  
(区からの受託業務等を含む。)。

#### 現状と課題

- ▶ 地域の中での「支え手」・「受け手」という関係を超えたつながりや、コミュニティ活動の活性化を促進するため、様々な世代や属性の住民が地域で交流できる場の拡充を進めていく必要があります。
- ▶ 今後も見込まれる転入者の増加や高齢化の進展等を踏まえ、多くの区民に親しまれるコミュニティ施設として、ふれあい館の一層の充実を図る必要があります



す。

- ▶ 地域団体が主体となって、地域のニーズ等を把握しながら、関係者と協力して「ふれあい館・活サロン」の運営を行っており、介護予防型や地域食堂などテーマ別のサロンも増加しています。今後は、「ふれあいの場」の機能のほか、「見守り」や「支え合い」の場としての役割を充実させていくため、地域の様々な関係団体等との連携をさらに強化していく必要があります。
- ▶ 障がいのある方もない方も誰もが一緒に参加できるようなイベント等を開催し、相互の理解を促進していく必要があります。

### 今後の方向性

- ▶ 地域における社会資源や人材を発掘し、そのコーディネートを行いながら、誰もが集える居場所づくりの拡充を図っていきます。
- ▶ 地域コミュニティの拠点となるふれあい館については、地域間の偏在を生じさせることなく、区内全域をカバーできるよう、計画的な整備を進めていきます。
- ▶ 「ふれあい館・活サロン」が「見守り」や「支え合い」の場としての役割も担っていくよう、荒川区社会福祉協議会等とも連携を図りながら、必要な支援を行っていくとともに、より多くの方に参加していただけるよう、周知活動を強化していきます。
- ▶ 地域福祉コーディネーター等との連携を強化することにより、地域活動に関する支援をよりきめ細やかに行い、「ふれあい館・活サロン」をはじめとした通いの場や生活相談の場としての機能を充実させ、生きづらさや生活に困難を抱える方たちが地域とつながる機会を増やしていきます。
- ▶ 障がいの有無にかかわらず誰もが参加できるイベント等の開催を通じて、交流の機会の創出や相互理解を促進するとともに、地域の関係団体等と連携を図りながら、障がい者の社会参加や自立を地域全体で支え合うことができる地域づくりを進めていきます。

### 【生活支援体制整備事業】とは

区では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、互助関係を大切に、地域の力を高めるための地域づくりを目指しています。

日常生活の中で人と人とのつながり、お互い様の関係づくり、地域の課題は地域で解決できる仕組づくりを推進しています。

また、健康づくり・介護予防活動として、体操や脳トレ、園芸などの趣味活動を通じて介護予防に取り組む団体を「地域パートナーの会」として、団体の活動を支援しています。



### (3)地域住民等と行政との協働による地域生活課題の解決体制の構築

#### ①地域における見守り・防犯活動の推進

##### 主な取組

事業名等	内容
高齢者みまもりネットワーク	登録いただいた高齢者の情報を名簿化し、警察・消防と緊急時に円滑に対応できる体制や、地域住民及び事業者と連携して、高齢者を日常的にみまもっていくための体制づくりを行っています。
生活支援体制整備事業(再掲)	地域住民が主体となって、自主的な活動の中で多様な機関と連携し、高齢者の在宅生活を支えるための取組を推進しています。
地域包括支援センター	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、専門職員(保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)が介護、福祉、健康、医療等様々な面から地域の高齢者の支援を行っています。
チームオレンジ(再掲)	地域の認知症サポーター等で支援チームをつくり、認知症の人とその家族が安心して地域で暮らせるよう、カフェ等の居場所づくりや早期からの支援体制の構築を推進しています。
民生委員・児童委員	担当区域に住む方の生活上の心配事や困りごとについての「相談相手」となり、相談内容に応じて地域の方が適切な支援を受けられるよう、行政や専門機関などへ「橋渡し役」を担っています。
防犯活動「いつ活」の推進	区民の防犯意識の高揚と安全で安心な暮らしの実現のため、「買い物・散歩・ランニング」などのついでに行う防犯活動「いつ活」を推進しています。
「あらかわの心」推進運動(再掲)	郷土と地域を愛し、人を思いやる温かくやさしい心「あらかわの心」を、子どもたちに受け継いでいく区民運動です。大人が良き手本となり、互いを尊重し支え合う地域社会の実現を目指した取り組みを、地域全体で推進しています。



## 現状と課題

- ▶ 今後、見守りが必要となる高齢者等の増加が想定されるため、高齢者みまもりネットワーク事業や生活支援体制整備事業、地域包括支援センターでの新たな取組として、既存の関係機関に加え、医療機関、商店街等地域の社会資源を有効活用した、見守りの担い手を含めたネットワークを再構築しています。
- ▶ 子どもの非行や犯罪は様々な要因から生じ家庭だけでは問題の解決はできないため、関係機関等と連携し、地域で支える体制を整備することが必要です。

## 今後の方向性

- ▶ 既存の各種ネットワーク会議等と連携して、より広範な関係機関との顔の見えるる関係を構築し、包括的な支援や地域のつながりの強化を行うことで、自分の周りでSOSを発している人の存在に気づき、声をかけ合える地域づくりを進めていきます。
- ▶ 子どもの非行や犯罪を防ぐには、各家庭における教育や地域における見守りが大切です。非行や犯罪に陥った子ども・若者がいち早く地域社会に復帰できるよう必要な支援を行っていきます。

### 【いつ活】とは

いつ活は、“いつもの”“いつでも”行える防犯活動です。何か特別なことを新たにやっていただこうというものではなく、「買い物・散歩・ランニング」などのいつもの日常生活の中で、「声掛け」や、「見守り」、「街なかのチェック」など少しだけ防犯を意識した行動をお願いしているものです。



「いつ活」ロゴマーク



## ②社会福祉協議会等との連携・協働

### 主な取組

事業名等	内容
ふれあい粹・活サロン(再掲)	一人暮らし等の高齢者、障がいのある方、子育て中の方、地域の中で孤立しがちな方々が気軽に集まれる交流の場・仲間づくりの場として、地域団体により主体的に運営されています(荒川区社会福祉協議会が自主事業として、そのサポートを行っています。)。孤独感の解消、ひきこもりの状況を未然に防ぐ等、生活課題の解決につながる効果もあります。
成年後見・権利擁護センター あんしんサポートあらかわ★	適切な福祉サービスを選択し、利用するための手続や支払いのお手伝いを行う「福祉サービス利用援助」をはじめ、福祉サービスの利用に関するトラブル・苦情や疑問、認知症の人や知的・精神障がいのある方等の権利侵害の相談に対応する「福祉サービスの苦情・権利擁護の相談」を行っています。合わせて、認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の契約や手続を保護・支援する「成年後見制度」の利用の支援促進等を行っています。
荒川ボランティアセンター(再掲) ★	誰もが安心して暮らし続けられる街を目指して、以下の取組を進めています。 ・様々な立場の人々や団体、機関を「つなぐ」 ・ボランティア活動や地域活動を「ひろめる」「ささえる」 ・福祉や共生社会、心のバリアフリー等を「まなぶ」
あらかわ子ども応援ネットワーク	地域の活動団体と区、医療機関、社会福祉施設等が連携して、支援を必要とする子どもたちのサポートなどを行っています(荒川区社会福祉協議会が事務局機能を担っています。)。



荒川区社会福祉法人連絡会によるフードパントリー事業	毎月実施している「フードパントリー事業」を通じて、利用される区民の方に対して、社会福祉士・介護福祉士・保育士などの専門職が困りごとの相談に応じるなど、見守り支援を行っています(荒川区社会福祉協議会が事務局機能を担っています。)。
地域福祉コーディネーターによる支援★	ふれあい縛・活サロン等の居場所(つながりづくりの場)に集う方々や個別での相談等を通じて、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らせるためのネットワークづくりに取り組んでいます。

※ 表中の★の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです  
(区や都からの受託業務を含む。)。

## 現状と課題

- ▶ 荒川区社会福祉協議会では、ボランティアセンターや成年後見・権利擁護センターの運営、ふれあい縛・活サロンのサポート等、地域の福祉に関する幅広い活動を行っていますが、区民の生活課題が複雑化する中で、近年は担い手が不足しています。
- ▶ 近年課題となっている、ひきこもりや社会的孤立、権利侵害など、制度の狭間に陥り、必要な支援につながりにくい方への支援の強化に向けて、区や関係機関と連携して取り組むことが求められています。

## 今後の方向性

- ▶ 地域の福祉を支える社会福祉法人等と連携し、経済的困窮や社会的孤立などの課題を解決できるよう、環境の整備や必要な支援を行っていきます。
- ▶ 制度の狭間にあるケースについては、地域住民の力や様々な関係機関の連携が欠かせず、今後ますます地域のネットワークや支え合いの仕組づくりが要となるため、地域福祉コーディネーター活動の充実を図っていきます。



## 【地域福祉コーディネーターの活動】

地域福祉コーディネーターは、『誰もが安心して暮らせるまちづくり』をテーマに、サロン等の居場所(つながりづくりの場)に集う方々や個別でのご相談等を通じて、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らせるためのネットワークづくりに取り組んでいます。

また、暮らしに必要な情報を広報紙などで周知しています。

地域福祉コーディネーターは、

・「つくる」=居場所づくり(サロンや地域でのネットワーク等)地域づくり

・「つなげる」=居場所や人と人

・「つたえる」=安心して暮らせるための必要な地域情報

以上の三つを支援のキーワードに、高齢分野や障がい分野だけではなく、ひきこもり・不登校・生活困窮者・ヤングケアラー等、悩める地域住民の相談に対応し、困りごと解決の糸口を関係機関と一緒に探す役割を担っています。



### ③民間事業者等との連携・協働

#### 主な取組

事業名等	内容
包括連携協定等を通じた民間事業者等との連携	区民の多様なニーズや地域の諸課題への対応に向けて、事業者や地域団体等と、健康・医療・福祉・防災・防犯・産業・環境・文化・観光など、区政の様々な分野において連携・協働を推進しています。
大学等の専門機関との連携	大学や高等専門学校等と連携し、それぞれの専門分野の知見を活かして、区民の健康増進や地域の活性化等に協力をいただいている

#### 現状と課題

- ▶ 民間事業者等が持続可能な社会の実現を目指し、社会貢献活動等を推進していますが、地域や区民のニーズとマッチングする機能や活動の周知について不足している部分があります。
- ▶ 地域資源を生かしたイベント等を民間事業者等や大学等と連携して開催し、地域の活性化や、区の魅力の向上を推進していますが、このような取組をより多くの地域で展開していくことが求められます。
- ▶ 食生活から区民の健康をサポートするため、区内の飲食店や大学と連携し、健康に配慮された“あらかわ満点メニュー”を開発し、区内の飲食店で提供しています。今後は、そのエッセンスを家庭の食環境の改善に広げていくことも必要です。

#### 今後の方向性

- ▶ 民間事業者等の社会貢献活動等を分かりやすく区民に周知していくとともに、地域や区民のニーズを的確に捉えながら、民間事業者等がそれぞれの得意分野を区政に活かしていただける場面を創出できる仕組の構築を進めています。
- ▶ 民間事業者等や大学等との連携・協働によるイベント等の取組については、関係者の協力の下、地域の活性化等につながる新たな地域資源の発掘を進めていくとともに、周知広報にも注力し、区民への波及効果をさらに高めています。



## ④多文化共生の推進

### 主な取組

事業名等	内容
生活情報等の多言語化	多言語に対応した区ホームページや電子ブックアプリで区政情報を届けるほか、行政手続や日常生活を送る上でのマナー等を記載した「外国人のための生活便利帳」を、やさしい日本語・英語・中国語・韓国語に対応させた形で冊子として作成し、配付しています。
窓口等における多言語対応	区役所の窓口等においては、外国語でも意思疎通を円滑に行えるよう、タブレット端末を活用した外国語通訳サービスを導入しています。また、学校等においては、外国語を母語とする子どもや保護者との意思疎通を円滑に行えるよう、携帯型の通訳機を配備しています。
在住外国人支援・文化交流事業	言葉の壁を取り払い、外国人住民が地域に溶け込むことができるよう、荒川区国際交流協会と連携して、地域のボランティアが日本語で教える側となった日本語教室・日本語サロンの開催や、「国際交流バスハイク」、「世界の料理教室」等の草の根の交流事業を実施することにより、文化の相互理解を深める取組を実施しています。

### 現状と課題

- ▶ 多言語化した生活情報等が外国人住民に十分に行き渡っていない現状もあることから、周知の方法や媒体等をさらに工夫していく必要があります。
- ▶ 外国人住民に対して日本の文化や生活習慣を理解していただくとともに、日本人住民に対しても異文化への理解を求めていく必要があります。そのためには、それぞれの草の根交流を契機としてコミュニケーションを深めていくことが大切であるとともに、相互理解を進めるための取組が重要です。



## 今後の方向性

- ▶ 区政や生活の情報については、転入時のほか様々な機会を捉えて周知するとともに、多言語翻訳や、やさしい日本語翻訳機能等も活用し、外国人住民への理解促進につなげていきます。
- ▶ 様々な国の人々と文化・習慣に対する相互理解を深めるために、言葉の壁をなくす取組を進めるとともに、オンラインでの交流等新しい時代に合わせた方法を取り入れながら、外国人住民との交流を広げていきます。
- ▶ 外国人住民も参加しやすいイベント等を通じて日本人住民との交流の機会を増やし、住民同士がお互いの文化や生活習慣を認め合い、理解を深めることで、外国人住民が地域社会に溶け込み、共に安心して暮らせる地域社会を築くことにつなげていきます。



## (4)包括的な相談・支援体制の構築

### 主な取組

事業名等	内容
地域包括支援センター(再掲)	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、専門職員(保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)が介護、福祉、健康、医療等様々な面から地域の高齢者の支援を行っています。
障害者基幹相談支援センター	障がいに関する相談支援の拠点として、総合的・専門的な相談業務を行うほか、地域での支援のネットワークづくりを進めるなど、障がいのある方々が身近な地域で適切なサービスを受けることができるよう相談支援体制の充実を行っています。
子ども家庭総合センター(区児童相談所)	子どもの悩みごとや困りごとのほか、子育てで心配なことなどを、子どもや保護者と一緒に解決していく相談窓口として専門のスタッフが相談にあたり、育児不安の解消や虐待の未然予防、地域における子育て世代への適切な助言や支援に取り組んでいます。
仕事・生活サポートデスク(再掲)	経済的な問題、仕事や住まい等で困りごとを抱える方の相談を受け止め、住居確保給付金の支給や、就労準備支援、家計改善など、必要な支援を行っています。
ひきこもり支援の推進	ひきこもりに関する窓口「あらかわひきこもり支援ステーション」を設置し、ひきこもり状態にある方やその家族からの相談を受け、必要な支援につなげるなど、関係機関と連携しながら事業を推進しています。
地域福祉コーディネーターによる支援★(再掲)	ふれあい駅・活サロン等の居場所(つながりづくりの場)に集う方々や個別での相談等を通じて、住み慣れた地域の中で支え合いながら安心して暮らせるためのネットワークづくりに取り組んでいます。

※ 表中の★の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです  
(区からの受託業務を含む。)。



## 現状と課題

- ▶ 子ども、高齢者、障がい者、生活困窮等分野ごとに包括的な相談窓口（相談支援機関）を設置していますが、近年の区民が抱える多様な課題に対応するために、各相談窓口の支援力を強化していく必要があります。
- ▶ 区民の複雑化・複合化した課題に対応するため、各分野の制度や支援を連携・活用し、必要なときには一体的に適用する等、関係機関との連携を強化し、より強固で組織的な対応ができる体制を構築する必要があります。
- ▶ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、身近な場所に気軽に相談できる窓口を増やしていくとともに、区民により分かりやすく周知していく必要があります。

## 今後の方向性

- ▶ 複雑化・複合化した課題を抱える方やその世帯に対する支援を一層円滑に進めるため、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮等の既存の相談窓口で受け止めた相談や困りごとに対し、その解決に向けて適切な支援につなぐことができるよう、各相談支援機関等との協働と連携を推進することにより、属性を問わない相談の受け止めと包括的な支援ができる体制の整備を図り、多機関協働を推進していきます。
- ▶ 多機関協働を推進するに当たっては、社会福祉法に基づく支援会議や重層的支援会議の実施により、支援が困難な事例の情報共有や支援方針の検討等を各相談支援機関等と実施します。また、包括的な支援体制に係る関係者会議を実施し、支援に係る連携体制の検討を進めています。
- ▶ 地域の医療機関や介護事業者等の関係団体とも連携を図りながら、高齢者や障がい者を地域全体でケアし支え合うことができる体制の整備を進めていきます。
- ▶ 区民にとっての相談のハードルを低くするために、身近に立ち寄れる場所で相談ができる環境を整備していくとともに、専門知識を要するケースを適切な機関につなげていくために、職員の専門性の向上を図っていきます。



## 基本方針2 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり

### (1)住宅確保要配慮者への支援

#### 主な取組

事業名等	内容
安心居住推進事業	区と関係団体で組織する居住支援協議会を中心に、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、住まいに関する相談から入居前・入居中・退去時の支援まで総合的・包括的な居住支援を行っています。
住居確保給付金事業	離職等により住居を失い、又は失うおそれのある方に、求職活動をすること等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給しています。
民間賃貸住宅活用事業	民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者に対し、物件探しの支援や保証会社を利用した場合の保証料補助、住環境改善を目的に転居した場合の家賃の差額等の助成を行うとともに、貸主に対して、入居する高齢者の死亡により生じる残存家財の片付け費用等を補償する保険の保険料の助成を行うことにより、高齢者が安全で安心な住まいを確保できるよう支援しています。
ひとり親世帯等民間賃貸住宅入居支援事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するために、民間賃貸住宅の物件探しの支援とともに、保証料の補助を行っています。
障がい者グループホーム費の支給事業	グループホームの入居者や運営事業所に対し、家賃や運営経費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減及びグループホームの安定的運営の支援を行い、障がい者の地域における自立した生活の促進を図っています。

#### 現状と課題

- ▶ 不動産関係団体、福祉関係団体などの関係団体と連携し、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、その他住宅の確保に



特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居を図るため、情報共有・協議及び情報発信を行っています。

- ▶ 住宅確保要配慮者の支援を推進するため、各種支援・制度等の周知を図るとともに、関連団体と連携し、実際の支援につなげる必要があります。
- ▶ 民間賃貸住宅への入居が難しい高齢者やひとり親世帯等を対象に、物件探しの支援、保証人が立てられない方に対する債務保証料等の支援を行うとともに、高齢者世帯には一定の要件の下、転居後の家賃の一部助成の支援を行っています。
- ▶ ひとり親家庭の子どもの相対的貧困率(令和3年度国民生活基礎調査)は44.5%で、子どものいる家庭の全体での相対的貧困率11.5%よりも高くなっています。住宅に関する悩みも多く、関係部署が連携して、生活基盤となる住宅を確保するための支援を行っていく必要があります。
- ▶ 親なき後の居住確保のために、グループホーム新設に係る整備費補助や運営事業者への運営費補助を行い、障がい者の地域における自立した生活の促進を図っています。特に医療的ケアを要する等、重度障がいの方を対象とした施設の整備が必要です。
- ▶ グループホームは、障がい者の居住の場となり、夜間も含めると、支援の時間数も多くなるため、支援体制の確保は重要となります。また、障がいの程度によって、支援方法も異なるため、事業所の質の向上を図ることが必要になります。

### 今後の方向性

- ▶ 住宅確保に関する地域の様々な課題について、情報、人材、ネットワーク、ノウハウ等を持ち寄って、整理し、発展的に活用する方法を協議していきます。
- ▶ 関係団体とのつながりを生かして地域の居住支援体制を整備し、地域資源の発掘や制度の充実など居住支援の取組の拡大につなげていきます。
- ▶ 高齢者が住み慣れた地域で安心した暮らしを継続できるよう、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームの確保のほか、民間賃貸住宅の入居支援等、様々な状況や課題等を考慮しながら、住居支援及び施設の確保に取り組んでいきます。
- ▶ ひとり親家庭が抱える課題を把握し、ニーズを的確に捉え、就労、経済、住宅等の様々な支援を通じて、安定した生活への総合的かつ継続的な支援に、関係機関等と連携しながら取り組んでいきます。
- ▶ 障がい者の地域における自立した生活の促進のため、グループホームの運営事業者に対し運営費の補助を行う等、グループホームの安定的な運営や支援体制の確保をさらに進めています。



- ▶ グループホームの新設に当たっては、重度障がい者を受け入れ可能な施設とするとともに、医療的ケアに対応する短期入所や、施設入浴といった地域に不足する機能のほか、共生型サービスを提供する施設としての整備について検討していきます。



## (2)生活困窮者への総合的な支援体制の整備

### 主な取組

事業名等	内容
仕事・生活サポートデスク(再掲)	経済的な問題、仕事や住まい等で困りごとを抱える方の相談を受け止め、住居確保給付金の支給や、就労準備支援、家計改善など、必要な支援を行っています。
生活福祉資金貸付事業★	所得の少ない世帯、障がい者や介護をする高齢者のいる世帯に、利用目的に応じた資金の貸付(東京都社会福祉協議会による貸付)と必要な相談支援を行っています。
子どもの学習・生活支援事業	経済的な問題等により、家庭での学習が困難であったり、基礎学力等の取得に支援が必要であったりする児童や生徒を対象に、個別相談を通じて一人一人にあった学習指導を行い、学習習慣の定着と学力向上等のサポートを行っています。
受験生チャレンジ支援貸付事業★	入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座の受講費用や、高等学校、大学等の受験料を準備できない一定所得以下の世帯に対して、これらに必要な資金の貸付(東京都社会福祉協議会による貸付)に関する申込手続や償還の相談等の支援を行っています。

※ 表中の★の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです  
(区からの受託業務を含む。)。

### 現状と課題

- ▶ 平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、区における生活困窮者自立相談支援機関として、仕事・生活サポートデスクにおける相談支援を実施しています。新型コロナウイルス感染症の流行の影響による生活困窮の状況は落ち着きを取り戻しつつあるものの、離職、収入減少、住まいの確保等に課題を抱える相談者は増加傾向にあり、課題に応じた適切な支援を継続して実施していく必要があります。
- ▶ 社会課題の多様化に伴い、相談者から寄せられる困りごとは複雑化・複合化す



る傾向にあるため、相談支援を行う相談支援員の支援力向上と、関係機関との緊密な連携を図る必要があります。

- ▶ 生活困窮の状態にある子育て世帯の自立を推進し、貧困の連鎖を防止するためには、子どもたちへの学習支援等を通じて、安定した学習や相談の場を提供するとともに、将来の展望が描けるようなサポートを行っていく必要があります。

### 今後の方向性

- ▶ 相談者の困りごとを解きほぐし、個々の支援ニーズに応じた適切な支援を行うことができるよう、住居確保給付金の支給、地域居住支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業等を着実に実施していきます。
- ▶ 複雑化・複合化した課題に対し、適切な支援を実施することができるよう、研修機会を確保するなど、相談支援員の支援力の向上を図るとともに、多様な支援が可能となるよう、関係機関との連携をさらに強化していきます。
- ▶ 支援を必要とする世帯が、漏れなく支援の窓口につながができるよう、周知啓発を強化するとともに、将来の展望が描けるように継続的なサポート体制を構築していきます。



### (3)多様な地域生活課題への対応

#### ①高齢者への支援

##### 主な取組

事業名等	内容
生活支援体制整備事業(再掲)	地域住民が主体となって、自主的な活動の中で多様な機関と連携し、高齢者の在宅生活を支えるための取組を推進しています。
地域ケア会議	高齢者の介護予防等における個別の課題から、地域ごとの課題等について、行政と地域がそれぞれの役割の中でできる支援を検討・創出し、課題の解決に向けて取り組んでいます。
チームオレンジ(再掲)	地域の認知症サポーター等で支援チームをつくり、認知症の人とその家族が安心して地域で暮らせるよう、カフェ等の居場所づくりや早期からの支援体制の構築を推進しています。
介護予防・フレイル予防事業	高齢者の健康寿命延伸と社会参加促進を図るため、荒川ころばん体操をはじめ、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能向上等、様々な事業を行っています。
民間賃貸住宅活用事業(再掲)	民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者に対し、物件探しの支援や保証会社を利用した場合の保証料補助、住環境改善を目的に転居した場合の家賃の差額等の助成を行うとともに、貸主に対して、入居する高齢者の死亡により生じる残存家財の片付け費用等を補償する保険の保険料の助成を行うことにより、高齢者が安全で安心な住まいを確保できるよう支援しています。
地域包括支援センター(再掲)	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、専門職員(保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)が介護、福祉、健康、医療等様々な面から地域の高齢者の支援を行っています。



単身高齢者等総合相談支援事業★	家族や親族がおらず、又は家族や親族がいてもそれの方から必要な支援を受けることができない高齢者等が日常生活を送る上で将来に生じることが想定される医療、福祉等に関する諸問題に関し、将来にわたり安心して地域で生活を送ることができるよう、必要な相談対応や情報提供を行っています。
-----------------	---

※ 表中の★の付いた取組は、区からの委託により、荒川区社会福祉協議会が運営する成年後見・権利擁護センター あんしんサポートあらかわ(以下「あんしんサポートあらかわ」という。)が実施しているものです。

### 現状と課題

- ▶ 家族形態やコミュニティの変化により、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、見守りが必要となる高齢者は今後も増加していくことが予想されていることから、心身の不調等をきっかけとした孤立や生活困窮、閉じこもり生活の長期化などのケースに対して、迅速かつ包括的に支援できる体制を整備する必要があります。
- ▶ 単身の高齢者等が健康上の理由等により居所に戻れなくなった場合に、残された家財の処分等が課題となっています。
- ▶ 高齢者を地域や家庭の中で孤立させず、生き生きとした心を持続してもらうため、高齢者の社会参加や地域での生きがいづくりの場を拡充していく必要があります。
- ▶ 今後認知症の増加も予想されることから、認知症に対する正しい理解を区民に啓発し、地域で認知症の人やその家族を支える仕組を充実させていく必要があります。
- ▶ 高齢者本人を対象とした支援をはじめ、老老介護の問題なども見据えて、高齢者を支える家族や介護者に対する支援も含めた包括的な支援を強化していく必要があります。

### 今後の方向性

- ▶ 町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の既存の関係機関に加え、医療機関、商店街等、地域の社会資源を有効活用し、新たな見守りの担い手を含めたネットワークを構築していきます。また、相談窓口となる高齢者みまもりステーションのさらなる周知と効果的な見守り方法について検討を進めています。



- ▶ 民間賃貸住宅活用事業や単身高齢者等総合相談支援事業の枠組みも活用しながら、残された家財の処分等も含め、単身の高齢者等が将来にわたって安心して地域で生活を送ることができるよう、必要な情報提供や支援策の充実を図っていきます。
- ▶ 認知症に関して多くの区民が正しく理解し、認知症の人やその家族を支える地域づくりを推進していきます。
- ▶ 認知症サポーター養成講座を小学校など様々な世代を対象に開催する等、認知症に対する区民の理解のさらなる促進に取り組んでいきます。
- ▶ 地域住民が自ら実施する自主活動の広がりを後押しする支援を行うこと等により、高齢者の社会参加を図る地域での生きがいづくりの仕組を構築していきます。
- ▶ 要支援者や事業対象者に対して、適切な介護予防ケアマネジメントを基に、訪問型や通所型のサービス等を提供し、生活機能の向上を図っていきます。
- ▶ 居住支援協議会等を通じて、高齢者の安心・安全な住まいの確保を支援していきます。



## ②障がい者(児)への支援

### 主な取組

事業名等	内容
障がい者の相談・支援体制の充実	地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置し、関係機関等のネットワークを構築するとともに、障がいに係る様々な相談に応じ、総合的な相談支援を実施しています。また、障がい者が地域において安心して生活し、社会参加ができるよう、入所施設等で生活する障がい者の地域移行を支援しています。
バリアフリーの推進 ※基本方針3-(4)に施策項目としても設定しています。	共生社会実現のためには円滑な意思疎通が重要なため、手話言語条例の制定をはじめ、コミュニケーション支援事業等を実施しています。また、誰もが安心して共に暮らせる社会を実現するため、障がいへの理解促進について、関係機関と連携を図りながら、啓発活動を実施しています。
障がい者の住まい・日常生活に対する支援	地域での安心した生活を確保するため、グループホームの誘致等に努めています。さらに、重度障がい者を受け入れるグループホームを増やすため、施設整備費等の補助を実施し、開設を促進しています。
障がいのある子どもの健全育成	障がい児支援の充実を図るため、荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センター化を行い、高度な専門性に基づく支援や療育の質の向上、インクルージョンの推進等、障がい児支援の中核となる機関として、地域支援体制の構築を進めています。また、医療的ケア児等地域コーディネーターの配置や留守番看護師派遣事業等を実施し、医療的ケア児等の支援を行っています。
障がい者の自立・就労支援、生きがいの創出	障がい者の就労機会が拡大される中、就労面での支援や生活面でのさらなる支援が必要なため、障害者就労支援センター(じょぶ・あらかわ)をはじめ、就労移行支援や就労定



	着支援を通じた就労支援の強化を進めています。また、障がい者の社会参加や地域交流等を促進するため、生活実習所等の施設で制作した作品の展覧会等を定期的に開催しています。
--	--

## 現状と課題

- ▶ 身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病など、様々な障がいがある方が安心して地域で暮らしていくよう、関係機関が連携して相談支援体制をさらに充実させていくとともに、地域全体で障がい者を支える体制を構築するために、地域資源を積極的に活用していく必要があります。
- ▶ 障がいの有無に関わらず、全ての人にとって暮らしやすい環境を整備していくため、公共施設等のバリアフリー化を進めるほか、障がいの特性に応じたコミュニケーション支援を充実させていく必要があります。
- ▶ 区内のグループホームの整備数は増加してきており、軽度障がい者のグループホームについては、居住の場の確保が一定進んできていますが、今後は重度障がい者を対象とした施設を整備していく必要があります。
- ▶ 医療的ケア児への支援に当たっては、必要な支援を適切に提供できるよう、支援のニーズを把握するとともに、関係機関との連携を強化していく必要があります。
- ▶ 障がい児通所支援利用者が増加傾向にあるため、児童発達支援センターを中心とした障がい児通所支援の体制を充実させていく必要があります。
- ▶ 就労を希望される方は今後も増加することが想定されるため、就労支援体制のさらなる強化とともに、就労場所の確保を進めていく必要があります。

## 今後の方向性

- ▶ 地域での生活を継続するための適切なサービスを必要とする方に届けられるよう、障害者基幹相談支援センターを中心に、関係機関等との支援ネットワークの構築・強化を行い、地域全体の相談支援体制の充実を図っていきます。
- ▶ 障がいの特性を踏まえながら、ICTを活用したコミュニケーション支援等について、さらに研究を進めていきます。
- ▶ グループホームの新設に向けては、重度障がい者を受け入れ可能な施設とともに、医療的ケアに対応する短期入所や施設入浴といった地域に不足する機能のほか、共生型サービスを提供する施設としての整備について検討していきます。



- ▶ 医療的ケア児やその家族が地域において安心して生活できるよう、医療的ケア児等地域コーディネーターを中心に支援のニーズを把握するとともに、関係機関と必要な支援の内容について調査検討を行い、適切な支援につなげていきます。
- ▶ 児童発達支援センターの支援機能の強化を図るとともに、障がい児通所支援の利用者の受け皿の拡大を進めています。
- ▶ 障害者就労支援センター(じょぶ・あらかわ)による支援を行うとともに、就労移行支援や就労定着支援、就労選択支援事業を行う事業所と関係機関との連携体制を構築し、さらなる就労支援の強化を図っていきます。



### ③子ども・子育て家庭・若者への支援

#### 主な取組

事業名等	内容
子どもの権利条例	区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的として「荒川区子どもの権利条例」を令和5年に制定し、相談窓口「あらかわ子どもほっとらいん」の開設、「荒川区子ども議会」の開催、子どもの権利の普及啓発など、子どもの権利を保障し、子どもが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでいます。
子ども家庭総合センター(区児童相談所)(再掲)	子どもの悩みごとや困りごとのほか、子育てで心配なことなどを、子どもや保護者と一緒に解決していく相談窓口として専門のスタッフが相談にあたり、育児不安の解消や虐待の未然予防、地域における子育て世代への適切な助言や支援に取り組んでいます。
子育て交流サロン	乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流とつながりを持つ場を提供し、在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図っています。
妊婦面接・相談(ゆりかご面接)、新生児訪問事業	妊婦が安心して出産を迎える、子育てができるよう、助産師や保健師による妊婦面接・相談を行っています。また、出産後は全家庭を助産師や保健師が訪問し、赤ちゃんや家族の健康について伺い、相談をお受けしています。
幼児教育・保育事業	区立幼稚園の運営や私立幼稚園等への支援、保育が必要な子どもへの保育の実施のほか、延長保育や病児・病後児保育事業などを実施し、多様化する幼児教育・保育ニーズに対応しています。
放課後等の児童への支援事業	放課後等に適切な遊びと生活の場を提供する学童クラブ、地域の協力を得ながら体験活動の場を提供するにこにこスクール、それらを総合的に展開する放課後子ども総合プランの実施により、放課後等に安心して安全に利



	用できる子どもの居場所を提供し、子どもの健やかな成長を支援しています。
若者相談「わっか」(若者支援体制整備事業)(再掲)	様々な悩みや不安を抱える若者や家族等からの相談を受け付け、必要に応じて適切な支援機関につなぐなど、一人一人に合わせた支援を行っています。

## 現状と課題

- ▶ 子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子どもと家庭に関する相談件数は増加しています。子どもの最善の利益を守るためにも、子どもの権利の理解をより一層深め、区全体で子どもを守り、育んでいく機運の醸成を図る必要があります。
- ▶ 共働き家庭のニーズに応えるために適切な供給体制を確保するとともに、一時保育の拡充等保育サービスの充実に努め、多様なライフスタイルによる保育ニーズの変化に、柔軟かつ円滑に対応できるように努めていく必要があります。
- ▶ 中途退学、若年無業者(ニート)やひきこもり等、若者が抱えている課題は複雑かつ複合化しており、これらの課題に対応するためには、福祉、教育、就労等様々な分野において包括的な支援を提供する必要があります。また、若者が地域社会とつながりながら交流や活動ができ、安心して過ごすことができる居場所が求められています。

## 今後の方向性

- ▶ 多様なライフスタイルの変化に対応しつつ、妊娠から出産、子育て、子どもの成長段階を通じて切れ目のない支援を行うため、関連部署が連携して、子どもと子育て家庭に対する支援、児童虐待の未然防止と、子どもの貧困対策、困難を抱える若者の支援を一体的に推進していきます。
- ▶ 子どもの権利について、様々な事業や学校での取組等を通じて、子ども自身が理解し、自分や他者を大切にする意識を高めます。また、地域全体で子どもを育むために、子どもの権利に関する研修・講座等により、子どもの人権を考える機運の醸成を図っていきます。
- ▶ 課題や困難を抱える若者に対し、自分らしく安心して過ごせる居場所づくりを推進するとともに、気軽に相談できる体制を充実させ、生活面と就労面を一体的に支援することにより、若者の社会参加を促進していきます。



#### ④ケアラーへの支援

##### 主な取組

事業名等	内容
ヤングケアラーに関する啓発等	チラシやパネル展等によるヤングケアラーの啓発活動を行うとともに、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭総合センター等が連携してヤングケアラーの早期発見に努め、適切な支援につなげています。
ヤングケアラーコーディネーターによる支援	18歳未満のヤングケアラーを支援するため、子ども家庭総合センターにヤングケアラーコーディネーターを配置しています。ヤングケアラーや関係機関からの相談を受け、本人や家庭の意思を尊重しつつ、必要な機関や支援につなげています。
スクールソーシャルワーカーによる支援	家庭環境等に起因する課題やその他困難を抱える児童・生徒に対して、学校や地域で孤立することのないよう、スクールソーシャルワーカーが福祉的な見地から個々の相談に応じ、適切な関係機関等へとつなげています。また、区立小中学校全校で長期休業明けに実態調査を行い、ヤングケアラーの疑いがある児童・生徒に対して、学級担任やスクールソーシャルワーカーが聞き取りを行い、不登校や希望念慮といった重大事態の未然防止のために、チームとして早期対応に当たっています。
子どもの居場所・子ども食堂への支援(ケアラー支援)	子どもの居場所づくりや食事の提供、学習支援等を行う団体への支援を通じて、身近な相談場所でのヤングケアラーの早期発見につなげています。
若者相談「わっか」(若者支援体制整備事業)(再掲)	様々な悩みや不安を抱える若者や家族等からの相談を受け付け、必要に応じて適切な支援機関につなぐなど、一人一人に合わせた支援を行っています。
地域包括支援センター(再掲)	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、専門職員(保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)が介護、福



	祉、健康、医療等様々な面から地域の高齢者の支援を行っています。
障害者基幹相談支援センター（再掲）	障がいに関する相談支援の拠点として、総合的・専門的な相談業務を行うほか、地域での支援のネットワークづくりを進めるなど、障がいのある方々が身近な地域で適切なサービスを受けることができるよう相談支援体制の充実を行っています。
障がい者相談員・ペアレントメンターによる相談	障がい者相談員（身体・知的障がい者の福祉の増進に熱意を有し、奉仕的活動ができる方）や、ペアレントメンター（自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた方）が、障がい者とその家族からの相談に応じ、必要な助言や援助を行っています。

## 現状と課題

- ▶ ヤングケアラーについては、本人や家族が自覚していない場合もあることから、支援が必要な方が潜在化してしまうという課題があります。
- ▶ 若者期まで状態が継続することが多いヤングケアラーについては、子どものライフステージに合わせて行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が連携し、支援を必要とする子どもや家庭を早期に発見するとともに、当該家庭が抱える複合的な課題に対する包括的な支援体制を構築し、それぞれのニーズに応じた支援を行っていく必要があります。
- ▶ ヤングケアラーについては、成人以降も支援が必要となることが続くケースもあり、このような方への切れ目のない支援が必要です。
- ▶ 介護と仕事が両立できるよう介護サービスの相談や調整を行うほか、再就職等の支援を行っています。
- ▶ 各相談支援事業所では、障がい福祉サービスの利用計画の作成のほか、困りごとの相談等にも応じており、困難なケースについては、障害者基幹相談支援センターが早期に適切な機関につなげています。今後は、障がい分野だけではなく、子育てや保健、教育機関等の関係機関との連携体制を強化していく必要があります。

## 今後の方向性

- ▶ ヤングケアラーの早期の把握に向けては、関係者がいち早く「気づく」ということ



が重要であるため、チェックリスト等を活用しながら、関係の窓口でヤングケアラーの確認を行い、適切な支援につなげていきます。

- ▶ ケアラーの早期発見に当たっては、介護家族と接する機会の多いケアマネジャーが家族の介護状況を含めてアセスメントできるよう支援するとともに、得られた情報等を関係機関と共有し、適切な支援に向けて関係機関と連携を図っていきます。
- ▶ 18歳以上となるヤングケアラーへの支援については、その前段階で、重層的支援体制の枠組みの中で関係機関が連携し、進学や就職などの課題も含め、その方に必要な支援が切れ目なく提供できるよう、調整を図っていきます。
- ▶ 子どもの居場所や食事の提供、学習支援等を行う団体への支援の充実や連携の強化を図ることにより、身近に相談しやすい場所を増やし、地域全体でヤングケアラーの早期発見や支援が行える環境づくりをさらに推進していきます。
- ▶ 各相談支援事業所については、障害者基幹相談支援センターによる助言等を通じて支援力強化につなげるとともに、障がい分野だけでなくその他関係機関や地域を含めた支援体制の構築を図っていきます。
- ▶ 障がい者相談員やペアレントメンターによる相談対応等により、介護者へのケアを拡充します。また、地域の関係団体や住民の方々、事業者等との連携・協働を図りながら、障がい者の社会参加に向けた取組を地域全体でケアし支え合うことができる体制整備を進めています。



## ⑤ひとり親家庭・困難な問題を抱える女性への支援

### 主な取組

事業名等	内容
ひとり親家庭の自立のための支援	ひとり親家庭又はこれからひとり親家庭になる保護者からの生活や経済、住宅等様々な相談に応じ、適切な支援につなげています。また、ひとり親家庭の自立を促進するため、より良い就業のための資格取得等を支援しています。
ひとり親家庭の居住支援	「母子生活支援施設」において、様々な事情で入所した母子の心身と生活を安定するための相談・援助を行い、自立を支援しています。また、「ひとり親世帯等民間賃貸住宅入居支援事業」において、保証料を補助する住宅支援を行っています。
困難な問題を抱える女性への支援	DV被害や性暴力・性被害、経済・住宅困窮等様々な問題を抱える女性からの相談に応じて、自立に向けた支援を行うとともに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づいた支援調整会議を設置して関係機関の連携を密にしながら、当事者の意思を尊重した支援を行っています。また、区男女共同参画社会推進計画においても課題として位置付け、支援体制等の充実を図っています。

### 現状と課題

- ▶ ひとり親家庭の子どもの相対的貧困率（令和3年度国民生活基礎調査）は44.5%で、子どものいる家庭の全体での相対的貧困率11.5%よりも高くなっています。ひとり親家庭への一層の支援に努めていく必要があります。
- ▶ 女性をめぐる課題は、生活困窮やDV、親族からの暴力等多様で複雑化していることから、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性を支援するための法律」に基づき、関係機関との連携を図って適切な支援につなげていくことが必要です。



## 今後の方向性

- ▶ ひとり親家庭又はこれからひとり親家庭となる保護者からの相談を受けて、資格取得などの就労支援のほか、住宅支援等様々な支援策につなげるなど、ひとり親家庭の自立及び安定した生活のために、さらに支援を充実させていきます。
- ▶ 様々な問題を抱える女性からの相談に応じ適切な支援を行うため、支援調整会議を通して関係機関のさらなる連携に努め、当事者の自己決定を尊重しながら自立に向けた一層の支援を行っていきます。



## ⑥在宅医療に関する支援

### 主な取組

事業名等	内容
在宅療養連携推進会議	高齢者が住み慣れた地域で生活を続いているよう、在宅での医療環境の整備、看取り対応の強化など、地域医療と介護の連携による在宅療養体制の整備、支援について検討を行っています。
医療連携会議	高齢者の入退院時の医療と福祉の連携の円滑化などを目的として、現場における情報共有方法の検討や顔の見える関係性の構築を行っています。
地域包括支援センター(再掲)	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、専門職員(保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)が介護、福祉、健康、医療等様々な面から地域の高齢者の支援を行っています。

### 現状と課題

- ▶ 在宅での療養や介護を希望する高齢者の増加が予想されることから、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携の仕組づくりを進めていく必要があります。
- ▶ 単身高齢者の増加が見込まれる中、在宅医療や看取りについては、多くの課題があります。自分がどのような医療や介護を受けたいかをあらかじめ考えておくなど、幅広い世代に ACP(アドバンス ケア プランニング・人生会議)やエンディングノートの認知度を高めるなどの取組を進めていく必要があります。
- ▶ 医療ニーズが高い高齢者の在宅生活に欠かせない在宅療養診療所や訪問看護ステーションの箇所数は増加していますが、こうした地域資源の一層の充実を図る必要があります。
- ▶ 在宅療養に必要な医療、介護等の情報収集と、区民及び関係機関への分かりやすい情報提供の仕組を構築するとともに、相談機能の充実を図る必要があります。
- ▶ かかりつけ医をはじめ、医療や介護に関わる多職種の専門職の連携を十分に図り、高齢者の在宅療養を支える体制を整備していく必要があります。
- ▶ 医療機関、介護サービス事業者が把握している高齢者に関する情報について、



双方が効果的に共有できるように、さらに連携を強化していく必要があります。

### 今後の方向性

- ▶ 医療資源の状況と今後の需要を分析し、高齢者分野だけでなく、医療的ケア児や若年性疾患を抱える方への対応など、在宅医療を必要とする方を支えるための地域医療体制を、医師会をはじめとした地域医療機関と連携して整備していきます。
- ▶ 医療と介護の関係者間で、患者又は利用者である高齢者についての情報共有を十分に行い、高齢者が必要な時期に必要な医療を受診し、退院後も在宅において速やかに適切な医療と介護のサービスを利用できる入退院支援体制を整備していきます。
- ▶ 在宅療養連携推進会議や医療連携会議を活用し、高齢者の在宅療養を支える医療機関や介護サービス事業者等と顔の見える関係をつくり、関係者間の緊密なネットワークを構築していきます。
- ▶ 高齢者自身が希望する医療や介護の提供内容等を家族等が繰り返し話し合い、共有する ACP(アドバンス ケア プランニング・人生会議)とともに、将来の医療等に関する希望とあわせて御自身の情報を整理し、書き留めていただくエンディングノート等の普及啓発を進めています。



## ⑦自殺対策

### 主な取組

事業名等	内容
こころの健康相談	心に不安を抱えている方やその家族からの相談に対応するため、精神科医師や保健師による相談を受け付けているほか、相談支援事業所「アゼリア」「コンパス」を開設しています。
ゲートキーパーの育成事業	ゲートキーパーを担う人材を育成するため、様々な機会を捉えてゲートキーパーの役割に関する周知活動を行うとともに、区民等を対象とした研修会を開催しています。
自殺防止に関する啓発	多くの方が命の大切さや自殺予防の意識を持てるよう、関係機関等と協力して、「こころと命のカード」の配布や講演会の開催等を通じた啓発活動を実施しています。
自殺未遂者への支援	医療機関や関係機関と連携し、自殺未遂者とその家族や関係機関からの相談を受け、再び自殺を図ることがないよう支援を行っています。

### 現状と課題

- ▶ 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、地域住民がこころの健康に関心を持ち、かつ、こころの病気や悩みに早期に対処でき、そして、こころの健康の保持増進ができるよう、専門医や保健師等によるこころの健康相談や薬物・酒害相談、ママのこころ相談等の相談事業を実施しています。
- ▶ 自殺のサインに「気づく」「つなげる」「支える」をキーワードに、身近な人の自殺のサインに気づき、適切な対応を図ることができる「いのちの門番」となるゲートキーパーの役割を担う人材を育成していく必要があります。
- ▶ 自殺や精神疾患に関する正しい知識を地域全体で共有し、自分自身や身近な人の心の不調に気づいたときに、誰かに援助を求めることが大切であることを共通認識していくため、自殺予防啓発活動をさらに充実させていく必要があります。

### 今後の方向性

- ▶ 医療機関や相談機関で早い段階で支援が受けられるよう、専門医等による精



精神保健相談や保健師等による相談を充実させるなど、悩みの相談や支援を受けやすくするための相談体制を整備していくとともに、自殺に関する相談に対応する職員等の資質の向上に取り組んでいきます。

- ▶ 様々な悩みを抱えた方が、誰にも相談できずに、自らの命を絶つことのないよう、本人やその家族について、行政や医療機関、各種民間団体等の関係者が連携して支援を行っていきます。そのため、引き続き関係機関と連携し、自殺の危険を示すサインに気づき、声掛けなど適切な対応を図ることができるゲートキーパーを育てる研修等を実施していきます。また、残された人の心理的影響を和らげるために、自死遺族への支援に関する情報提供の取組を進めていきます。
- ▶ 自殺対策のため、ストレスマネジメントや睡眠・休養の重要性について、様々な情報媒体を活用し、普及啓発を図ります。また、心身ともに健康であるために、こころの健康に欠かせない要素である「バランスのとれた食生活」、「十分な睡眠」、「適度な運動」の重要性について普及啓発を進めていきます。
- ▶ 自殺未遂者は、その後再び自殺企図を繰り返し、さらには自殺既遂となるリスクが高いと言われているため、医療機関等との連携を強化し、自殺未遂者の心のケアや見守り体制を充実させていきます。



## ⑧社会的孤立をなくすための支援

### 主な取組

事業名等	内容
ひきこもり支援の推進(再掲)	ひきこもりに関する窓口「あらかわひきこもり支援ステーション」を設置し、ひきこもり状態にある方やその家族からの相談を受け、必要な支援につなげるなど、関係機関と連携しながら事業を推進しています。
仕事・生活サポートデスク(再掲)	経済的な問題、仕事や住まい等で困りごとを抱える方の相談を受け止め、住居確保給付金の支給や、就労準備支援、家計改善など、必要な支援を行っています。
若者相談「わっか(若者支援体制整備事業)」(再掲)	様々な悩みや不安を抱える若者や家族等からの相談を受け付け、必要に応じて適切な支援機関につなぐなど、一人一人に合わせた支援を行っています。
こころの健康相談(再掲)	心に不安を抱えている方やその家族からの相談に対応するため、精神科医師や保健師による相談を受け付けているほか、相談支援事業所「アゼリア」「コンパス」を開設しています。

### 現状と課題

- ▶ 本人や家族からひきこもりに関する相談等があった場合には、個々の状況に応じて、関係機関やひきこもり保護者会等と連携を図りながら、必要な支援につなげています。今後は、様々な事例の蓄積を通じて、より迅速かつ適切な支援につなげられるよう、関係機関等との連携をさらに強化していく必要があります。
- ▶ ひきこもり当事者の方の中には、様々な要因により精神的な疾患を抱えている場合もあるため、精神科医師や保健師による早期の相談・診断・治療につなげていくため、相談しやすい窓口の整備等に取り組んでいく必要があります。

### 今後の方向性

- ▶ ひきこもり支援の推進に当たっては、当事者本人に直接アプローチするまでに時間を要することから、誰もが気軽に相談できる窓口の周知を行っていきます。
- ▶ ひきこもり当事者をはじめとする、困りごとを抱えながらも相談機関への相談や支援を求めることができないなど、支援が届きづらい対象者に対し、必要に応じ



てアウトリーチ等を行いながら信頼関係を構築し、継続的、かつ、きめ細やかな支援を行うとともに、支援へ円滑につなげる体制を整備していきます。

- ▶ 何らかの要因で、中途退学した方や、働くことに悩みを抱える方、家族以外との接触ができなくなった方に対し、家族との信頼関係を築きながら、様々な機関と連携し、再び社会の一員として自立できるよう、個別の状況に応じた支援を行っていきます。
- ▶ 社会参加の機会につなぐ必要がある支援対象者に対しては、個々のニーズを踏まえながら、地域における社会資源とのマッチングを推進するなど、参加支援を行っていきます。



## (4)権利擁護の推進(荒川区成年後見制度利用促進基本計画)

### ①権利擁護に関する総合的な取組

#### 【権利擁護支援】とは

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動のことです。

地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤です。

[出典:厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室「持続可能な権利擁護支援モデル事業」説明会資料]

#### 主な取組

事業名等	内容
福祉サービスの苦情、権利擁護相談★	福祉サービスの利用に関するトラブル・苦情や疑問のほか、認知症の人や知的障がい、精神障がいのある方等の権利侵害の相談に対応しています。
福祉サービス利用援助事業 (地域福祉権利擁護事業)★	認知症の人や物忘れの多い高齢者、知的障がいや精神障がいのある方が、適切な福祉サービスを選択し、利用するための諸手続や日常の金銭管理などの支援を行っています。
単身高齢者等総合相談支援事業(再掲)★	家族や親族がおらず、又は家族や親族がいてもそれらの方から必要な支援を受けることができない高齢者等が日常生活を送る上で将来に生じることが想定される医療、福祉等に関する諸問題に関し、将来にわたり安心して地域で生活を送ることができるよう、必要な相談対応や情報提供を行っています。
虐待等の防止対策の推進	関係機関と連携して虐待事案の早期の把握に努め、養護者等による虐待を防止するとともに、虐待を受けた高齢者や障がい者、子ども等の迅速かつ適切な保護及び養護者等に対する適切な支援を行っています。



子どもの権利条例(再掲)	区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的として「荒川区子どもの権利条例」を令和5年に制定し、相談窓口の開設、「荒川区子ども議会」の開催、子どもの権利の普及啓発など、子どもの権利を保障し、子どもが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでいます。
あらかわ子どもほっとらいん	子どもの権利侵害(学校や家庭での困りごと等)の相談を、電話やメール、チャット(LINE)で受け付けています。相談には、弁護士や臨床心理士の資格を持った「子どもの権利擁護委員」が対応し、解決を手助けしています。
配偶者暴力相談支援センター	電話や来所による相談を受け、DVに関することや被害者への支援について情報提供し、関係機関へ連携することによって、相談から被害者等の安全確保、自立に至るまでの支援を行っています。

※ 表中の★の付いた取組は、区や都からの委託等により、あんしんサポートあらかわが実施しているものです。

## 現状と課題

- ▶ 高齢者や障がい者の虐待の相談があった場合、事実確認、対応方針会議、弁護士による専門的助言を踏まえ、必要な対応を行っています。特に、家族や施設職員等の虐待者と生活をしていくことに危険が伴う場合は、被虐待者を緊急一時施設で保護する等の対応をとっています。また、緊急に医療が必要な場合は、契約病院での医療保護を行っています。
- ▶ 平成28年4月の障害者差別解消法施行により、区では「障がい者虐待防止・差別解消センター」を設けて虐待や差別に関する相談を受け付けています。また、障害者基幹相談支援センターと連携し、障がい者虐待や差別解消等の各種研修会を実施しています。
- ▶ 認知症の人や知的障がい者、精神障がい者のうち御自身で十分な判断をすることのできない方に対しては、福祉サービス利用援助事業を通じて、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、重要な書類の預かり等の支援を行っています。
- ▶ 家庭内や施設等における虐待は、外部からは気付きにくいため、発見が遅れてしまう場合があります。また、虐待している側に虐待の認識がない場合や、周囲

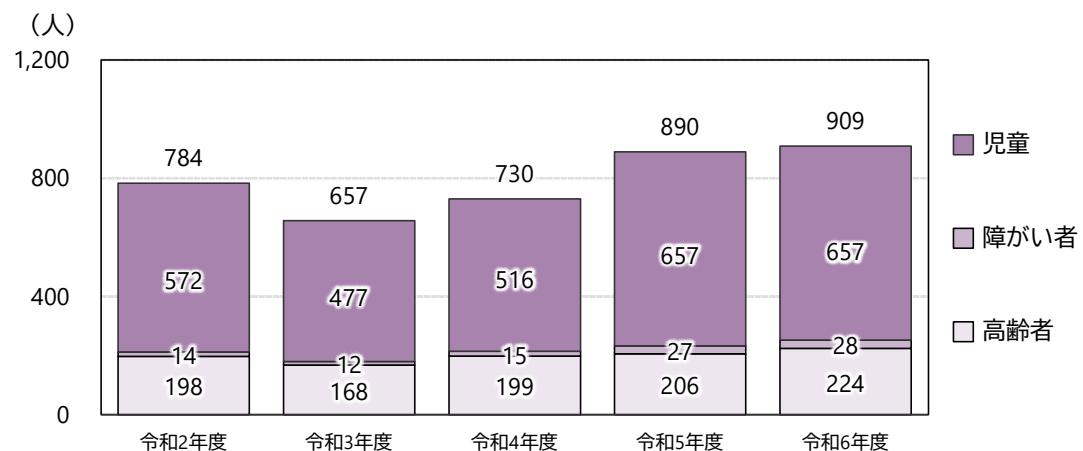


の住民等が虐待に気づいても、通報する義務があることを知らないなど、虐待に対する理解が不十分な状況が見受けられます。

### 《荒川区における虐待相談件数の推移》

○虐待相談件数は、増加傾向にあります。また、類型については、児童虐待についての相談件数が全体の7割を超えていいます。

#### ◆虐待相談件数の推移



(件)

年	高齢者	障がい者	児童	合計
令和2年度	198	14	572	784
令和3年度	168	12	477	657
令和4年度	199	15	516	730
令和5年度	206	27	657	890
令和6年度	224	28	657	909



## 今後の方向性

- ▶ 権利侵害に関する諸課題については、関連する事務事業の実施等を通じて、広く意識啓発を行うとともに、相談窓口の周知徹底を図り、差別解消や暴力・虐待防止等に向けた取組を推進していきます。
- ▶ 「荒川区配偶者暴力相談支援センター」及び「荒川区配偶者暴力相談支援地域協議会」等を通じて、DVの防止に関する啓発、DVに関する相談、被害者の支援等を総合的に推進していきます。
- ▶ 外部から発見されにくい家庭の場で起きている配偶者等からの暴力を防止するため、啓発等の取組を推進します。また、被害を受けた際の相談窓口の周知とともに、配偶者暴力相談支援地域協議会を構成する関係機関等との連携により、相談支援をはじめとするきめ細やかな被害者支援を行っていきます。
- ▶ あんしんサポートあらかわで実施している福祉サービス利用援助事業をはじめ、生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業などとの連携を図り、必要な場合には成年後見制度につなげることで権利擁護を推進していきます。
- ▶ 成年後見制度や障がい者虐待防止・差別解消センター等に関する周知とともに、虐待の類型や虐待が疑われる場合の通報について介護支援専門員や障害福祉サービス事業所等を対象とした研修を行うなど、地域住民や関係機関への啓発等により、虐待等の早期発見、早期対応の取組を推進していきます。そして、迅速かつ適切な対応が行えるよう関係機関等との協力体制の強化を図っていきます。
- ▶ 子どもへの虐待等の根絶のためには、社会全体の人権意識の向上が不可欠であり、今後の人権啓発事業においては、「子どもの権利の視点」を重視して取り組んでいきます。



## ②成年後見制度の利用促進

### 【成年後見制度】とは

認知症、知的障がい、精神障がい等により物事を判断する能力が十分でない方(本人)について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選任することで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、判断能力が不十分になった後に、成年後見人等が選ばれる「法定後見制度」と、十分な判断能力を有するうちにあらかじめ本人と本人が選んだ後見人との契約で決めておく「任意後見制度」があります。

また、「法定後見制度」については、本人の判断能力の程度に応じて、以下の三つの類型が用意されています。

- ・ 後見 判断能力がほとんどない方(日常的な買い物も本人ではできません。)
- ・ 保佐 判断能力が著しく不十分な方(重要な法律行為はできません。)
- ・ 補助 判断能力が不十分な方(重要な財産行為は誰かに援助してもらう必要があります。)

### 国の動向等

国は、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために、平成28年5月に施行した「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、平成29年3月に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。また、令和4年3月に策定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとしています。同法では、区市町村が国の計画を勘案し、区市町村計画を定めるよう努めることを求めていました。



出典：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画説明資料



## 主な取組

事業名等	内容
成年後見制度の利用相談★	成年後見の利用を考えている方に、申立手続等の説明を行うとともに、制度を利用する方については、社会福祉士会や司法書士会、弁護士会へつないでいます。
成年後見制度に関する周知及び啓発★	「後見」「保佐」「補助」のそれぞれの違いなど成年後見制度の概要やメリットなどを、パンフレットの作成や講座の開催等を通じて分かりやすく周知しています。
成年後見申立費用・報酬助成★	成年後見の申立費用や、後見人等に対する報酬を支払うことが困難な方に対し、一定の条件の下で費用助成を行っています。
区長による成年後見の申立	親族がいない等の理由で申立てが困難な場合は区長による申立を行っています。

※ 表中の★の付いた取組は、区や都からの委託等により、あんしんサポートあらかわが実施しているものです。

## 現状と課題

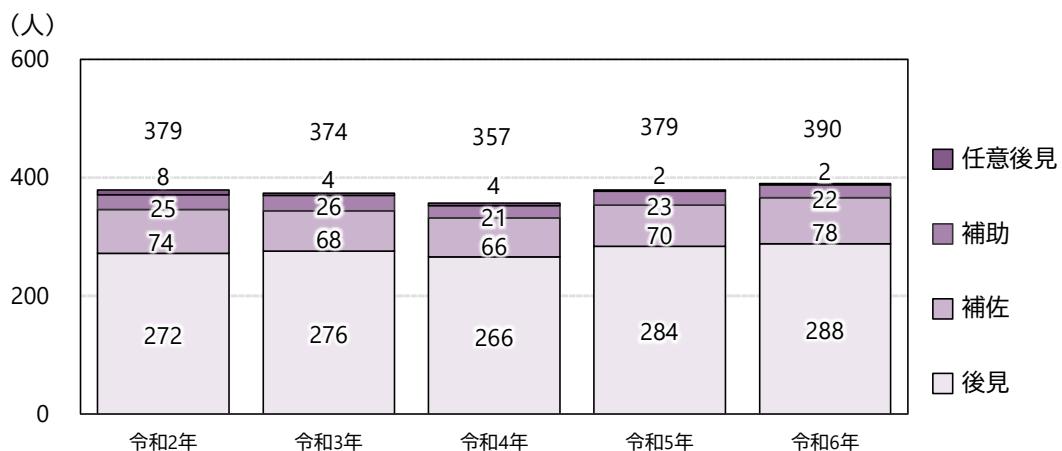
- ▶ 判断能力が低下する前の段階においても、本人の意向等を踏まえて、将来的な成年後見制度の利用につなげていけるよう、支援を行っていく必要があります。
- ▶ 福祉の窓口以外においても、成年後見制度を必要とする方を把握し、成年後見の窓口につなぐ体制を整備していく必要があります。
- ▶ 手続等の関係上、実際に後見人が就くまでに数か月の時間を要することがあり、開始されるまでの間も支援を行う必要があります。
- ▶ 制度の利用が始まってからも、類型の見直し等適切な対応が行われるよう後見人へのサポートを行うなど、関係機関がネットワークをつくり、支援していく体制が必要です。



## 《荒川区における成年後見制度の利用実績》

○成年後見制度の利用者数は、増加傾向にあります。また、類型については、後見が全体の7割を超えています。

### ◆成年後見制度利用者数の推移



出典:東京家庭裁判所資料

### ◆成年後見関係申立件数の推移

(件)

年	後見	補佐	補助	任意後見監督人選任	合計
令和2年	46	14	5	2	67
令和3年	50	9	5	3	67
令和4年	52	11	0	2	65
令和5年	79	17	3	0	99
令和6年	69	17	3	1	90

出典:東京家庭裁判所資料



## 今後の方向性

### ▶ 地域連携ネットワークづくりの推進

誰もが住み慣れた地域で、地域の人と支え合いながら、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、権利擁護支援の必要な方を把握し、行政だけでなく、地域や福祉、医療、金融、法律関係者、家庭裁判所等と連携し、適切に必要な支援につなげる仕組を構築していきます。

### 地域連携ネットワークの役割

- 権利擁護支援の必要な人の把握・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

このネットワークは、日常的に本人を見守る「チーム」、法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームに対し必要な支援を行う「協議会」、ネットワークのコーディネートを担う「中核機関」で構成されます。

#### 《権利擁護支援チーム》

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や嗜好、価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組です。

#### 《成年後見制度利用促進基本計画に基づく協議会》

協議会は、法律・福祉の専門職団体や関係機関が権利擁護支援チームに対し必要な支援を行えるよう相互の連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。中核機関が事務局機能を担います。

#### 《中核機関》

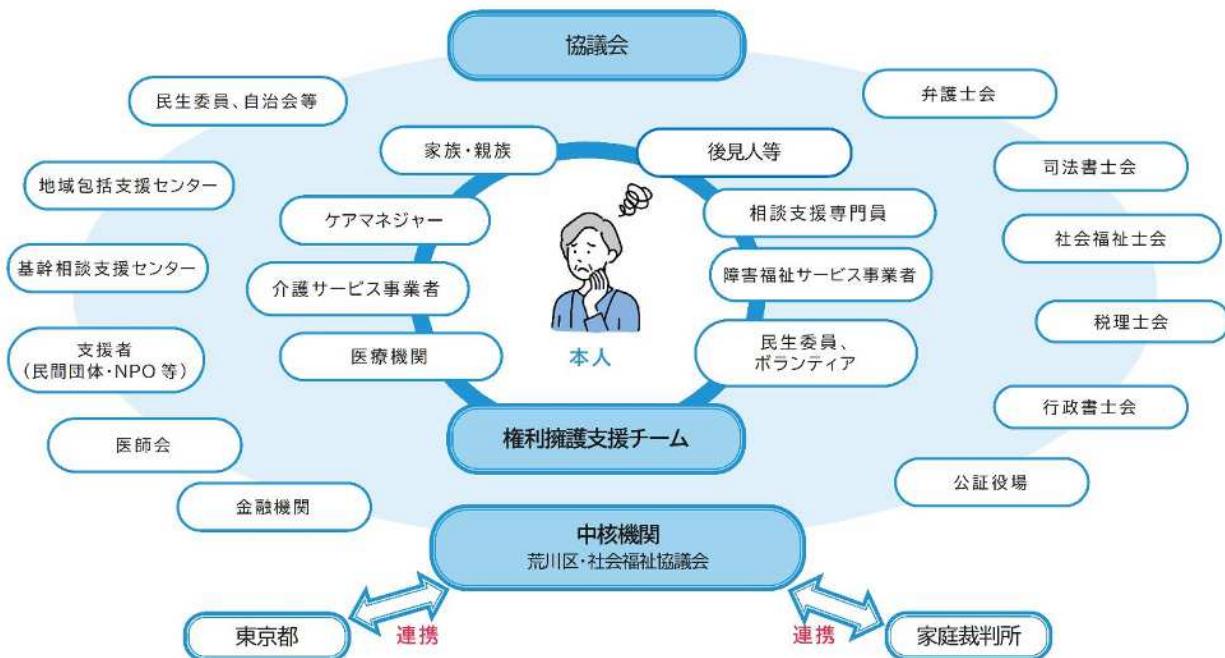
地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関で、以下の役割を担っています。

- ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等）

区においては、区とあんしんサポートあらかわとが連携して、この中核機関の役割を担っています。



## ■地域連携ネットワーク(イメージ図)



### ▶ 成年後見制度の理解促進のための周知・啓発

成年後見制度の正しい理解と周知・啓発のために、より分かりやすい成年後見制度のパンフレットを作成するとともに、司法書士や社会福祉士による成年後見制度に関する説明会や地域に出向いて行う出張講座の開催、成年後見制度利用に必要な費用・手続に関する情報提供を積極的に行い、利用促進を図っていきます。

### ▶ 相談窓口の充実

判断能力が低下した高齢者や障がいのある方が地域での生活を継続していくよう、各地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターで権利擁護支援に関する相談や情報提供を行い、適切な機関につなげるとともに、成年後見制度に関する相談や福祉サービス利用援助事業の利用については、あんしんサポートあらかわが相談窓口となり、司法書士による成年後見制度相談会を行う等相談窓口の充実を図っていきます。

### ▶ 任意後見制度の利用促進

任意後見制度は、十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人が選んだ任意後見人に代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度であり、本制度のメリットを区民に周知し、その利用の促進を図っていきます。

### ▶ 成年後見人等の担い手の確保・育成等の推進

判断能力が不十分な方の本人の意思、特性、生活状況等に合わせて後見人等を選任・交代できるようにするため、多様な後見人等の担い手の確保・育成等が求められて



います。成年後見制度が必要な高齢者等を地域で支える仕組として、社会貢献型後見人(市民後見人)の確保・育成のための養成講座の実施について検討を進めるとともに、親族後見人も含めた市民後見活動を推進していきます。加えて、あんしんサポートあらかわで実施している法人後見についても拡充を図っていきます。



## (5)災害時要配慮者対策の推進

### 主な取組

事業名等	内容
避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成	自ら避難することが困難で支援が必要な方(避難行動要支援者)を名簿化し、その方の避難計画を作成し、本人同意の下、避難支援等関係者との情報共有を通じて、避難の安全確保に取り組んでいます。
福祉避難所の開設訓練の実施	福祉避難所の施設管理者である社会福祉法人等と連携して福祉避難所の開設訓練を実施し、要配慮者の避難時の支援体制等について検討を進めています。
介護職員等宿舎借り上げ支援事業	地域密着型サービス事業所に勤務する介護職員等の宿舎の借り上げに係る費用の一部を補助することにより、平時及び災害時の介護の担い手の確保・定着を図っています。

### 現状と課題

- ▶ 避難行動要支援者に対し、災害時における避難援助、安否確認等を円滑に行うことができるよう、避難先や避難方法、避難支援者等を個々に定める個別避難計画の作成を進めていますが、未作成の方も一定数おり、今後も作成の勧奨を行っていく必要があります。
- ▶ 災害時における避難支援を円滑に行うことができるよう、関係機関等が避難行動要支援者の暮らしの状況等を日頃から認識しておく必要があります。
- ▶ 福祉避難所の運営については、停電の発生や建物の損傷など不測の事態も想定した体制等を整備する必要があります。
- ▶ 災害時においても、要配慮者が必要な介護サービスを受けられる体制を維持するため、介護サービス事業所における事業継続計画(BCP)の充実や、災害時にも参集できる職員の確保が課題となっています。
- ▶ 災害発生時には、平時から福祉的支援が必要な方に加えて、被災により孤立、困窮、虐待などが顕在化することがあります。子どもから高齢者まで、一人一人のニーズに合った福祉的支援が行える体制を整える必要があります。



## 今後の方向性

- ▶ 個別避難計画については、作成が必要な方には個々に丁寧な説明を行い、計画の重要性を理解していただく取組を推進し、作成者を増やしていきます。
- ▶ 関係機関等と連携し、平時から地域における避難行動要支援者や要配慮者の情報の把握や、訓練の実施等を通じた理解の促進に努め、地域の中で避難行動要支援者等を支えていく体制を整備していきます。
- ▶ 災害関連死の予防の観点からも、包括的な支援体制の枠組みを活用し、平時から全庁で緊密に連携を図りながら災害ケースマネジメントの実施体制を整備し、民間支援団体等の協力も得て、災害時においても一人一人のニーズに合った福祉的支援が行える体制を構築していきます。
- ▶ 様々な被害を想定した当事者を交えた福祉避難所の開設訓練等の実施を通じて、支援体制の整備や必要な物資の備蓄について検討を進めていきます。
- ▶ 災害時にも必要な介護サービスが提供できるよう、介護サービス事業者に対する事業継続計画(BCP)の充実のための支援を継続するとともに、災害時の協力体制について平時から連携を図っていきます。



## 基本方針3 地域福祉を支える基盤づくり

### (1) 福祉人材の確保・定着・育成

#### 主な取組

事業名等	内容
福祉のしごと相談・面接会	介護事業者や保育事業者に求人活動の機会を提供し、福祉や保育職場の人材確保の支援を行っています。
介護サービス事業所・職員に関する人材育成事業	介護サービス事業所の職員を対象に、現場の課題などに対応した多様なテーマの研修を区が実施することで、事業所内での人材育成の支援を行っています。また、初任者研修や実務者研修の受講料を事業者に補助することで、職員の資格取得を支援し、専門性の向上を図っています。
介護職員等宿舎借り上げ支援事業(再掲)	地域密着型サービス事業所に勤務する介護職員等の宿舎の借り上げに係る費用の一部を補助することにより、平時及び災害時の介護の担い手の確保・定着を図っています。
障がい者サービスに関する人材確保・育成事業	指定特定相談支援事業所に対して、新規事業所の開設及び新規雇用に要する経費の一部を補助することで、相談支援専門員の人材確保の支援を行っています。また、障がい者の同行援護、行動援護及び移動支援の従事に必要な資格取得に係る費用を補助することで、ガイドヘルパーの人材確保と障がい者の外出支援の充実を図っています。
保育士等に関する人材育成事業	区内の公私立保育施設等に対し、保育の質の向上に向けた様々なテーマでの研修を区として実施し、区内で勤務する保育士等の育成を支援しています。
保育士等に関する人材確保事業	奨学金を利用して保育士資格等を取得後、区内の私立保育施設等で勤務する保育士等に対して、採用後5年間、奨学金の返済に要する費用の一部を補助することで、保育士の人材確保の支援を行っています。



## 現状と課題

- ▶ 要介護者の増加、虐待対応、保育の質のさらなる向上等、福祉サービスが必要となる状況が近年増加しており、サービスの継続や強化をするためには、人材の確保と定着、後進の育成が大きな課題となっています。また、障がい福祉の分野においては、利用計画を作成する相談支援専門員や、外出支援を行うガイドヘルパーの増員が急務となっています。
- ▶ 福祉サービスの利用者のニーズが多様化する中、サービスの質の向上を図るために、様々な研修や支援事業を実施していますが、社会情勢に合わせた効果的な研修等を実施し、従事職員のスキルアップに向けた支援を行っていく必要があります。
- ▶ 近年の福祉の現場では、利用者等からのハラスメントの問題も顕在化しており、従事者が安心してサービスを提供できる環境づくりを支援していく必要があります。

## 今後の方向性

- ▶ 福祉の職場を正しく理解してもらい、ミスマッチによる早期離職を防ぐとともに、働き甲斐のある魅力的な職場であることの周知広報とともに、離職して働いていない有資格者へのアプローチなどを行っていきます。
- ▶ ゲートキーパー研修等福祉関係者だけでなく一般の方を対象とした研修についても広く実施し、より多くの区民の方に福祉に関する理解を深めてもらえる機会を提供していきます。
- ▶ 人材の確保や定着・育成に向けて、事業者との意見交換会を定期的に開催する等現場の声を聞き取り、区の支援策に適切に反映していきます。
- ▶ 地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター等と区が連携して、事業者への助言、研修等の実施し、事業者の体制強化や安全な職場環境の整備、後進の育成等を支援していきます。



## (2)福祉サービスの質の向上

### 主な取組

事業名等	内容
福祉サービス第三者評価	提供される福祉サービスの質について、第三者機関による専門的かつ客観的な評価を行い、その結果を公表しています。また、民間事業者に対しては、第三者評価の受審費用の補助を行っています。
社会福祉法人指導監査	福祉サービスを提供する社会福祉法人の運営が適正に行われるよう、定期的に指導監査を行い、その結果を踏まえた助言・指導を行っています。
福祉サービス指導監査	福祉サービス事業者が提供するサービス内容の質の確保と給付費等に係る費用等の支給が適正に行われるよう、定期的な実地指導・監査を実施し、その結果を踏まえた助言・指導を行っています。
地域ケア会議(再掲)	高齢者の介護予防等における個別の課題から、地域ごとの課題等について、行政と地域がそれぞれの役割の中でできる支援を検討・創出し、課題の解決に向けて取り組んでいます。

### 現状と課題

- ▶ 福祉サービスが多様化していくなか、利用者がそれぞれのサービスについて正しく知り、適切な選択ができるよう、事業者の自主的な第三者評価の受審を奨励し、受審率の向上につなげていく必要があります。
- ▶ 福祉サービスを提供する事業者は、法令や国の通知等に則って事業運営、利用者支援、給付費等の請求を行わなければなりませんが、法令や通知の改正等も度々ある中、その複雑な制度内容等を理解しないまま事業運営等が行われている場合が散見されています。
- ▶ 地域ケア会議(個別)では、多職種による個別ケースへの対応検討や助言を通じ、地域の介護支援専門員の質の向上を図っています。また、地域ケア会議(テーマ別)では、個別ケースから地域ニーズやサービスの課題を抽出し、予防的観点も含めた具体的対応策の検討を行っています。介護負担の軽減を図りながら高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくためには、地域住民が主体とな



って介護予防に取り組むことができる地域づくりが重要となっており、行政と地域が連携し、課題の共有や具体的な解決策の検討を行っていく必要があります。

### 今後の方向性

- ▶ 福祉サービスの質の向上と、社会福祉法人の運営の適正化を図るため、関係法人等への情報提供や日々の指導・支援等を充実させていくとともに、評価結果等を区民に分かりやすく提供していきます。
- ▶ 福祉サービスの質の確保と給付費等の請求の適正化を図るため、指導監査結果を踏まえた助言・指導の他、集団指導等を充実させていくことで、事業に携わる関係者の運営基準等に対する理解を促進していきます。
- ▶ 高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの質の向上及びネットワークの構築のために、多くの専門職種に対し圏域会議への参加を促すとともに、会議をより活性化させるため、介護予防の様式や考え方について、介護事業者等と検討を進めています。



### (3)デジタル技術の活用等

#### 主な取組

事業名等	内容
タブレット端末を活用した遠隔手話通訳等	障害者福祉課の窓口等に、遠隔手話・筆談・音声認識機能を備えた専用のタブレット端末を配置し、聴覚、言語、音声機能等の障がいがある方のコミュニケーションを支援しています。
スマホ活用講座	老人福祉センター等において、高齢者を対象としたスマートフォン・タブレット講座や相談会を、オンラインにより実施し、機器の操作方法や利便性の周知を図ることを通じて、高齢者の社会参加や、家族・友人間の交流の促進を図っています。
ケアプランデータ連携システム導入支援事業	介護現場の業務負担軽減と生産性向上が期待されているケアプランデータ連携システムについて、導入から活用までの支援を行っています。

#### 現状と課題

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の流行後、日常生活の中でのデジタル技術の活用が急速に進みましたが、高齢者をはじめ、それを活用できない方が取り残されないよう、きめ細やかな支援が求められます。
- ▶ 福祉人材の不足への対応策の一つとして、福祉職場におけるデジタル技術の活用が注目され、徐々に活用する事業者等が増えてきていますが、さらに導入が促進されるよう、支援を充実させていく必要があります。

#### 今後の方向性

- ▶ 誰もがデジタル化への恩恵が受けられるよう、デジタル機器に触れることができる機会を、より身近な場所で増やし、その価値を実感することで、利用方法等の習得につながるような取組をさらに進めていきます。
- ▶ 福祉職場での日常業務の負担軽減や離職防止、定着率の向上が図られるよう、見守り機器やタブレット端末、インカム等のICT機器やデジタル技術の導入による業務の効率化や情報の共有化等のメリットを多くの関係者に周知し、利用の促進を図っていきます。



## (4)バリアフリーの推進

### 主な取組

事業名等	内容
心のバリアフリーの推進	様々な障がいに関する理解「心のバリアフリー」の促進に向けて、バリアフリー講演会の開催のほか、区立小中学校での道徳教育や荒川区社会福祉協議会と連携した出前授業等を実施しています。
障がい者差別解消講演会	障害者差別解消法が改正され、障がいのある方の社会参加に際し、社会における障壁を取り除くため、事業者による「合理的配慮」の提供が義務化されました。区では、事業者等を対象に、障害者基幹相談支援センターによる講演会を実施しています。
コミュニケーション支援事業	意思の疎通が困難な聴覚障がい者等に対し手話通訳者や要約筆記者を派遣することで、日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を支援しています。また、視覚障がい者や言語障がい者へのコミュニケーション手段として、対面音訳者や失語症支援者の派遣を行っています。
ユニバーサルウォーク★	街の中に存在するバリアへの気付きや、多様な特性への理解を深めてもらえるよう、子どもから高齢者まで、また、障がいのある方もない方も一緒に交流しながら、街の中の防災に関するポイントなどを巡るウォークラリーを開催しています。
荒川区バリアフリー基本構想における特定事業	荒川区バリアフリー基本構想においては、区内の4地区を重点整備地区に指定し、区をはじめとする公共施設の管理者及び公共性が高い民間施設の管理者が、バリアフリー化を推進する特定事業計画を設定し、その進捗状況を管理、評価しています。

※ 表中の★の付いた取組は、荒川区社会福祉協議会が実施しているものです。



## 現状と課題

- ▶ バリアフリーに関する様々な啓発活動を実施していますが、雇用や住居の確保、社会参画などの場面において、当事者が無理解な対応を受けることが依然としてあり、啓発活動をさらに充実させていく必要があります。
- ▶ 荒川区手話言語条例を制定し、手話の普及や利用促進等に取り組んでいますが、今後は障がい者による情報の取得や利用、意思疎通が円滑に行われるよう、さらなる環境の整備が求められます。
- ▶ 街の中に存在するバリアを自分ごととして感じることができるように、障がいのある方もない方も一緒に参加できるような事業等を開催し、その理解を促進していく必要があります。
- ▶ 区立施設については、新設や改修の際にバリアフリー化を積極的に進めています。加えて、道路や民間施設等のバリアフリー化については、特定事業計画に沿って進捗管理を行いながら改善を図っていますが、抜本的な解決が困難な場合もあるため、バリアフリーに対する意識・理解の向上、さらには「気付き」の醸成につながるソフト面の「心のバリアフリー」の推進が求められています。

## 今後の方向性

- ▶ 高齢者や障がいの方々が日常生活を送る中で感じる困難さや制約を理解し、気付き、支え合える「心のバリアフリー」を、学校や関係機関と連携して推進していきます。
- ▶ 荒川区社会福祉協議会等と連携して、事業の内容等を工夫し、様々な特性を持った方が一緒に参加できるような事業等の実施に取り組んでいきます。
- ▶ 「荒川区バリアフリー基本構想」に基づき、誰もが移動しやすい街づくりをさらに推進するとともに、定期的に実施される住民検討委員会を通じて、事業の見直しや改善に取り組んでいきます。
- ▶ 障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに意思を伝え、理解し、尊重し合いながら安心して生活することができる共生社会の実現を推進していきます。



## 【心のバリアフリー】とは

様々な人々の立場を理解しようとせず、適切な行動を行わないことで、円滑な移動や情報入手等が困難になり、平等な社会参加の機会が確保されず、差別を受ける人がいます。

私たちがそのことに気付くことが、「心のバリアフリー」の第一歩です。

障害のある人は、常に支援が必要だと思っていないでしょうか。また、いつも支援を受ける側であり、支援をする側にはならないと思っていないでしょうか。

意識の中にこうした偏見や思い込みがあることで、人々の行動やまちの環境にバリアが作り出されます。

バリアをなくすためには、私たちの意識を改め、そのことを行動で示すことが必要です。

すべての人が平等に社会参加できる社会や環境について考え、そのために必要な行動を続けることが「心のバリアフリー」です。

出典：東京都「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブック

[庁議説明資料・令和7年11月19日]

件 名	重症心身障がい児通所支援事業者に対する補助事業の実施について			
ポ イ ン ト	重症心身障がい児通所支援事業者に対し新たに補助事業を実施する。			
内 容	<p>1 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある児童の療育等を行うため、児童福祉法に規定される児童発達支援や放課後等デイサービスが民間事業者等により実施されている。</li> <li>・重心児を対象とする事業所は、嘱託医や看護師、機能訓練担当職員が必要であり、施設の特性上、相応のスキルをもった専門職の確保が必要となる。区内においては営利を目的とする法人が役割を担っている。</li> <li>・専門職の人員確保の困難さや重い人件費負担に加え、通所者の特性上休所が多くなり収入が不安定になる場合があることなどから、重心児を対象とする事業所数は限られている状況である。</li> </ul> <p>2 重症心身障害児等を対象とする事業所の運営等における課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今の地価上昇等に伴い賃料が高騰しており、採算に見合う物件の確保が困難となっている。</li> <li>・専門職の採用活動費が高騰しており、新規事業所の開設時や退職発生時などにおける人材確保に係るコストが課題となっている。</li> <li>・区内の運営事業所は、都の重症心身障害児対象事業者運営補助の補助要件に合致しておらず、財政的に不安定になりやすい状況である。</li> </ul> <p>3 対応策</p> <p>都補助の対象外となっている重心児を対象とする事業所の安定的な確保に向け、区として補助事業を実施する。</p> <p>ア 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重心児を対象とする児童発達支援又は放課後等デイサービス事業者</li> </ul> <p>イ 対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸借契約を締結している土地、建物及び駐車場の賃借料</li> <li>・看護職員又は機能訓練担当職員の採用活動に係る経費</li> </ul> <p>ウ 補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃借料 250千円（月額上限・補助率1/2）</li> <li>・採用活動費 採用1人あたり200千円（年2人を上限）</li> </ul> <p>4 経費</p> <p>令和7年度想定 4,200千円</p> <p>5 事業開始日</p> <p>令和7年12月</p>			
今 後 の 予 定	令和7年11月 要綱策定、広報 12月 事業開始			
議会等報告	開示予定日	区報	H P	記者会見
個別説明	議員説明後	—	○	—

